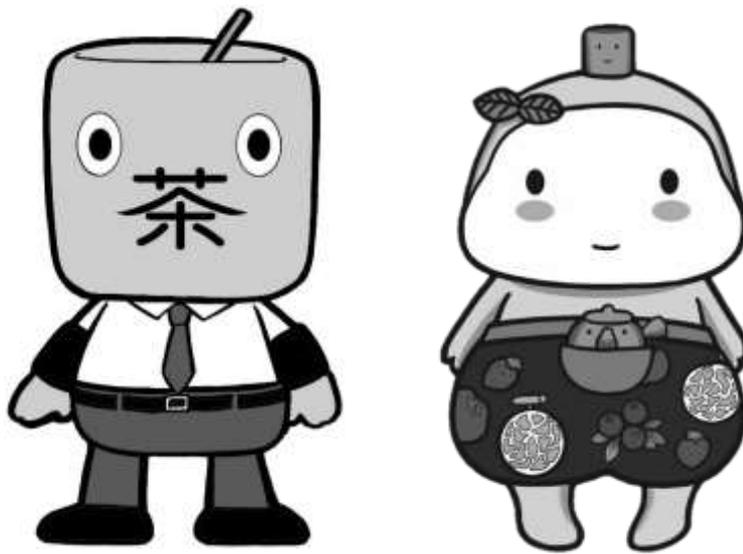


# 第4次菊川市

## 地域福祉計画・地域福祉活動計画



令和4年3月

菊川市

社会福祉法人菊川市社会福祉協議会



# 目次

第1章 計画策定における考え方 .....	1
1 地域福祉の考え方.....	2
2 菊川市の傾向.....	3
3 地域福祉推進のための体制 .....	5
4 計画推進の仕組み.....	6
第2章 計画の基本的事項.....	9
1 計画策定の趣旨と背景.....	10
2 社会動向.....	11
3 計画の位置付け .....	13
4 計画の期間.....	15
第3章 目指す地域福祉の姿.....	17
1 基本理念.....	18
2 基本目標.....	20
3 施策の体系.....	21
第4章 施策の展開.....	23
基本目標1 みんなが地域に関心を持ち、参加する仕組みづくり .....	24
基本目標2 みんながつながり、支え合う温かな地域づくり .....	30
基本目標3 みんなで課題を受け止め、解決へつなぐ体制づくり .....	42
菊川市成年後見制度利用促進基本計画.....	48
(成年後見制度の利用促進に向けた取組) .....	48
資料編 菊川市の現状・課題.....	51
1 統計データの状況.....	52
2 市民アンケート調査の結果 .....	68
3 団体ヒアリング調査の結果 .....	78
4 第3次計画の進捗状況.....	87
5 みんなのしあわせ懇談会の結果.....	89
附録.....	95
1 計画の策定体制 .....	96
2 計画策定の経過 .....	97
3 菊川市地域福祉計画推進委員会設置要綱.....	98
4 菊川市地域福祉活動計画推進委員会設置要領.....	100
5 委員名簿.....	102







# 第 1 章

## 計画策定における考え方



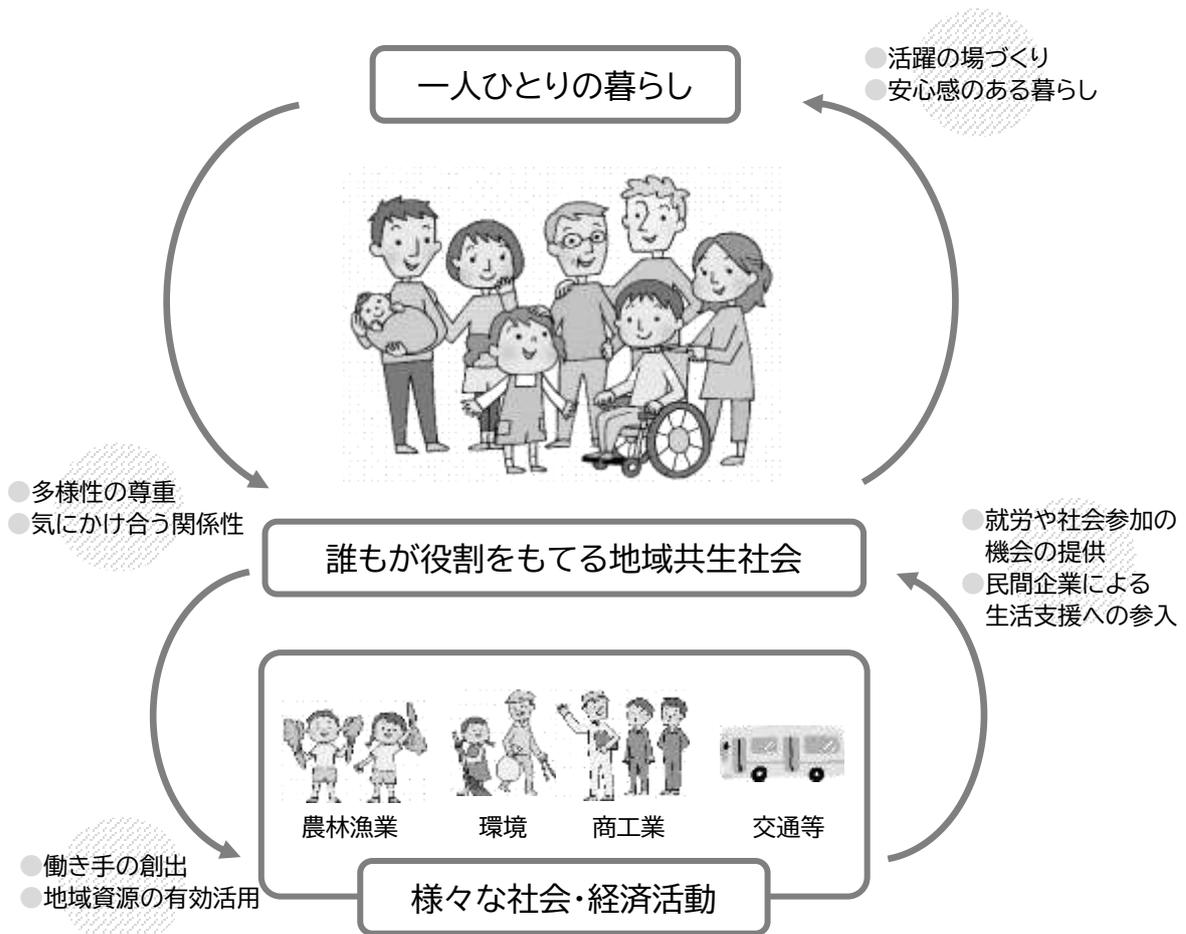
# 1 地域福祉の考え方

「福祉」は、「しあわせ」という意味をもつ「福」と「さいわい」という意味をもつ「祉」が合わさった“幸せ”を意味する言葉です。生活に困っている人に手を差し伸べることや、援助することだけではなく、全ての人に等しくもたらされるべき“幸せ”のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを言います。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、全国的な人口減少が進み、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。菊川市（以下、「本市」という。）も例外ではありません。そうした要因から福祉に対するニーズが多様化・複雑化しており、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、しあわせな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

これからの地域福祉は、支え合い、支えられる地域、誰もが住み慣れたまちでしあわせな生活を送ることができる「地域共生社会の実現」を目指していく必要があります。

## ●●● 地域共生社会のイメージ ●●●

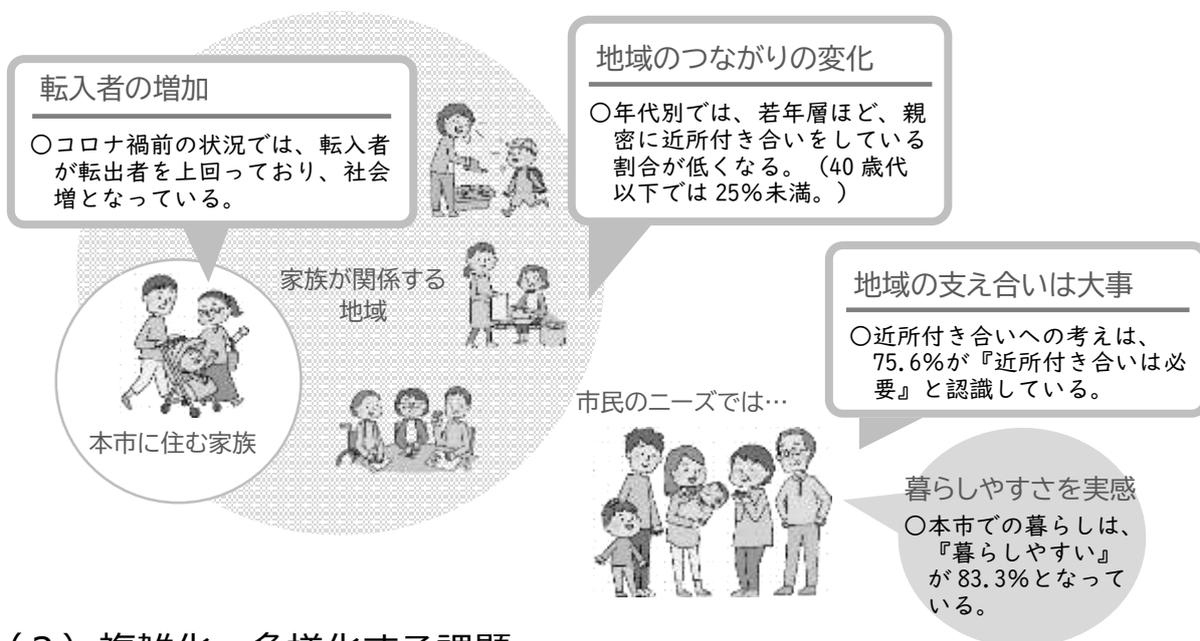


## 2 菊川市の傾向

統計データや市民を対象としたアンケートを基に、地域福祉をめぐる本市の傾向をまとめています。

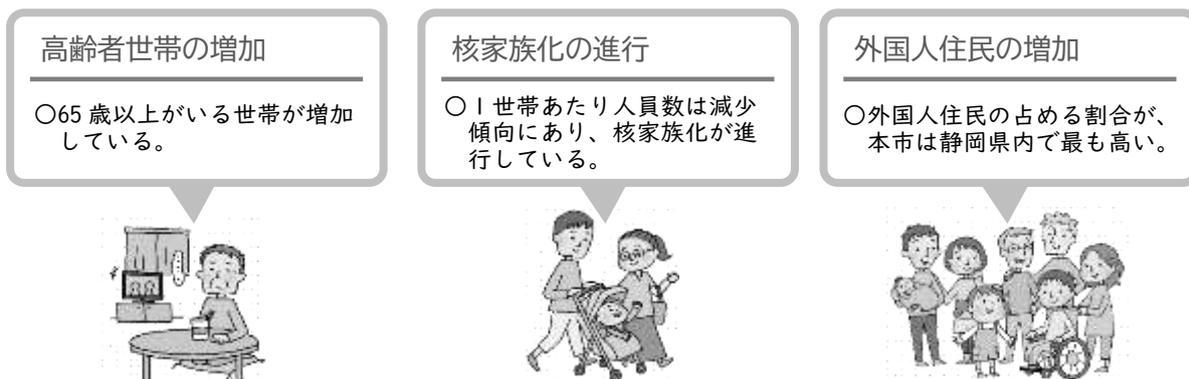
### (1) 地域の関係性の変化

本市の1世帯あたり人員数は、全国や静岡県と比較すると多いものの、経年では減少傾向にあり、核家族化が進行しています。今後、核家族化や転入者の多い近年の傾向を鑑みると、地域の関係性に変化がみられる可能性があります。



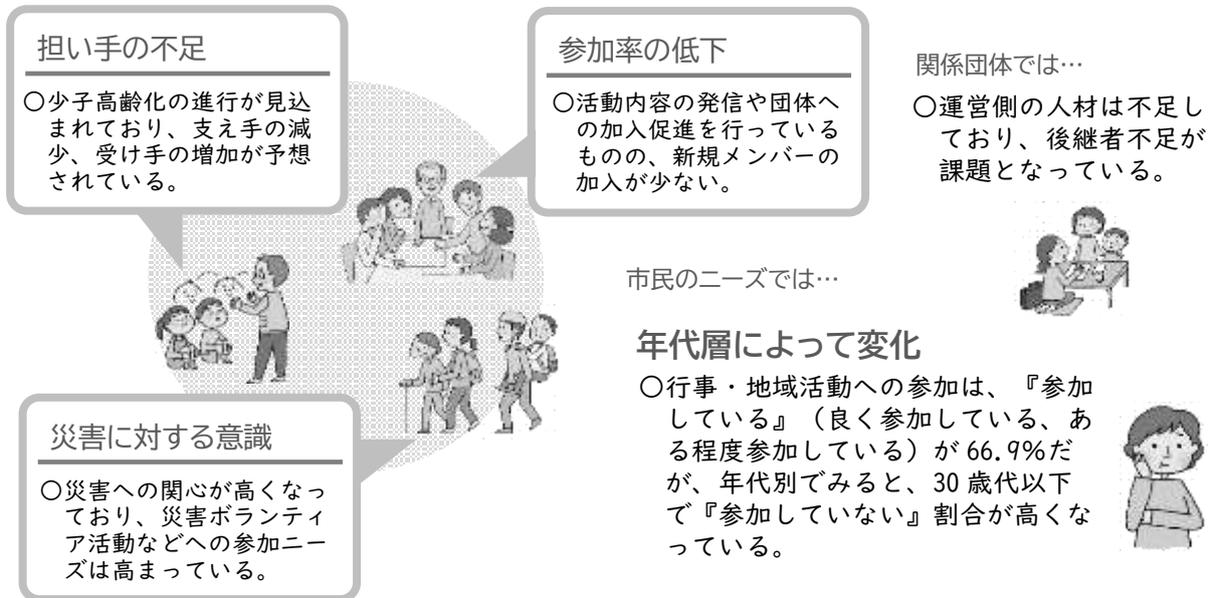
### (2) 複雑化・多様化する課題

全国的な状況ではありますが、本市においても子育て世代、高齢者、障がいのある人に対する支援だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、虐待等）がみられています。



### (3) 地域福祉活動・ボランティア活動について

本市が実施したアンケート調査の結果、近年増えている災害に関する意識の高まりはみられるものの、地域福祉活動・ボランティア活動については、担い手不足や参加率の低下が課題となっています。



### (4) 市民の悩みに対する必要な相談体制

市民の悩みや不安は、ライフステージに沿って変化（若い世代では生活や経済・子育て、高齢層では健康）しており、世代ごとに異なる悩みに対し、適切に相談・支援につなげられる情報提供、体制整備等が必要となっています。



- ライフステージに沿った相談支援窓口の周知と相談しやすい公的な窓口づくり（重層的な支援体制づくり）
- 医療サービス（医療と福祉とが連携した取組）、子育て支援サービス、在宅福祉サービス等の充実

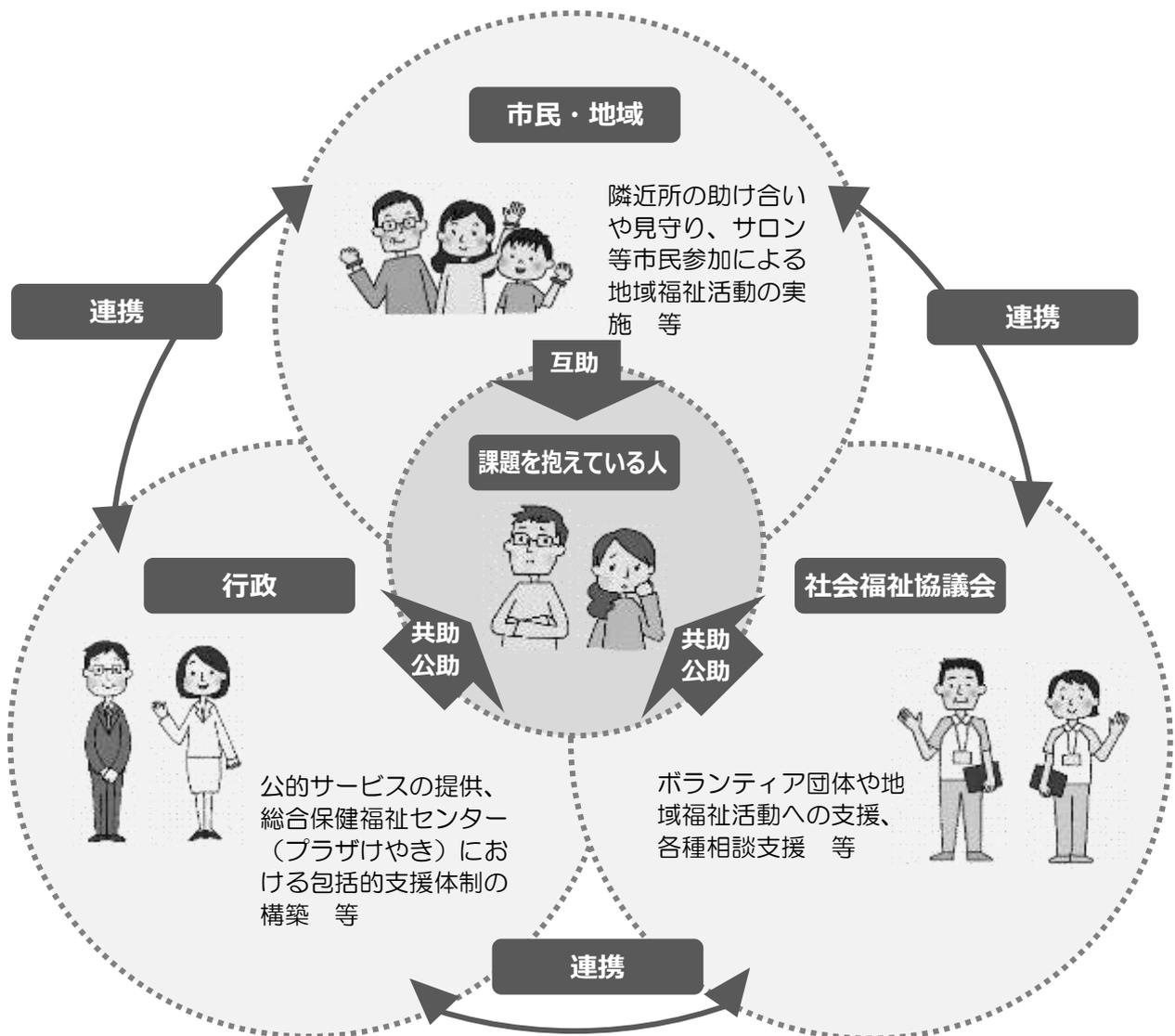
# 3 地域福祉推進のための体制

地域福祉の推進のためには、計画の基本理念や基本目標の達成に向けた取組について、市民一人ひとりのレベルから、家族や隣近所、自治会、さらに市内全域まで、それぞれが担う役割を認識し、重層的に進めていくことが重要です。

本市では、複雑化・多様化する地域課題に対応するため、自分や家族といった最も小さな範囲から本市全域まで、相互の役割を確認し合いながら、重層的に地域福祉推進のための取組を進めていきます。

地域福祉の主人公は市民一人ひとりや地域です。しかし、市民や地域だけでは課題解決が難しいケースもあります。そのため、市民・地域、行政、社会福祉協議会がつながり、それぞれの役割に応じて主体的に地域課題に関わり、課題解決を目指します。

●●● 本市の地域福祉推進のための仕組み ●●●



## 4 計画推進の仕組み

「第4次菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）に基づく施策の進捗状況を把握するとともに、本計画全体の成果についても点検・評価することが重要です。地域の課題を把握し、課題解決のための活動を行う主体は市民であることから、本計画の推進にあたり、市民の視点に立った点検及び評価を毎年度行い、施策の改善につなげていきます。

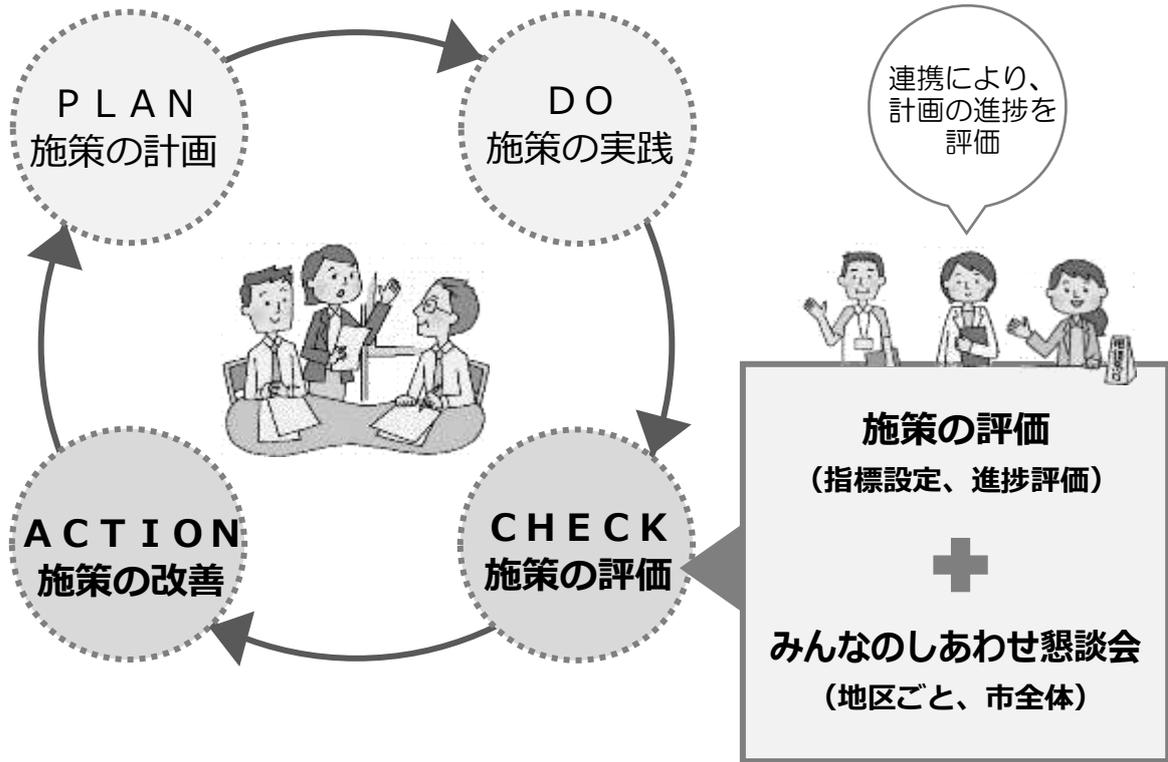
計画の評価にあたっては、まず、各施策・事業の担当課並びに社会福祉協議会において、施策・事業の進捗状況を把握するとともに、施策・事業の実施にあたり浮き彫りになった課題を明らかにします。これらの結果を「菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」において報告し、必要に応じて施策・事業の見直しを行います。

計画の進行管理にあたっては、総合的かつ効果的に施策を推進するため、PDCAサイクルを活用します。社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業へ反映するとともに、新たな課題についても解決に向けて取り組みます。

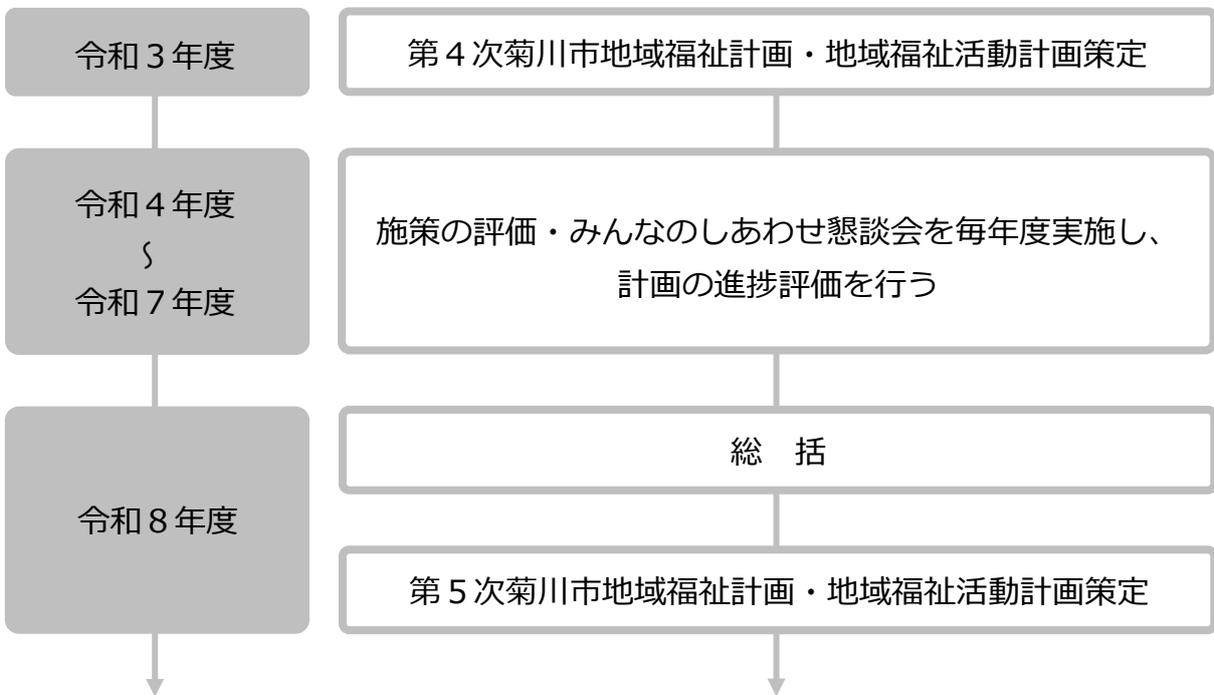
くわえて、施策の進捗状況を把握するとともに、計画全体の成果についても点検・評価することが重要です。各施策・事業の推進にあたっては、PDCAサイクルの「CHECK（施策の評価）」「ACTION（施策の改善）」を重視します。

本計画中の「市民・地域が取り組むこと」「行政が取り組むこと」「社会福祉協議会が取り組むこと」については、定期的を開催する「みんなのしあわせ懇談会（地区ごと、市全体）」等で内容を確認し、評価を行います。また、どのように施策を進め、そのために市民・地域、行政、社会福祉協議会がそれぞれどのようなことに取り組む必要があるか、話し合いを行います。

●●● PDCAサイクル ●●●



●●● 進行管理と評価 ●●●







## 第 2 章

### 計画の基本的事項



# 1 計画策定の趣旨と背景

国では、平成28年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」が設置され、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組む仕組みをつくっていくことや、地域づくりのための支援と地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な（「丸ごと」）支援体制の整備を進める方向性が示されています。

また、平成29年に改正された社会福祉法の第107条に基づき、各自治体が地域福祉計画を策定することが努力義務となりました。市民や福祉関係団体、社会福祉協議会、行政など、それぞれの立場での役割を担いながら、地域社会で支え合いや連携の強化が求められています。

さらに、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることとなっています。

本市では、平成18年度に地域福祉計画を策定し、これまで各主体の立場から地域福祉を推進してきました。平成28年度には、「第3次菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「前回計画」という。）を策定し、社会福祉法人菊川市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）との一体的な地域福祉の推進のため、社協が策定する地域福祉活動計画をあわせて策定し、「地域福祉の推進～つながりの“輪” きくがわ～」の基本理念のもと、地域福祉を推進してきました。

前回計画は、令和2年度末に計画終了の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受け、計画期間を1年延長しました。そのため、令和4年度から令和8年度までの5年間の本市の地域福祉推進の方向性を示す本計画を策定します。

## 2 社会動向

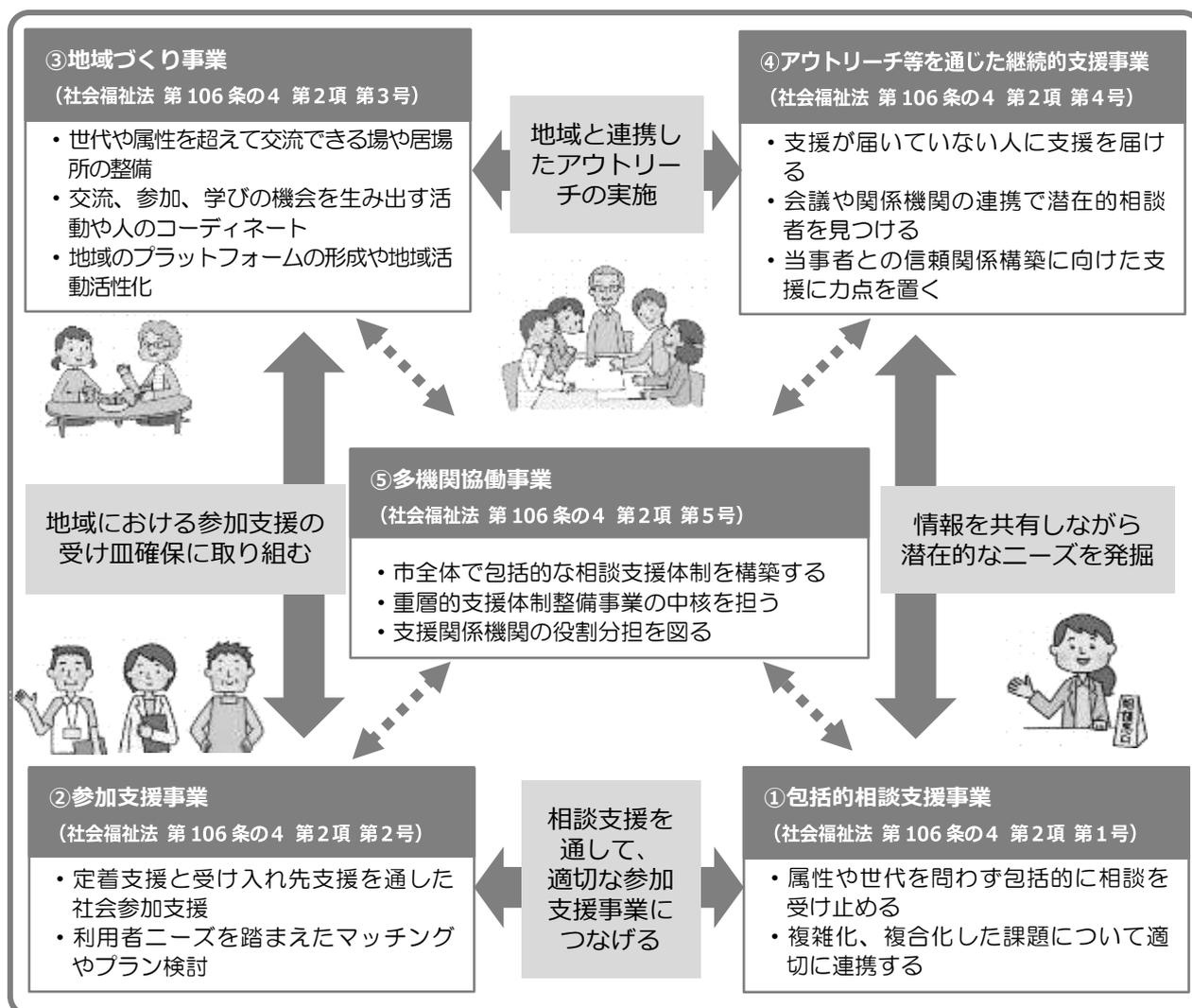
### (1) 地域共生社会推進検討会の提言と重層的支援体制整備事業

国では、地域共生社会推進検討会において、包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を行い、令和元年12月に最終とりまとめを公表しました。その中で、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを内容とする新たな事業の創設を行うことで、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するべきとの提言が示されています。

これを踏まえ、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和3年4月に施行されました。

重層的支援体制整備事業は、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業です。

●●● 国の示す重層的支援体制整備事業の全体像 ●●●



## (2) SDGs (持続可能な開発目標) との関係

平成27年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs (持続可能な開発目標)」が採択されました。SDGsは、令和12年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

福祉分野においては、全国的にこれまでの既存の支援体制だけでは対応しきれない、制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化がみられる中、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すSDGsの視点を踏まえた施策の推進が求められます。

本市では、地方創生SDGs官民連携プラットフォームへの加入や各個別計画へのSDGsの反映、広報菊川を通じた市民へのSDGsに関する啓発等、SDGs推進のための取組を実施してきました。また、令和3年度より、各部の運営方針において、SDGsと市の政策を結びつけ、目標達成に向けた市の取組を明確化しています。健康福祉部では、地域福祉の推進や地域共生社会の実現に向けた取組を行うことで、SDGsの達成に寄与する方向性を示しています。

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」は地域福祉計画・地域福祉活動計画が目指す「地域共生社会」の確立と共通する目的であり、本計画はこの理念に沿って、国籍、性別、年齢、生き方や暮らしを認め合い、互に関係しながら、みんなで課題解決を図るために、SDGsに即した観点を施策に取り入れて計画策定及び推進を行います。

●●● SDGsの17の目標 ●●●

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



# 3 計画の位置付け

## (1) 計画の根拠と役割

「菊川市地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、行政が策定する市町村地域福祉計画です。

また、「菊川市地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼び掛けて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を営むものが相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした、住民の活動計画です。

さらに、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律の第14条1項の規定に定める「市町村成年後見制度利用促進計画」として基本的な計画を定めますが、制度利用促進のため掛川市・御前崎市と広域で連携を図りながら事業を進めることから、各市の計画内容を踏まえ、整合を図ります。

くわえて、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）、「再犯防止推進計画」についても、県の計画の内容を踏まえ、本計画との整合を図るものとします。

## (2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

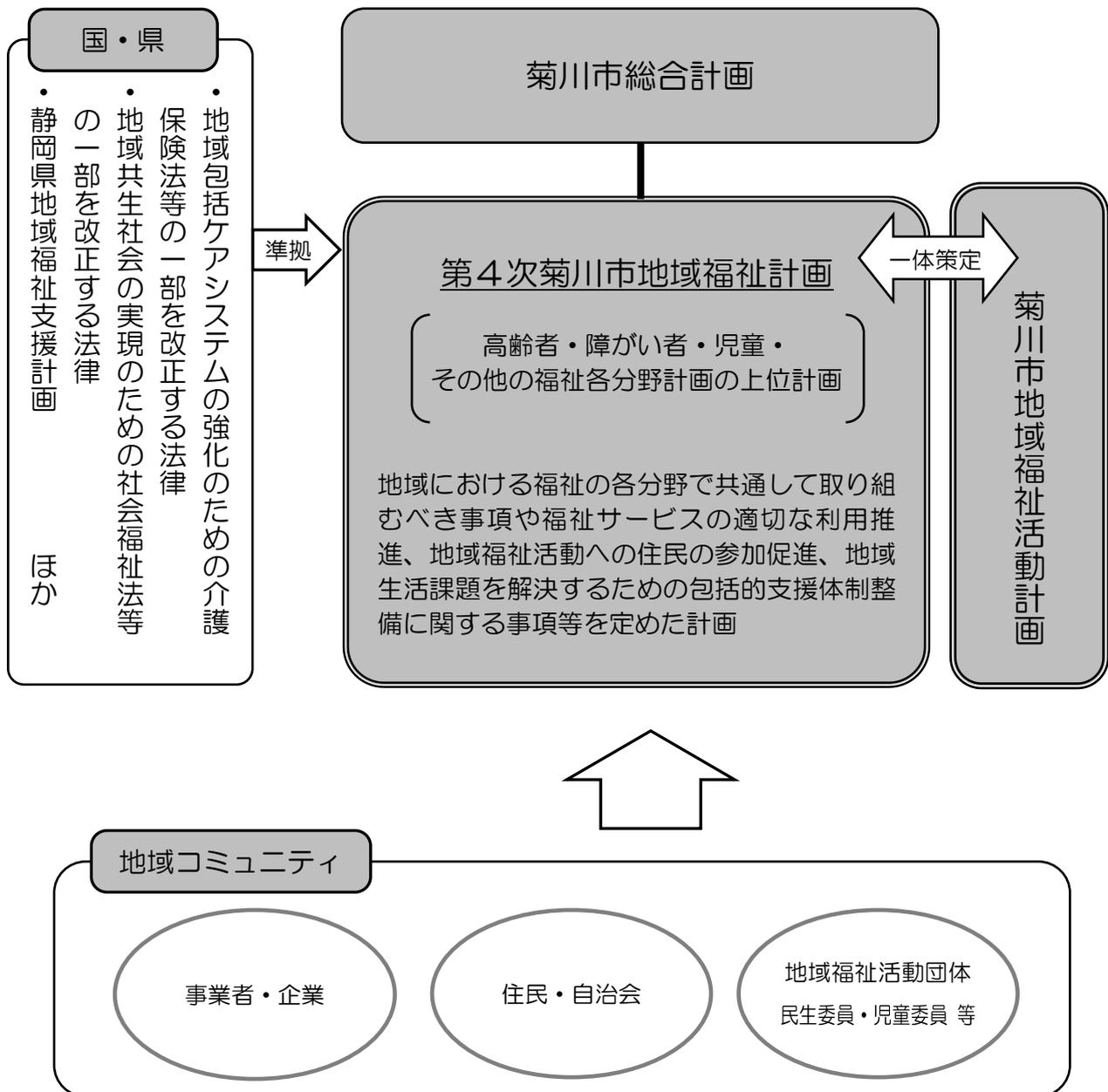
地域福祉を推進する上で、地域福祉計画と地域福祉活動計画が同じ方向を目指し、連携しながら地域福祉の取組を推進することが重要です。本計画では、「菊川市地域福祉計画」と「菊川市地域福祉活動計画」を一体的に策定することで、「市の取組」「社会福祉協議会の取組」「地域の取組」を示し、官民協働による地域福祉の推進を図ります。

### (3) 総合計画及びその他関連計画との関係

本計画は、本市のまちづくり施策の基本計画である「菊川市総合計画」を上位計画とし、「介護保険事業計画」「高齢者保健福祉計画」「東遠地域広域障害者計画」「子ども・子育て支援事業計画」をはじめとした福祉事業や保険事業に係る各種計画の上位計画として位置付けられます。

また、策定及び進行管理は、地域コミュニティの多様な主体が参画・協働して行います。

●●● 他計画との関係 ●●●



# 4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年とします。なお、毎年度、計画の進捗状況の確認及び事業評価・見直しを行います。

●●● 計画の期間と主な関連計画の期間との関係 ●●●

計画名	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9～	
	菊川市総合計画		第2次			第3次		
菊川市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画		第4次					第5次	
菊川市子ども・子育て支援事業計画		第2期			第3期			
菊川市介護保険事業計画		第8期		第9期		第10期		
菊川市高齢者保健福祉計画		第9次		第10次		第11次		
東遠地域広域障害者計画		第2次		第3次				
東遠地域広域障害福祉計画		第6期		第7期		第8期		
東遠地域広域障害児福祉計画		第2期		第3期		第4期		
菊川市健康増進計画		第3期		第4期				
菊川市食育推進計画		第2期		第3期				
菊川市いのち支える自殺対策行動計画		第1期		第2期				
菊川市多文化共生推進行動指針		第4次					第5次	
菊川市男女共同参画プラン		第4次					第5次	

その他、地域福祉が関連する計画などとも整合を図ります。





# 第 3 章

## 目指す地域福祉の姿



# 1 基本理念

本計画では、以下の基本理念を掲げます。

●●● 基本理念 ●●●

## みんなであつなく しあわせのわ きくがわ

### 基本理念に込めた想い

#### みんなであつなく

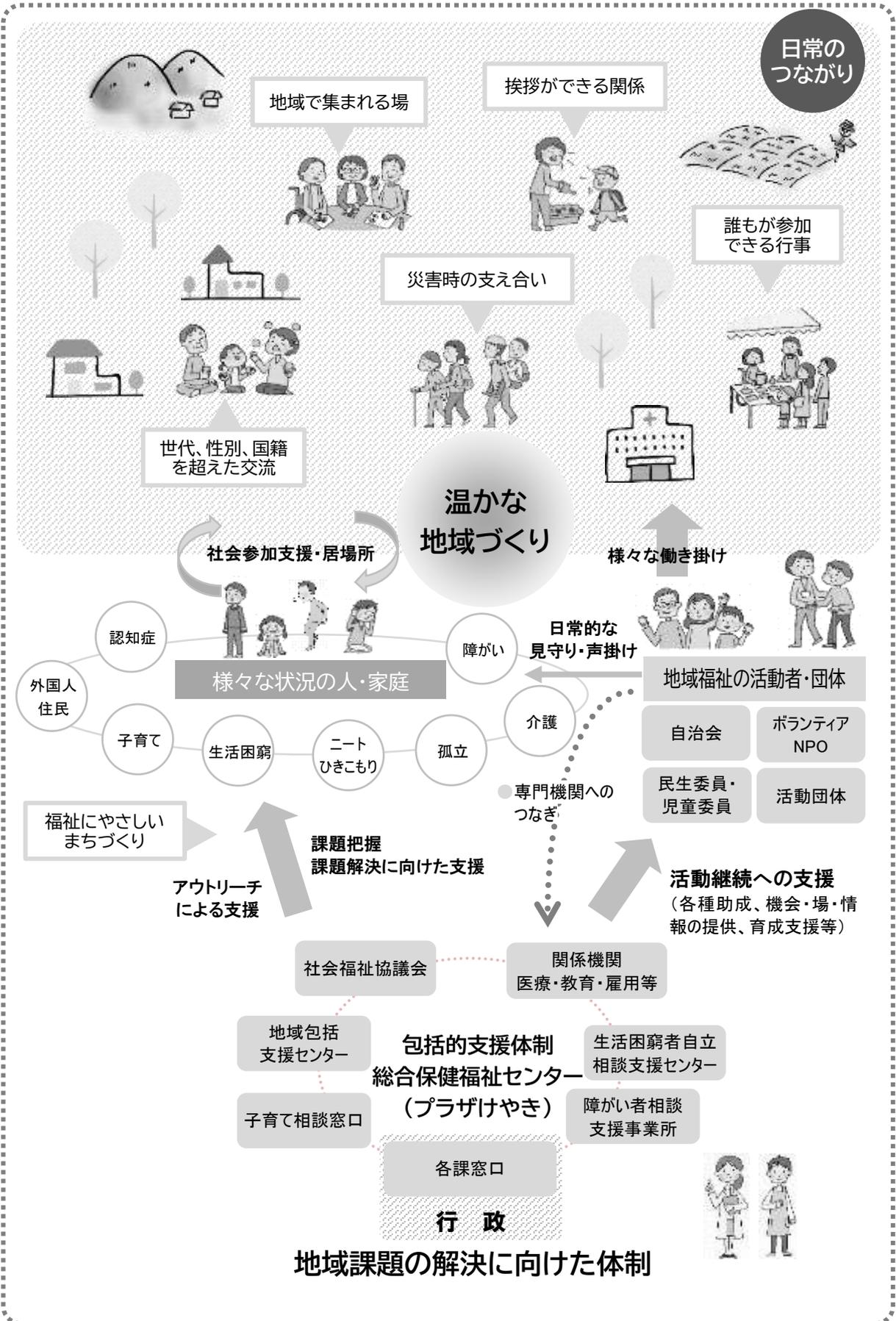
本市には、乳幼児や働き盛り世代の人、高齢者、他の自治体から移住してきた人、障がいのある人、外国にルーツをもつ人等、様々なバックグラウンドをもつ人が暮らしています。しかしながら、昨今、地域の関係性の希薄化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「新しい生活様式」の実践等により、たくさんのつながりが失われつつあります。地域に住む皆さんそれぞれが身近な人や周りに住んでいる人と手を取り、人と人がつながる菊川市を目指します。

#### しあわせのわ きくがわ

本市では、「しあわせのわ きくがわ」をキーワードとして、本市の魅力発信や移住・定住施策の推進を図ってきました。また、豊かな自然環境や、子育て環境の充実、やさしくて思いやりのある人がたくさん住んでおり、地域が温かであることも本市の魅力の一つです。

こうした本市のもつ魅力を活かしつつ、「住みやすく、住み続けたい」まちとなるためには、市民一人ひとりが「しあわせ」を感じる事が重要であり、福祉が大きな役割を担います。

子育て支援や高齢者福祉、障がい者福祉といったこれまで取り組んできた福祉施策をより一層充実させるとともに、地域に住む皆さんがお互いのことを思い、尊重し、助け合いながら、みんなが自分らしく生き生きととも生きていける、誰もが「しあわせ」を感じる菊川市を目指します。



## 2 基本目標

### 基本目標1 みんなが地域に関心をもち、参加する仕組みづくり

地域住民がともに支え合い、地域をともに創る「地域共生社会」を実現し、地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが地域や福祉に関心をもち、互いの個性や課題を理解し、互いに尊重しながら地域活動に参加することが必要不可欠です。市民の地域や福祉に対する意識啓発を図り、必要な人に必要な情報が届く仕組みづくりや環境づくりから、地域福祉に参加しやすいまちづくりを目指します。

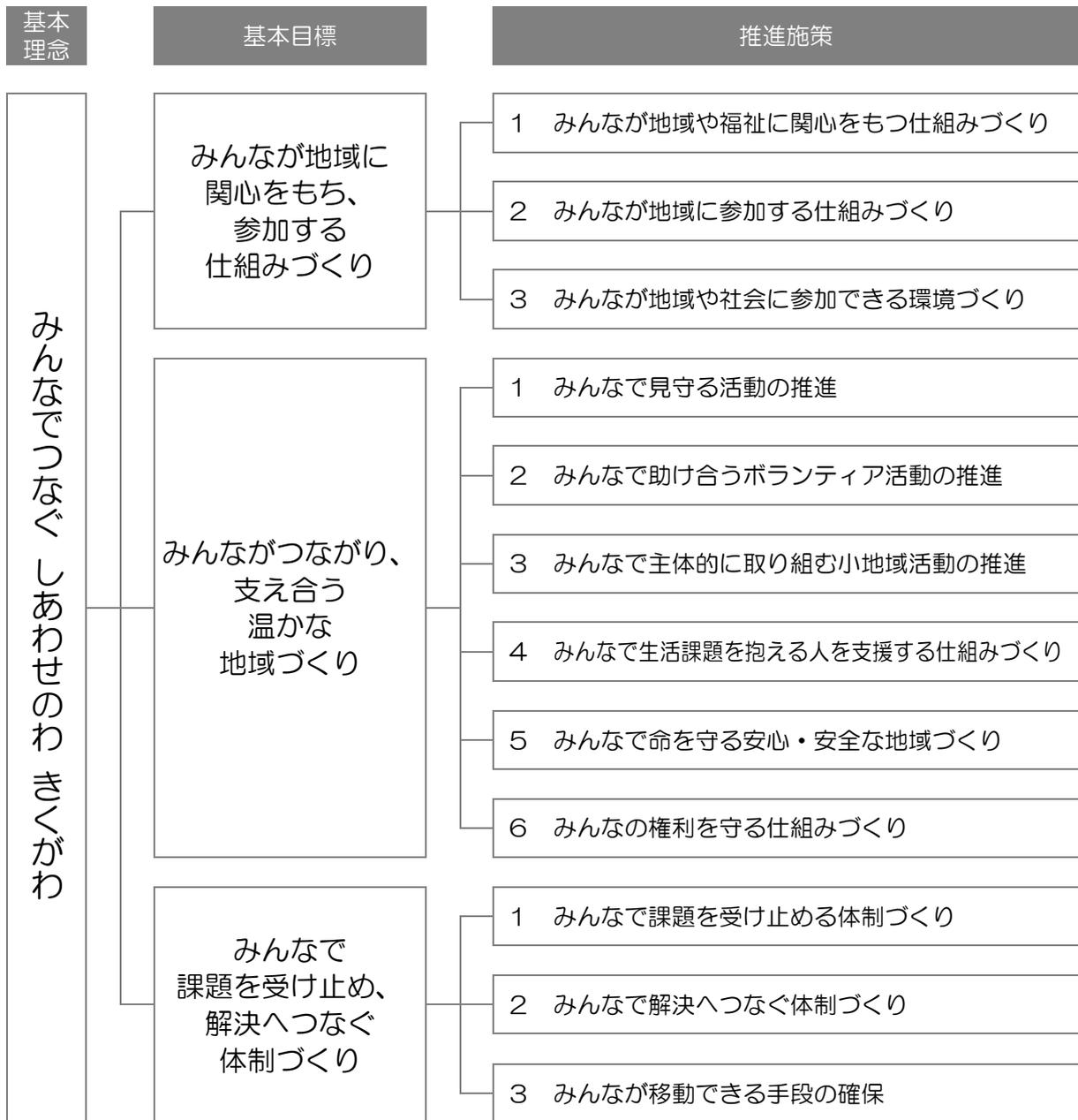
### 基本目標2 みんながつながり、支え合う温かな地域づくり

市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域住民による支え合い・見守り活動やボランティア活動、市民主体の小地域活動等の様々な地域福祉に関わる活動の促進を図ります。地域福祉活動の担い手の確保・育成を図るとともに、関係機関等と連携した支援を行い、温かい地域づくりを理想とし、市民や地域の団体などの地域資源を最大限活用して、お互いに支え合う地域を目指します。

### 基本目標3 みんなで課題を受け止め、解決へつなぐ体制づくり

子どもから高齢者まで誰もが、抱える生活上の問題について、気軽に相談できる体制をつくり、解決ができるような仕組みを整えます。生活課題の多様化・複雑化がみられるため、一人ひとりの生活課題を受け止め、解決へつなぐための包括的な支援を行うとともに、個人の権利が守られるよう権利擁護に努めます。また、福祉課題を解決する一つの手段である福祉サービスの提供体制の強化を進め、誰もがこのまちで、自分らしく生き生きと暮らせる地域づくりを目指します。

# 3 施策の体系







# 第4章

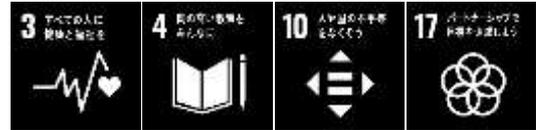
## 施策の展開



# 基本目標 1 みんなが地域に関心を持ち、参加する仕組みづくり

## 施策 1 みんなが地域や福祉に関心をもつ仕組みづくり

### みんなで目指す方向性



市民・地域、行政、社会福祉協議会が一体となって地域福祉を推進するためには、まずはみんなが地域や福祉に関心をもつことが第一歩となります。そのためには、地域や福祉に関する情報をみんなが把握し、共有するための仕組みづくりが必要です。

行政や社会福祉協議会は、福祉に関する法律や制度、生活支援に関する情報について、広く周知・啓発を行います。周知・啓発にあたっては、市民視点に立ち、各対象者が情報を受け取り、活用することができるよう、伝達手段を意識するとともに、分かりやすく情報を伝えます。

また、年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが情報を得たり、福祉に関心をもつことができるための取組を行います。

### 市民・地域が取り組むこと

- 若い人から高齢者まで福祉に関心を持ちます。
- 福祉に関するPR（講演会、リーフレット配布等）を行います。
- 社会福祉や地域福祉に関する勉強会を開催します。
- 年齢や障がいの有無、国籍にかかわらず、地域で交流します。

### 行政が取り組むこと

福祉に関する法律や制度等について、市の広報誌やホームページによる周知・啓発を行います。

障がいの有無等にかかわらず、情報を伝達・共有することができるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業や担い手となる人材の育成等を行います。

#### <取組例>

- 広報誌・ホームページ等による啓発活動
- 福祉啓発事業
- 手話奉仕員養成講座
- 多言語での情報提供

### 社協が取り組むこと

生活支援につながる情報を提供します。

また、市民や子どもが福祉に関心を持ち、理解を深めたり交流することができる場を設けます。

#### <取組例>

- 広報活動事業
- ふれあい広場
- 市民社会福祉大学
- 地域福祉教育実践校助成事業

## 行政の主な取組

			1-1
No.	取組	内容	担当課
1	広報誌・ホームページ等による啓発活動	広く市民が地域や福祉に関心をもち、情報を入手できるような取組を行います。分かりやすいホームページの作成を行い、福祉の情報に接する機会を増やすため、SNSによる情報発信にも努めます。	各課 秘書広報課
2	福祉啓発事業	福祉について学ぶ機会の提供や、福祉体験を行う事業を通じて市民が身近に福祉に関心をもつ取組を進めます。	福祉課
3	手話奉仕員養成講座	聴覚障がい者及び福祉に対し、理解と熱意をもつ市民を対象に、手話学習の機会として手話表現技術の養成を行い、聴覚障がい者とのコミュニケーションを支援する人材を育成し、福祉の増進を図ります。	福祉課
4	多言語での情報提供	情報の多言語化を推進し、外国人住民の生活に必要な情報が届く仕組みづくりを行います。また、多言語対応可能な通訳の配置等により、窓口対応の充実を図ります。	各課 秘書広報課 地域支援課



## 目標指標

指標名	R3 現状値	R8 目標値
「広報誌・市ホームページ・出前行政講座などを通して市の情報が発信されているまち」と思う市民の割合	76.3%	82.0%

## 市民・地域と社協の取組

社会福祉協議会では、市民・地域の参加や協力を得ながら主に

- 広報活動事業
- ふれあい広場
- 市民社会福祉大学
- 地域福祉教育実践校助成事業

等の事業を通じて、生活支援につながる情報を提供します。また、市民や子どもが福祉に関心を持ち、理解を深めたり交流することができる場を設けます。

## 施策 2 みんなが地域に参加する仕組みづくり

### みんな目指す方向性



市内の各地区センター（コミュニティセンター）等の公共施設の機能充実や適切な管理・運営を行うことで、誰もが利用しやすい施設づくりを進めます。また、各地区センターや地域活動支援センター等の利用促進を図るとともに、コミュニティ協議会活動に対する支援を行い、地域活動のより一層の活性化を図ります。

また、年齢や性別、国籍等にかかわらず、誰もが地域活動へ参画することができるよう、様々な属性の人に対する参加促進や場の提供等を行います。

### 市民・地域が取り組むこと

- 隣近所の人と誘い合わせて地域活動に参加します。
- 自治会等の地域組織でイベント等を開催します。
- 地域住民が参加しやすい場や活動にします。
- 地域の行事に参加することで、地域を知ります。

### 行政が取り組むこと

各地区センターや地域活動支援センターの充実を図り、地域活動を行う環境づくりを行います。

また、地域で活動する団体や市民主体の活動に対する支援を行うとともに、地域活動への参加促進のための取組を行います。

#### <取組例>

- コミュニティ協議会活動の支援
- 1%地域づくり活動交付金
- 市民活動の支援
- 市民協働センターの設置・運営
- 自治会活動の支援
- 地区センターの有効な利活用
- 地域活動支援センター事業
- 地域の居場所づくり
- 手話通訳・要約筆記者派遣事業
- 外国人住民の地域活動への参加促進

### 社協が取り組むこと

地域の課題や地域福祉の方向性を検討する場を設けます。

また、地域活動に対する支援や参加促進のための啓発を行います。

#### <取組例>

- みんなのしあわせ懇談会
- ふれあい健康づくり
- レクリエーション用具等貸出
- 若者対象のちょっとしたボランティアや地域活動の啓発

## 行政の主な取組

			1-2
No.	取組	内容	担当課
5	コミュニティ協議会活動の支援	市内 11 地区を単位に、各地区センター（コミュニティセンター）を拠点として、地区内の住民や各種団体により構成されている協議会の活動を支援します。	地域支援課
6	1%地域づくり活動交付金	まちづくり団体（地域づくり団体及びコミュニティ協議会等）が、自発的かつ主体的に取り組む「まちづくり、地域づくり活動」に係る経費の一部を助成します。	地域支援課
7	地域活動支援センター事業	障がいのある人が地域社会との交流ができるよう、地域活動支援センターを核にして地域活動に参加しやすい環境づくりを進めます。	福祉課
8	地域の居場所づくり	地域に住む多世代の人々が自由に参加でき、主体的に関わることで、自分を活かしながら過ごせる場所にします。また、既存の居場所の継続支援や新たな居場所の立ち上げに取り組みます。	長寿介護課 地域支援課
9	手話通訳・要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者が社会的に活動できるように手話通訳者・要約筆記者を派遣します。	福祉課
10	外国人住民の地域活動への参加促進	外国人住民が地域社会の一員として活躍するため、関係機関及び団体と協働し、地域活動に関する情報の多言語化や交流の機会づくりを進めます。	地域支援課



## 目標指標

指標名	R3 現状値	R8 目標値
「地域のコミュニティ活動などが市のまちづくりに活かされてるまち」だと思う市民の割合	66.5%	69.0%
市民協働センターへの団体登録数	75 団体	90 団体

## 市民・地域と社協の取組

<p>社会福祉協議会では、市民・地域の参加や協力を得ながら主に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●みんなのしあわせ懇談会</li> <li>●ふれあい健康づくり</li> <li>●レクリエーション用具等貸出</li> </ul> <p>などの事業を通じて、地域の課題や地域福祉の方向性を検討する場を設けます。また、地域活動に対する支援や参加促進のための啓発を行います。</p>
--

## 施策 3 みんなが地域や社会に参加できる環境づくり

### みんなで目指す方向性



年齢や障がいの有無、国籍等にかかわらず、誰もが地域や社会に参加し、自分らしく役割を果たしたり、趣味や特技、これまで培ってきた経験や技術を地域づくりに活かしていくことは、地域や社会にとって大きな価値があることです。また、地域や社会への参加は、参加する人にとっても仲間づくりや新たな技術や知識の習得に、ひいては生きがいのある生活の実現にもつながります。

行政や社会福祉協議会は、誰もが地域や社会に参加することができるよう、当事者や当事者を支える人による団体活動を支援します。また、スポーツ・レクリエーションや生涯学習・文化芸術、就業等、あらゆる機会を通じて地域や社会に参加することができる機会を設けます。

### 市民・地域が取り組むこと

- 行事に参加しやすい雰囲気をつくり、みんなで声を掛け合います。
- オンラインやSNSでイベントに参加できるようにします。
- 団体間で交流や情報交換を行います。
- 趣味の活動を通じ、楽しみながら参加します。

### 行政が取り組むこと

当事者や当事者を支える人による団体に対し、支援や人材育成のための取組を行います。

また、スポーツや生涯学習に触れる場の提供や、就業への支援等、誰もが地域や社会に参加する機会を設けます。

#### <取組例>

- スポーツ・レクリエーション活動の振興
- 生涯学習・文化芸術活動の推進
- 活躍する場の提供支援
- 地域介護予防活動支援事業
- 介護者のつどい

### 社協が取り組むこと

当事者や当事者を支える人による団体活動を支援します。

また、団体間での交流や情報交換を行う場や機会を設けます。

#### <取組例>

- 当事者団体（手をつなぐ育成会・身体障がい者福祉会・老人クラブ連合会）事務局
- 障がい者理解普及啓発交流事業
- 訪問傾聴ボランティア派遣事業
- 巡回型介護レクリエーション予防出前講座
- 補助金及び助成金交付事業

## 行政の主な取組

			1-3
No.	取組	内容	担当課
11	スポーツ・レクリエーション活動の振興	年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが心身ともに健康で充実した生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーション活動に取り組む機会を提供します。	社会教育課 長寿介護課 福祉課
12	生涯学習・文化芸術活動の推進	年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが自主的に学ぶ機会や文化芸術に親しむ機会を提供する等、生涯学習・文化芸術活動の推進を図ります。	社会教育課 長寿介護課 福祉課
13	活躍する場の提供支援	菊川市シルバー人材センターやハローワーク掛川、事業所等と連携し、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが社会参加と生きがいのある生活を送ることができるよう、活躍する場の提供支援を行います。	長寿介護課 福祉課
14	地域介護予防活動支援事業	地域において介護予防活動を実施するボランティアや団体等に対し、人材育成のための研修・支援を行います。	長寿介護課
15	介護者のつどい	高齢者を介護している家族や介護に関心のある人を対象に、介護方法や予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得してもらうための教室と、介護者相互の交流会を通して心身のリフレッシュを図る事業を実施します。	長寿介護課

## 目標指標

指標名	R3 現状値	R8 目標値
「生涯にわたり学習活動ができるまち」と思う市民の割合	51.8%	62.0%
シルバー人材センターの年間受託事業収入	189,000 千円	190,000 千円

## 市民・地域と社協の取組

<p>社会福祉協議会では、市民・地域の参加や協力を得ながら主に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当事者団体（手をつなぐ育成会・身体障がい者福祉会・老人クラブ連合会）事務局</li> <li>●障がい者理解普及啓発交流事業</li> <li>●訪問傾聴ボランティア派遣事業</li> </ul> <p>などの事業を通じて、当事者や当事者を支える人による団体活動を支援します。また、団体間での交流や情報交換を行う場や機会を設けます。</p>
--

## 基本目標 2 みんながつながり、支え合う温かな地域づくり

### 施策 1 みんなで見守る活動の推進



#### みんなで目指す方向性

隣近所や地域において、民生委員・児童委員をはじめとした地域住民や自治会等の地域組織、事業所等が連携し、子育て世帯や一人暮らし、障がいのある人、外国にルーツをもつ人等、地域で支援を必要とする人を見守る活動や仕組みづくりを推進します。

また、認知症となっても住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、認知症について理解し、認知症の人やその家族を地域で支援する人材を確保・育成するとともに、医療機関や介護サービス事業所等と連携した専門的な支援を行うための体制整備を進めます。

#### 市民・地域が取り組むこと

- 隣近所の人と声掛けをする関係をつくります。
- 散歩時に声掛け、あいさつ等でつながりをつくります。
- 地域で支援を必要とする人を把握し、見守りを行います。
- 地域の民生委員・児童委員を把握し、困りごとがある場合や気になることを発見した場合は民生委員・児童委員に知らせます。

#### 行政が取り組むこと

支援を必要とする人が安心して地域で暮らし続けられるよう、市民や地域組織、事業所等が連携し、支援を必要とする人を見守る活動や仕組みづくりを推進します。

地域で認知症の人を支援する体制の整備や人材の育成を行います。

#### <取組例>

- 民生委員・児童委員活動の支援
- 高齢者見守りネットワーク事業
- 配食サービス
- 認知症サポーター養成講座
- 認知症初期集中支援チームの設置
- 認知症地域支援推進員の配置
- チームオレンジの整備
- 地域包括支援センター業務

#### 社協が取り組むこと

民生委員・児童委員による活動を支援します。

また、地域で支援を必要とする人の生活状況を把握するための取組を行います。

#### <取組例>

- 民生委員・児童委員協議会事務局
- 安心見守りサービス事業

## 行政の主な取組

行政の主な取組			2-1
No.	取組	内容	担当課
16	民生委員・児童委員活動の支援	地域福祉を推進する民生委員・児童委員の活動を支援します。	福祉課
17	高齢者見守りネットワーク事業	医療機関や金融機関、商店等、普段から高齢者の生活に関わりのあると思われる機関・団体に、「高齢者見守り事業所」として、日頃の見守り活動への協力を依頼し、高齢者の異変の早期発見・保護に向けた連絡体制をつくります。また、認知症高齢者等が行方不明になった場合に、すみやかに発見・保護する仕組みを目指します。	長寿介護課
18	認知症初期集中支援チームの設置	医療と介護の専門職が協力し、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。	長寿介護課
19	認知症地域支援推進員の配置	認知症の人が、できる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、医療機関、介護サービス事業所、地域の支援機関等をつなぐ、連携支援を行います。また、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行います。	長寿介護課
20	チームオレンジの整備	認知症の人やその家族の困りごとのニーズと地域の認知症サポーター等の支援をつなげるための体制整備として、チームオレンジを立ち上げます。	長寿介護課



## 目標指標

指標名	R3 現状値	R8 目標値
「市民同士が地域で互いに支え合っているまち」と思う市民の割合	59.9%	75.0%
認知症サポーター養成人数（延べ人数）	4,353人	5,853人

## 市民・地域と社協の取組

<p>社会福祉協議会では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員・児童委員協議会事務局</li> </ul> <p>を通じて民生委員・児童委員による活動を支援します。また、市民・地域の参加や協力を得ながら地域で支援を必要とする人の生活状況を把握するための取組を行います。</p>
---

## 施策 2 みんなで助け合うボランティア活動の推進



### みんなで目指す方向性

ボランティア活動は、地域課題を解決するとともに、地域でのつながりを強め、参加者の生きがいにもつながる、非常に意義深いものであり、本市においても進めていく必要があります。

市や社会福祉協議会では、ボランティア活動を担う人材やボランティア団体に対する支援を行い、ボランティア活動のより一層の活性化を図ります。また、ボランティア活動への参加を希望する人とボランティア団体とのコーディネートや活動に関する情報の周知を図ります。

### 市民・地域が取り組むこと

- 「ちょいボラ（自分の時間にあわせたボランティア活動）」を広げていきます。
- ボランティア活動に関する知識等を学ぶ場に積極的に参加します。
- 市民が参加しやすい場や活動にします。
- 人それぞれが持っている得意なことをいかせるボランティアを育成します。

### 行政が取り組むこと

地域の様々な課題やニーズに対応するとともに、市民の生きがいを創出するため、社会福祉協議会等と連携し、ボランティア活動を推進します。

ボランティア団体への支援を行うとともに、人材の確保・育成のための取組を行います。

#### <取組例>

- ボランティア団体への活動支援
- ボランティア体験活動推進事業
- 介護予防ボランティアポイント事業

### 社協が取り組むこと

ボランティアセンターの運営を行います。

#### <取組例>

- ボランティアセンターの運営

## 行政の主な取組

行政の主な取組			2-2
No.	取組	内容	担当課
21	ボランティア団体への活動支援	市内を拠点に活動するボランティアグループや福祉団体が活動しやすいよう、活動支援を行います。	福祉課
22	ボランティア体験活動推進事業	小中高生がボランティア活動に参加できる機会を創出し、継続的・積極的に取り組む姿勢を育成します。	社会教育課
23	介護予防ボランティアポイント事業	市の介護予防事業や地域活動等の担い手を増やし、地域活動の充実を図るため、介護予防ボランティアポイント制度を実施します。	長寿介護課



## 目標指標

指標名	R3 現状値	R8 目標値
コミュニティ協議会の福祉部会に係る人数	219人	230人
福祉ボランティア等に係る人数	792人	1,000人

## 市民・地域と社協の取組

<p>社会福祉協議会では、市民・地域の参加や協力を得ながら</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアセンターの運営</li> </ul> <p>を通じて、ボランティア活動に関する相談や連絡調整を行い、ボランティア活動の推進に努めます。</p>
---

## 施策 3 みんなで主体的に取り組む小地域活動の推進



### みんなで目指す方向性

市民が助け合う、温かな地域づくりを進めていくためには、市民一人ひとりが地域課題を自分ごととして考え、主体的に行動することが重要です。人口減少や少子高齢化が進行する中、小地域活動を継続して行うためには、地域福祉の必要性について地域住民が理解を深めるとともに、地域住民の参画を促す必要があります。

行政や社会福祉協議会では、地域課題やニーズについて情報交換を行い、市民や関係者で共有する場を設けるとともに、小地域活動を担う人材の育成を行い、小地域活動の推進を図ります。

### 市民・地域が取り組むこと

- これまでに培った知識や経験、資格を活かして積極的に福祉活動に取り組みます。
- 若い世代の人たちも含めてできること、簡単なことから取り組みます。
- 地域福祉活動について学ぶ場に積極的に参加します。
- 子どもや高齢者も取り組むことができる活動を考えます。

### 行政が取り組むこと

地域福祉の推進へ向け、地域における住民主体の福祉活動への支援や地域福祉活動を担う人材の確保・育成を行います。

小地域福祉活動コーディネーターの配置や地域と連携した社会福祉法人の公益的な取組の推進等を通じ、地域福祉活動を推進する仕組みづくりを行います。

#### <取組例>

- 地域福祉活動を担う人材の育成
- 社会福祉協議会と連携した情報提供や協力依頼

### 社協が取り組むこと

地域で福祉活動について検討する場や情報交換を行う機会を設けるとともに、地域で福祉活動を担う組織や人材の育成を図ります。

また、住民主体の生活支援サービスを運営する団体に対する支援を行います。

#### <取組例>

- 小地域福祉活動推進事業
- 地域福祉推進基礎組織育成（モデル）事業
- 生活支援サービスの検討
- 調査・研究事業

## 行政の主な取組

行政の主な取組			2-3
No.	取組	内容	担当課
24	地域福祉活動を担う人材の育成	地域福祉活動を推進するため、地域で福祉活動を担う人材の育成を行います。	福祉課 長寿介護課
25	社会福祉協議会と連携した情報提供や協力依頼	地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会と連携し、情報提供や関係課及び社会福祉法人などへの協力依頼を行います。	福祉課 長寿介護課



## 目標指標

指標名	R3 現状値	R8 目標値
住民全体で月1回以上集まる通いの場の数	51 か所	100 か所

## 市民・地域と社協の取組

<p>社会福祉協議会では、市民・地域の参加や協力を得ながら主に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●小地域福祉活動推進事業*</li> <li>●地域福祉推進基礎組織育成（モデル）事業*</li> <li>●生活支援サービスの検討</li> </ul> <p>などの事業や取り組みを通じて、地域で福祉活動について検討する場や情報交換を行う機会を設けるとともに、地域で福祉活動を担う組織や人材の育成を図ります。また、住民主体の生活支援サービスを運営する団体に対する支援を行います。</p>
---

### ※小地域福祉活動推進事業

地区社協活動をはじめとした小地域福祉活動をヒト（小地域福祉活動コーディネーターの配置）・モノ（助成金による物品購入）・カネ（助成金）・情報（情報交換会、懇談会）面で支援し、活動の活性化を図ります。

### ※地域福祉推進基礎組織育成（モデル）事業

地域に根差したきめ細かい福祉活動の推進を図ることを目的に、コミュニティ協議会の中に地域福祉の推進を図る部会を設置し、地区担当による伴走型活動支援や助成金の交付をします。

## 施策 4 みんなで生活課題を抱える人を支援する仕組みづくり



### みんなで目指す方向性

誰もが地域で安心して生活を送るためには、様々な課題や困りごとを抱え、支援を必要としている人を把握し、地域や関係機関、行政等が連携して支援へつなげることが重要です。

これまで進めてきた既存の福祉サービスの充実を図るとともに、ひきこもりの人や生活に困窮している人、制度の狭間にある人に対する支援を行います。

### 市民・地域が取り組むこと

- 隣近所でいち早く異変に気付けるよう、関係をつくります。
- 様々な福祉問題や生活課題について関心を持ちます。
- 市役所、社会福祉協議会、警察に連絡する認識を住民間で共有し、孤独死を発生させないようにします。
- 地域で困りごとを抱えている人を発見したら、プライバシーを尊重しながら自治会長や民生委員・児童委員につなぎます。

### 行政が取り組むこと

支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、各種福祉サービスの提供やひきこもりの人、生活困窮者に対する支援を行います。

#### <取組例>

- 各種福祉サービスの円滑な提供
- 放課後児童クラブ・保育事業
- リフレッシュ・一時保育
- 児童館事業
- 子育て支援・発達支援事業
- 障害児福祉手当等の支給
- 福祉サービスを提供する体制の整備と人材の確保・育成
- 健康相談・栄養相談
- ひきこもりの人に対する支援
- 生活困窮者自立支援事業
- 関係機関と連携した就労支援の実施
- 安心して暮らせる住まいの確保
- こころの健康づくりの推進
- 自殺対策施策（ゲートキーパーの養成）
- 再犯防止に関する支援

### 社協が取り組むこと

支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、各種福祉サービスの提供やひきこもりの人、生活困窮者に対する支援を行います。

#### <取組例>

- 介護保険サービス事業
- 高齢者福祉サービス事業（受託事業）
- 障害者総合支援法事業等
- 「ひきこもり」問題に社会福祉施設・団体の連携での取組
- セーフティネット支援ネットワーク事業
- 生活困窮者自立相談支援事業（受託事業）
- 生活福祉資金貸付事務及び相談支援
- 小口資金貸付事業
- 居場所の充実
- 居住支援法人事業

## 行政の主な取組

行政の主な取組			2-4
No.	取組	内容	担当課
26	各種福祉サービスの円滑な提供	高齢者・障がい者関連の個別計画に基づき、支援を必要とする高齢者、障がいのある人・子どもに対し、利用者の状況や希望を把握した上で、適切な支援やサービスの提供を行います。	福祉課 長寿介護課
27	子どもに対するサービスの提供	菊川市子ども・子育て支援事業計画に基づき、支援を必要とする子どもや子育て家庭に対し、利用状況や希望を把握した上で、適切な支援やサービスの提供を行います。	こども政策課
28	健康相談・栄養相談	保健師・栄養士による生活習慣病の予防及び健康づくり等に関する個別相談、乳幼児健康相談を行います。	健康づくり課 子育て応援課
29	ひきこもりの人に対する支援	ひきこもりの人やその家族の相談に応じ、本人の状況に応じた社会参加や就労実現に向けた支援を行います。	福祉課 健康づくり課
30	生活困窮者自立支援事業	支援を必要としている生活困窮者に対して生活困窮者自立相談支援センターへのつなぎや就労支援、住居確保給付金支給等の支援を行います。また、生活相談を通じて関係機関と連携を図り、相談者の自立に向けて支援を行います。	福祉課
31	関係機関と連携した就労支援の実施	就労支援にあたり、生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワーク実施事業）や女性を対象とした「なでしこワーク」等と連携を図り、相談者の就労実現を支援します。	福祉課 商工観光課



## 目標指標

指標名	R3 現状値	R8 目標値
「高齢者とその家族を支える介護サービスが充実しているまち」だと思う市民の割合	60.0%	66.0%
「障がいのある人が安心して暮らしていけるまち」だと思う市民の割合	49.2%	59.0%
「子育てしやすいまち」だと思う市民の割合	80.4%	85.0%

## 市民・地域と社協の取組

<p>社会福祉協議会では、市民・地域の参加や協力を得ながら主に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「ひきこもり」問題に社会福祉施設・団体の連携での取組</li> <li>● セーフティネット支援ネットワーク事業</li> <li>● 生活困窮者自立相談支援事業（受託事業）</li> <li>● 居住支援法人事業</li> </ul> <p>などの事業や取り組みを通じて、支援を必要とする人が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、各種福祉サービスの提供やひきこもりの人、生活困窮者に対する支援を行います。</p>
---

## 施策 5 みんなで命を守る安心・安全な地域づくり

### みんなで目指す方向性



近年、地震や台風、線状降水帯による大雨など、自然災害の多発・激甚化がみられます。このような状況の中、災害から生命を守るためには、日頃から地域でのつながりづくりを行い、災害時に助け合える関係を構築することが重要です。

行政や社会福祉協議会では、災害時に支援を必要とする人の把握や円滑に避難を行う体制づくり、避難後の支援を必要とする人に対する対応、感染症対策等を行うことで、地域の防災力を高めます。

### 市民・地域が取り組むこと

- 日頃から災害時に備えて準備し、避難場所や危ない場所の情報を共有します。
- 地域の防災訓練に積極的に参加します。
- 地域の中で学習会等を開催し、防災に関する知識を身につけます。
- 避難時に支援を必要とする人を地域で把握し、災害時に適切に対応できるようにします。

### 行政が取り組むこと

防災に関する啓発を行い、市民の防災意識を高めます。また、各地域における自主防災組織の活動や防災訓練の実施を支援します。

災害時に支援を必要とする人を把握するとともに、関係機関との連携・情報共有を図り、適切な避難支援につなげます。

#### <取組例>

- 避難行動要支援者支援の充実
- 福祉避難所の設置、支援体制づくり
- 災害ボランティアセンター本部との連携
- 感染症対策の推進

### 社協が取り組むこと

災害時に避難支援を必要とする人が安心して生活を送ることができるよう、非常時の対策を推進します。

#### <取組例>

- 非常時あんしん対策事業
- 災害ボランティアセンター本部の運営

## 行政の主な取組

行政の主な取組			2-5
No.	取組	内容	担当課
32	避難行動要支援者支援の充実	民生委員・児童委員の協力により災害時避難行動要支援者台帳の更新を行います。また、災害時に避難支援を必要とする人に対する個別支援計画策定を行います。	福祉課 危機管理課
33	福祉避難所の設置、支援体制づくり	被災時に一般避難所では対応困難な被災者が避難する福祉避難所について福祉事業者等と調整し、速やかに避難できる体制づくりに努めます。	福祉課
34	災害ボランティアセンター本部との連携	大規模災害時に開設を行う災害ボランティアセンター本部との連絡・調整を行います。	危機管理課 福祉課
35	感染症対策の推進	市民が安心して生活できるように感染症対策を行います。	健康づくり課



## 目標指標

指標名	R3 現状値	R8 目標値
「災害に備え防災対策が整っているまち」だと思う市民の割合	52.8%	60.0%
「地域が防災・防火活動に取り組んでいるまち」だと思う市民の割合	63.9%	78.0%

## 市民・地域と社協の取組

<p>社会福祉協議会では、市民・地域の参加や協力を得ながら主に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●非常時あんしん対策事業※</li> <li>●災害ボランティアセンター本部の運営</li> </ul> <p>などの事業を通じて、災害時に避難支援を必要とする人が安心して生活を送ることができるよう、非常時の対策を推進します。</p>
--

### ※非常時あんしん対策事業

自然災害や市民生活に不安を及ぼす不測の事態に備え、市民の安心とボランティアや職員等が安心して活動できるよう、そして、平常時には生活困窮者等へ提供できるよう食料等の備蓄を行います。

また、食料等の調達については、市内関係者との提供ネットワークづくりにも努めます。

## 施策 6 みんなの権利を守る仕組みづくり



### みんなで目指す方向性

判断能力が十分でない人が個人として尊重され地域で暮らし続けられるよう、権利擁護施策や成年後見制度の利用促進を図ります。

また、関係機関と連携し、虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）の早期発見・早期対応につなげるとともに、虐待に対する市民への周知・啓発、悩みを一人で抱えないための相談支援等により、未然の防止を図ります。

### 市民・地域が取り組むこと

- 権利擁護や成年後見制度について理解を深めます。
- 権利擁護や成年後見制度が必要であると思われる場合は、行政や社会福祉協議会の相談窓口で相談します。
- 成年後見制度の勉強会を開催します。

### 行政が取り組むこと

虐待の早期発見・早期対応を可能とするため、関係機関と連携・情報共有を図るとともに、各種会議を開催し、対応を検討します。

判断能力が十分でない人の権利について、成年後見制度の活用により支援できるよう、体制整備を図ります。また、障がいの有無等にかかわらず、情報を伝達・共有することができるよう、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業、担い手となる人材の育成等を行います。

#### <取組例>

- 権利擁護事業
- 成年後見制度の利用促進
- 要保護児童対策地域協議会実務者会議
- 外国人住民のための相談体制
- 虐待防止対応

### 社協が取り組むこと

判断能力が十分でない人の権利を守るため、様々な取組を行います。

#### <取組例>

- 権利擁護推進事業
- 日常生活自立支援事業

## 行政の主な取組

行政の主な取組			2-6
No.	取組	内容	担当課
36	権利擁護事業	地域共生社会の実現を図るため、権利擁護についての広報・周知を行うとともに、関係機関と連携し、支援を行います。	福祉課 長寿介護課
37	成年後見制度の利用促進（49 ページ参照）	市民後見人の育成を行うとともに、成年後見制度利用支援のための体制整備等を、掛川市・御前崎市と連携し進めます。	福祉課 長寿介護課
38	要保護児童対策地域協議会実務者会議（要保護児童部会・乳幼児部会）	児童虐待を未然に防ぐため、関係機関と連携し相談事業を実施します。要保護児童対策地域協議会を開催し、情報交換及び検討を行います。また、発見時の相談先をPRし迅速な支援を実施します。	子育て応援課
39	外国人住民のための相談体制	外国人住民の生活に関する相談等に対し、必要な窓口で対応できるように相談体制を充実します。	地域支援課 各課
40	虐待等防止対応	障がい者虐待やドメスティックバイオレンス、高齢者虐待及び児童虐待に係る対応として、相談受付や関係機関と連携した個別支援の検討などを行います。	福祉課 長寿介護課 子育て応援課



## 目標指標

指標名	R3 現状値	R8 目標値
「男女が個人として尊重され、ともに個性や能力を発揮できるまち」 だと思ふ市民の割合	57.1%	64.0%
「文化や国籍が異なる人々が共に暮らしやすいまち」だと思ふ市民の割合	64.7%	67.0%
成年後見制度利用支援件数	3件	5件

## 市民・地域と社協の取組

<p>社会福祉協議会では、市民・地域の参加や協力を得ながら主に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●権利擁護推進事業</li> <li>●日常生活自立支援事業（P49 参照）</li> </ul> <p>などの事業を通じて、判断能力が十分でない人の権利を守るため、様々な取組を行います。</p>
---

# 基本目標 3 みんなで課題を受け止め、解決へつなぐ体制づくり

## 施策 1 みんなで課題を受け止める体制づくり



### みんなで目指す方向性

様々な生活上の課題や問題解決のためには、困りごとを抱えている人や支援を必要としている人が気軽に相談できる窓口や誰のどのような不安、問題でも受け止める、断らない相談支援体制の構築することが重要です。

本市では、菊川市総合保健福祉センター（プラザけやき）において、行政や社会福祉協議会の相談窓口を設置し、多様な福祉課題に対する相談支援体制の構築を図ってきました。今後は相談支援体制のより一層の強化を図るとともに、他の相談窓口との連携を図り、包括的な相談支援体制の構築を目指します。

### 市民・地域が取り組むこと

- 行政や社会福祉協議会が運営している各種相談窓口を把握します。
- 困りごとや悩みを抱えた際は、行政や社会福祉協議会の窓口にご相談します。
- 地域の中で相談を受けた際は、行政や社会福祉協議会の窓口につなげます。
- 現在の地域の課題をまず知ります。

### 行政が取り組むこと

困りごとを抱えた市民が困りごとの軽減や解決を図ることができるよう、各種相談窓口の機能強化を図るとともに、関係部署や関係機関との連携を強化します。

#### <取組例>

- 無料法律相談
- 教育相談
- 健康・栄養相談
- 地域包括支援センター事業
- 発達支援事業
- 障がい者相談支援事業
- 子育て支援センター事業
- 家庭児童相談室
- 心配ごと相談事業
- 消費生活や悪質商法の相談

### 社協が取り組むこと

日常生活の中で分からないことや困りごと、悩みごとを抱えた市民が気軽に相談でき、相談内容の軽減や解決を図ることができるよう、あらゆる相談に対応できる相談事業を行います。

#### <取組例>

- 福祉総合相談事業
- 心配ごと相談事業
- ひきこもり・不登校相談
- 子育て相談

## 行政の主な取組

行政の主な取組			3-1
No.	取組	内容	担当課
41	教育相談	不登校児童生徒や問題行動への対応・対策等について、その他の学校からの相談に応じ、連携を図りながら児童生徒の自立を支援します。	学校教育課
42	総合相談支援事業	地域包括支援センターが、「高齢者相談窓口」として高齢者等に関する様々な相談を受け付け、適切な機関・制度・サービスにつなげる等の支援を行います。	長寿介護課
43	障がい者相談支援事業	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、一人ひとりを支える地域に根ざした相談支援体制や障がいのある人が気軽に相談できる体制の充実を図ります。	福祉課
44	子育て支援センター事業	子どもたちが元気にすくすく育つように、子育てのお手伝いとして育児相談や講座・子育て情報の発信などを行います。	子育て応援課
45	発達支援事業	心身の発達や療育上の問題で経過観察が必要と思われる子どもを対象に、発達支援・療育認定・園訪問等の各種発達支援を行います。	子育て応援課
46	家庭児童相談室	家庭における子育てに関する悩みや不安を伺い、解決に向けて相談支援をします。	子育て応援課
47	消費生活や悪質商法の相談	消費生活弱者が消費者被害に遭わないように啓発・相談事業を行います。	商工観光課



## 目標指標

指標名	R3 現状値	R8 目標値
「学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまちづくりが進められているまち」だと思う市民の割合	71.3%	82.0%

## 市民・地域と社協の取組

<p>社会福祉協議会では、市民・地域の参加や協力を得ながら主に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉総合相談事業</li> <li>●心配ごと相談事業</li> <li>●ひきこもり・不登校相談</li> <li>●子育て相談</li> </ul> <p>などの事業を通じて、日常生活の中で分からないことや困りごと、悩みごとを抱えた市民が気軽に相談でき、相談内容の軽減や解決を図ることができるよう、あらゆる相談に対応できる相談事業を行います。</p>
---

## 施策 2 みんなで解決へつなぐ体制づくり



### みんな目指す方向性

年齢や心身の状況にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。また、多様な主体が連携し、高齢者の介護予防や生活支援の適切な提供を行うことができるよう、生活支援コーディネーターや協議体の設置等、体制整備を進めます。

民間の社会福祉活動を推進する主体である社会福祉協議会では、地域福祉施策のより一層の推進、組織強化を図るとともに、財源の確保や収支バランスのとれた財政運営に努めます。

### 市民・地域が取り組むこと

- 地域包括ケアシステムや地域共生社会について理解を深めます。
- 地域組織と各分野の支援組織の間で、情報共有や連携強化を図ります。
- 地域課題や解決方策について話し合う場を定期的に設けます。
- 若者や壮年期の人、高齢者の想いを知ります。

### 行政が取り組むこと

これまで本市で進めてきた地域包括ケアシステムの深化を図るとともに、年齢にかかわらず支援を必要とする人に対し、適切に対応することができる体制整備を図ります。

#### <取組例>

- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 生活支援コーディネーターと協議体の設置
- 庁内、関係機関等との連携体制の強化

### 社協が取り組むこと

支援を必要とする人に対し、サービスの提供等を適切に行うことができるよう、体制整備を行います。

また、社会福祉協議会で運営している事業や地域福祉施策を推進するため、組織強化を図ります。

#### <取組例>

- 地域包括ケアシステムに係る会議等への参加
- 生活支援コーディネーターの配置と協議体（しあわせ懇談会）の開催
- 社会福祉協議会の組織強化

## 行政の主な取組

			3-2
No.	取組	内容	担当課
48	地域包括ケアシステムの深化・推進	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、本市の地域性に即した効率的かつ効果的な地域包括ケアシステムを構築し、さらなる深化・推進に向けて取り組みます。	長寿介護課
49	生活支援コーディネーターと協議体の設置	地域における生活支援・介護予防サービスの体制整備と高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援コーディネーターと協議体（第1層のみんなのしあわせ懇談会）を設置し、地域における多様な主体間の情報共有、連携・協働による活動支援や資源開発等を、みんなのしあわせ懇談会等において、地域の皆さんと一緒に推進します。	長寿介護課
50	庁内、関係機関等との連携体制の強化	制度の狭間の課題や多様で複合的な課題を抱える人、世帯について、庁内の各部署が連携して状況把握をし、問題解決の方策を検討します。	全課



## 目標指標

指標名	R3 現状値	R8 目標値
在宅医療・介護連携推進事業関連の周知のための講演会等の開催	0回	年3回

## 市民・地域と社協の取組

<p>社会福祉協議会では、市民・地域の参加や協力を得ながら主に</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活支援コーディネーター*の配置と協議体（しあわせ懇談会）の開催</li> </ul> <p>などを通じて、支援を必要とする人に対し、サービスの提供等を適切に行うことができるよう、体制整備を行います。また、社会福祉協議会で運営している事業や地域福祉施策を推進するため、組織強化を図ります。</p>
--

### ※生活支援コーディネーター

各日常生活圏域に1名ずつ生活支援コーディネーターを配置し、地域における①資源開発、②ネットワーク構築、③ニーズと取組のマッチングを行います。

また、生活支援等サービス体制整備のために多様な主体による定期的な協議の場として協議体を設置し、情報共有及び連携・協働の推進を図ります。

## 施策 3 みんなが移動できる手段の確保



### みんなで目指す方向性

移動や外出は、日常生活のみならず、地域や社会に参画するために必要不可欠なものです。移動や外出に困難を抱える人も快適に日常生活を送り、地域や社会に参画することができるよう、移動や外出に対する支援を行います。

### 市民・地域が取り組むこと

- 公共交通機関やデマンドタクシーを積極的に利用します。
- 地域の中で移動支援について話し合うとともに、買い物支援として移動販売の活用をします。
- 住民主体による移動支援事業の実施を検討します。
- 近隣の人に買い物を頼むことができる関係性を築きます。

### 行政が取り組むこと

買い物や通院等、市民の日常生活を支援するため、移動手段の充実に取り組みます。

移動に困難を抱える人に対し、移動支援事業や移送サービス等を提供します。

#### <取組例>

- 福祉有償運送運営協議会の開催
- 移動支援事業・ガイドヘルプサービス事業
- 移送サービス
- ゆずりあい駐車場の利用証の交付促進
- コミュニティバスの運行

### 社協が取り組むこと

外出や移動に支援を必要とする人の支援を行います。

#### <取組例>

- 福祉有償運送事業
- 福祉有償運送運転者講習会の開催
- 福祉有償運送事業のネットワーク化
- 福祉車両の貸出事業
- 視覚障がい者外出支援事業（受託事業）
- 特殊寝台貸出事業及び福祉用具貸出事業
- サロン等の運転ボランティア育成

## 行政の主な取組

行政の主な取組			3-3
No.	取組	内容	担当課
51	福祉有償運送運営協議会の開催	移動が困難な人のために行う福祉有償運送が適切に行われるように、協議会を開催します。	福祉課
52	移動支援事業、ガイドヘルプサービス事業	地域生活支援事業の移動支援事業等を活用し、障がいのある人の社会参加の機会の増加を図ります。	福祉課
53	移送サービス	寝たきり等で歩行が困難な高齢者等を対象に、福祉車両等で自宅と医療機関との間を送迎します。	長寿介護課
54	ゆずりあい駐車場の利用証の交付促進	障がいのある人等の弱者に対し、外出機会を増やすために、駐車場に駐車しやすいように利用証の交付をします。	福祉課
55	コミュニティバスの運行	路線バスが運行していない空白地域を中心に医療機関、スーパー等の商業施設、公共施設等へ誰でも利用できる交通手段として運行します。	地域支援課



## 目標指標

指標名	R3 現状値	R8 目標値
「利用しやすい交通手段が確保されたまち」だと思う市民の割合	42.5%	59.0%
コミュニティバス1日あたりの利用者数	113人	145人

## 市民・地域と社協の取組

社会福祉協議会では、市民・地域の参加や協力を得ながら主に

- 福祉有償運送事業※
- 福祉有償運送運転者講習会の開催
- 福祉有償運送事業のネットワーク化
- 福祉車両の貸出事業
- 視覚障がい者外出支援事業（受託事業）

などの事業を通じて、外出や移動に支援を必要とする人の支援を行います。

※福祉有償運送事業

菊川市に在住する介護認定や障害者手帳をお持ちの方等で、移送手段を確保することが困難な人に対して移送を実施します。

## (成年後見制度の利用促進に向けた取組)

### 目的

成年後見制度とは認知症・知的障がい・精神障がい等で判断能力が不十分な人について、本人の権利を守る援助者（後見人等）を家庭裁判所が選ぶことで、本人の日常生活を法律的に支援する仕組みです。本章を成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に基づく、市町村における「成年後見制度利用促進基本計画」として位置付け、施策の方向性を定めます。

### 現在の課題

- ・成年後見制度の周知や潜在的ニーズの把握が不十分であることから利用につながないケースや、成年後見制度の申立が煩雑なことで利用につながらないケースがあると予想されます。
- ・本市では、既に市民後見人が活動を始めていますが、その活動を支援する仕組みが必要です。

### 施策の方向性

#### ① 地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じて、親族や法律・福祉・医療・地域の関係者が連携して関わり、適切に必要な支援につなげるための仕組みとして「地域連携ネットワーク」の構築が必要となります。本市では、現在ある連携体制を活用しながら、専門職の意見を取り入れて制度利用を支援する仕組みづくりを進めます。

#### ② 中核機関の設置

地域連携ネットワークにおいて、家庭裁判所や専門職の団体等、様々な関係団体とのコーディネートを行うため、中核機関が必要となります。本市では、総合保健福祉センター（プラザけやき）内に中核機関を置き、法律や福祉等の専門知識により様々なケースに対応できるよう、地域における連携の促進や対応力強化を図ります。

### ③ 地域連携ネットワーク及び中核機関の役割

地域連携ネットワークは、中核機関が中心となり、下記の機能を関係機関等と連携しながら推進していきます。

#### ●●● 中核機関の機能 ●●●

機能	役割
広報機能	パンフレット配布や講演会等による成年後見制度の普及・啓発を行います。（掛川市・御前崎市との広域実施）
相談機能	専門職団体や地域包括支援センター、医療関係者、障がい者相談支援事業所と連携し、制度に関する相談体制を整え、相談者の状況に応じた必要な支援が行われるようにしていきます。
利用促進機能	市民後見人等の担い手の育成及び後見人等の受任調整や、その後の活動支援等を行います。また、関係機関による連絡調整を行います。
後見人支援機能	市民後見人や親族後見人からの相談に応じるとともに、専門的な意見が必要な場合は専門職団体や関係機関と協議・連携を図り、必要な人に支援を行います。
不正防止機能	後見人等に対する相談・支援体制を整えることで、後見人等の孤立を防ぐとともに、不正の発生を未然に防ぎます。

### ④ 成年後見制度の周知及び担い手の育成・支援

判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の周知を行い、地域に制度の周知を図っていきます。また、成年後見制度の重要な担い手として期待される「市民後見人」の育成について、近隣市と協力して引き続き取り組んでいくとともに、市民後見人の活動の支援及び活用を推進していきます。

### ⑤ 成年後見制度の利用促進

後見人の申立をする親族がいない人や経済的に困窮している人に対し、市長申立や報酬助成等の支援を行うことで、制度の利用につなげていきます。

### ⑥ 日常生活自立支援事業<sup>※</sup>からの移行

利用者の状況に応じ、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業からの制度移行を実施します。

※日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい・精神障がい者等で判断能力に不安のある方に対して福祉サービスの利用援助を行います。





# 資料編

## 菊川市の現状・課題



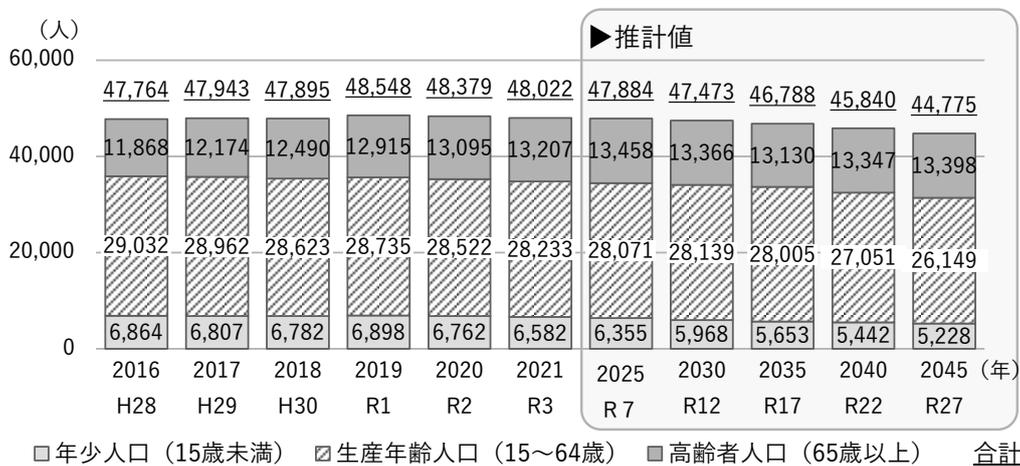
# 1 統計データの状況

## (1) 人口・世帯の状況

本市の総人口をみると、令和3年で48,022人となっています。今後の推計をみると、令和3年から7年にかけての約140人の人口増加、その後徐々に減少することが見込まれています。

年齢3区分別人口割合をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）の推移はともに減少、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。今後の推計をみると、生産年齢人口は令和17年まで増加し、その後減少することが見込まれています。

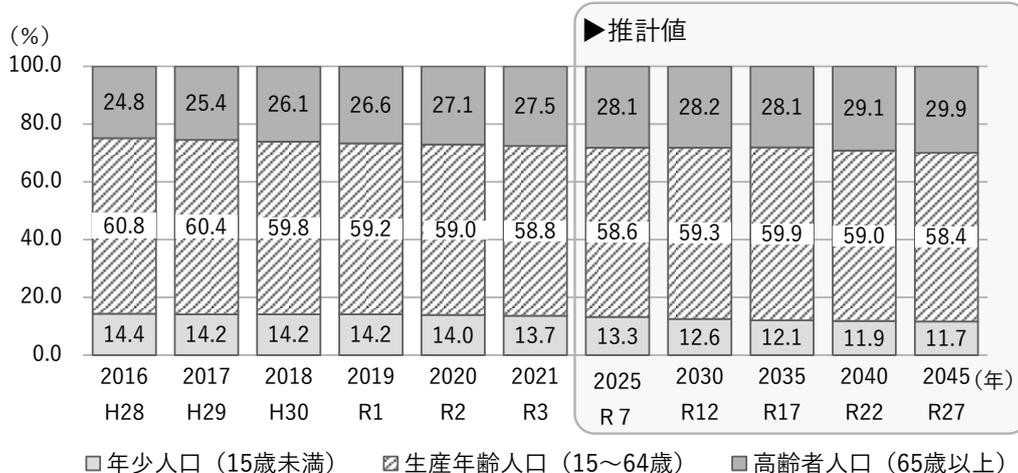
### ● 総人口の推移と推計



□ 年少人口（15歳未満） □ 生産年齢人口（15～64歳） ■ 高齢者人口（65歳以上） 合計

資料：2016年～2021年：住民基本台帳（各年9月末時点）  
2025年以降：コーホート変化率法による推計

### ● 年齢3区分別人口割合の推移と推計



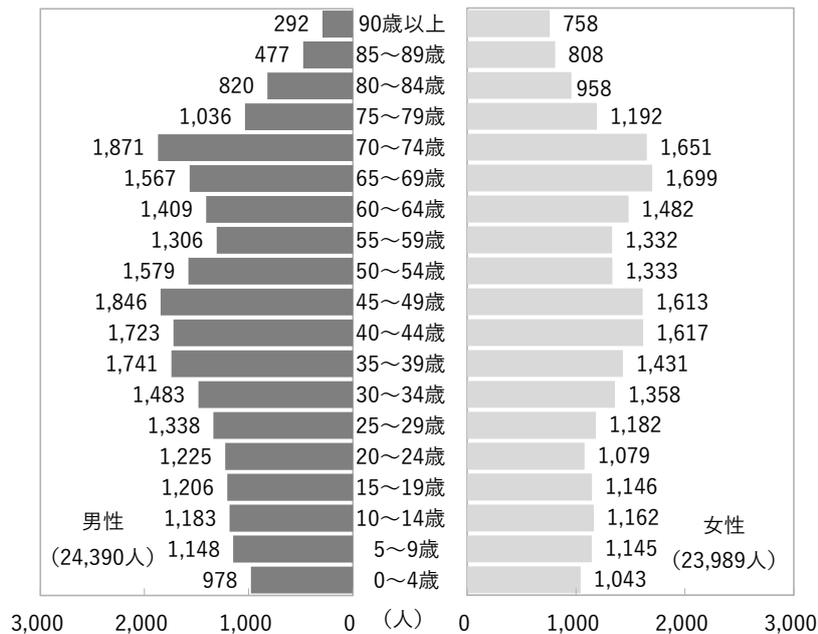
□ 年少人口（15歳未満） □ 生産年齢人口（15～64歳） ■ 高齢者人口（65歳以上）

資料：2016年～2021年：住民基本台帳（各年9月末時点）  
2025年以降：コーホート変化率法による推計  
※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

令和3年の男女別・年齢階層別人口をみると、5～54歳以下及び70～74歳で男性の人口が多くなっています。また、年齢階級別にみると、男性は70～74歳、女性は65～69歳でそれぞれ最も多くなっています。

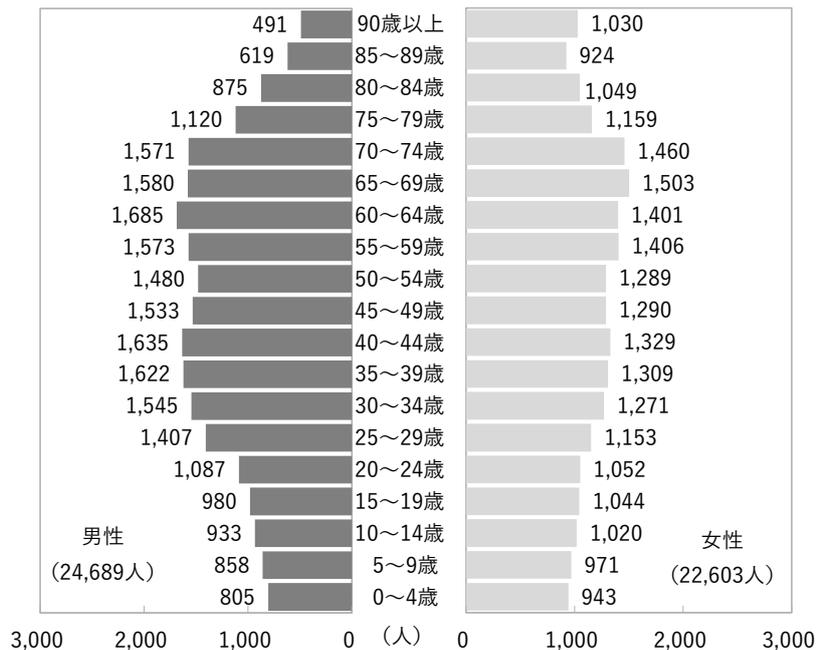
令和27年では、令和2年と比較して55～64歳の人口が増加することが見込まれています。また、75歳以上の後期高齢者数が増加することが予想されます。

●男女別・年齢階層別人口（令和3年）



資料：住民基本台帳（9月末時点）

●男女別・年齢階層別人口（令和27年）

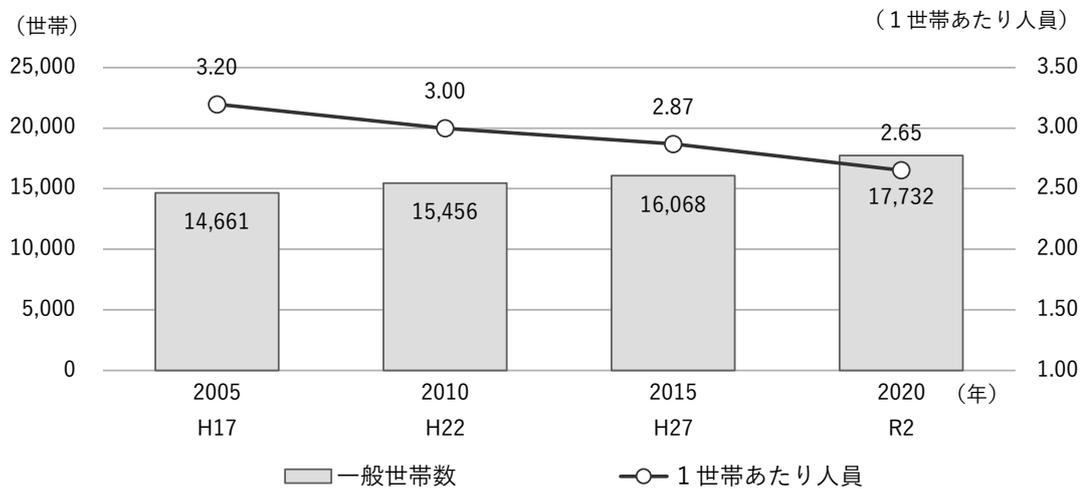


資料：コーホート変化率法による推計

一般世帯数をみると、増加を続けていますが、1世帯あたり人員数をみると、継続して減少しています。

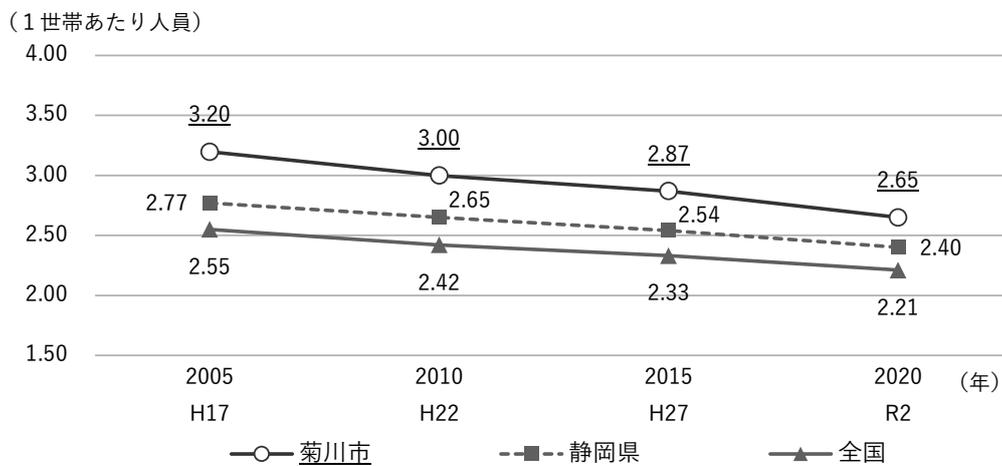
1世帯あたり人員数を静岡県・全国と比較すると、高い値で推移しています。

● 一般世帯数・1世帯あたり人員数の推移



資料：国勢調査

● 1世帯あたり人員数の推移（静岡県・全国との比較）

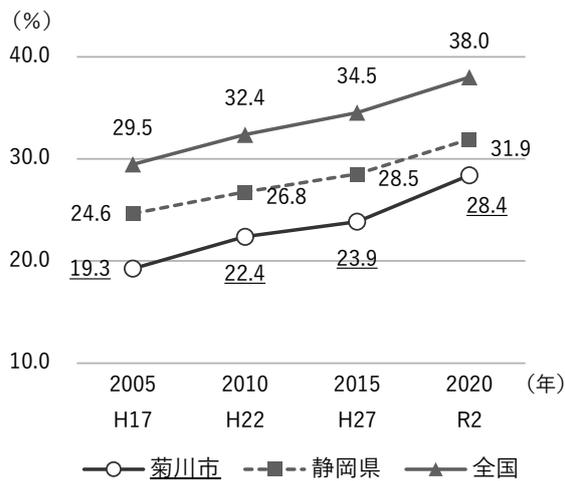


資料：国勢調査

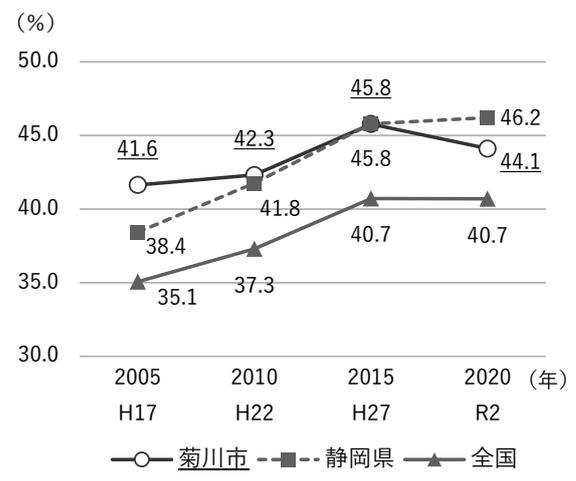
家族類型別割合をみると、単独世帯、高齢夫婦のみの世帯はいずれも増加しており、高齢者のいる世帯、高齢単身者世帯は平成27年まで増加していましたが、令和2年に減少しています。静岡県・全国と割合を比較すると、高齢者のいる世帯を除き、低い値で推移しています。

●家族類型別割合の推移（静岡県・全国との比較）

●単独世帯の割合

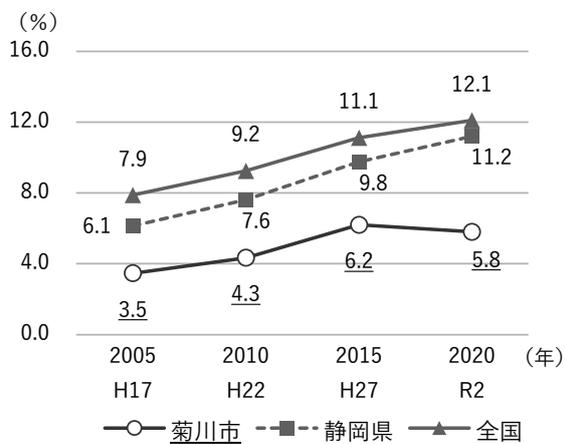


●高齢者のいる世帯の割合

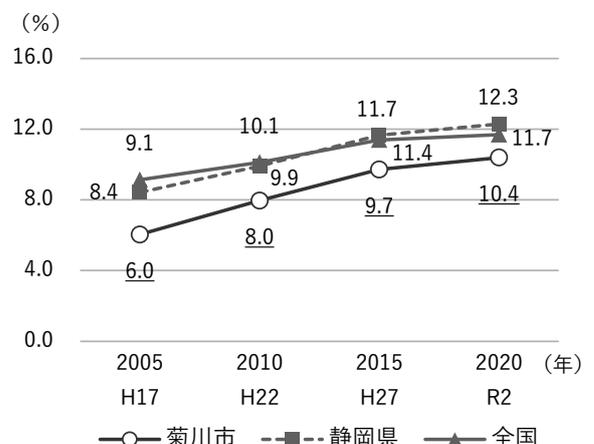


資料：国勢調査

●高齢単身者世帯の割合



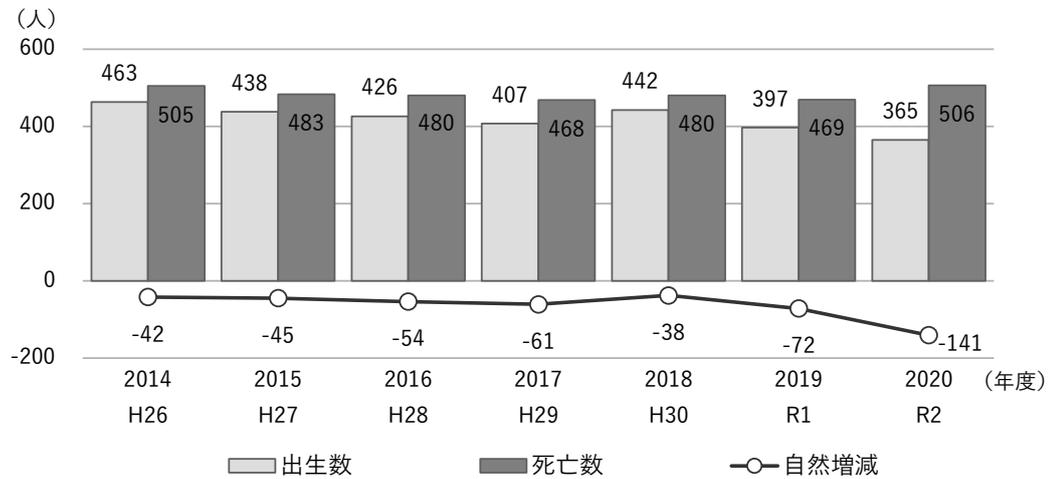
●高齢夫婦のみの世帯の割合



資料：国勢調査

自然動態をみると、平成26年度以降死亡数が出生数を上回り、自然減となっています。令和2年度の出生数は365人、死亡数は506人であり、141人の自然減となっています。

●自然動態の推移

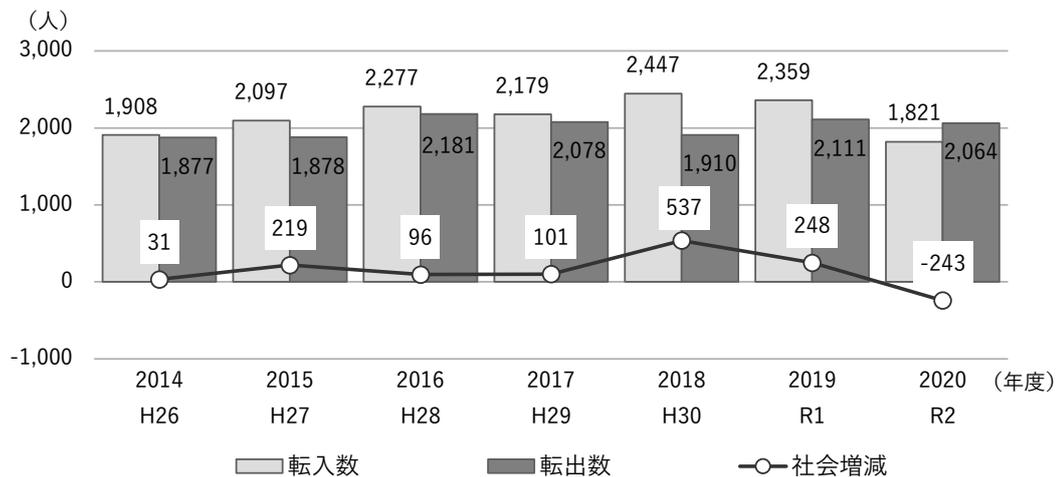


資料：菊川市データルーム

社会動態をみると、平成26年度から令和元年度まで転入数が転出数を上回り、社会増となっていました。令和2年度の転入数は1,821人、転出数は2,064人であり、転出数が転入数を上回って社会減となっています。

また、転入数はおおむね増加傾向にありましたが、平成30年度以降は減少しています。

●社会動態の推移



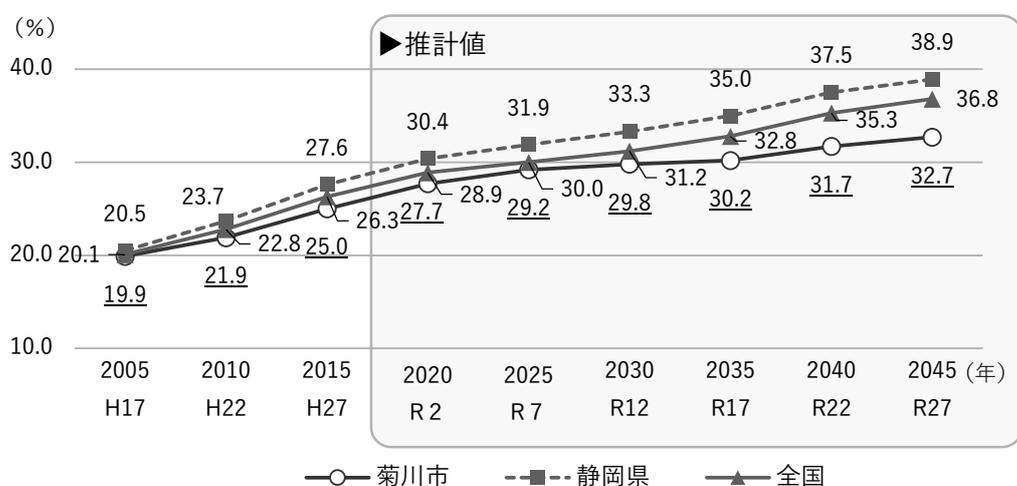
資料：菊川市データルーム

## (2) 高齢者の状況

高齢化率をみると平成 17 年以降増加しており、今後も同様の傾向が予測されます。静岡県・全国と比較すると、高齢化率はほぼ同程度で、推計では今後その差が開くことが見込まれています。

前期高齢者・後期高齢者の総人口に占める割合の推移をみると、平成 17 年及び平成 22 年は後期高齢者が前期高齢者を上回っています。推計をみると、令和 17 年にかけて後期高齢者割合が増加し、その後横ばいとなることを見込まれています。

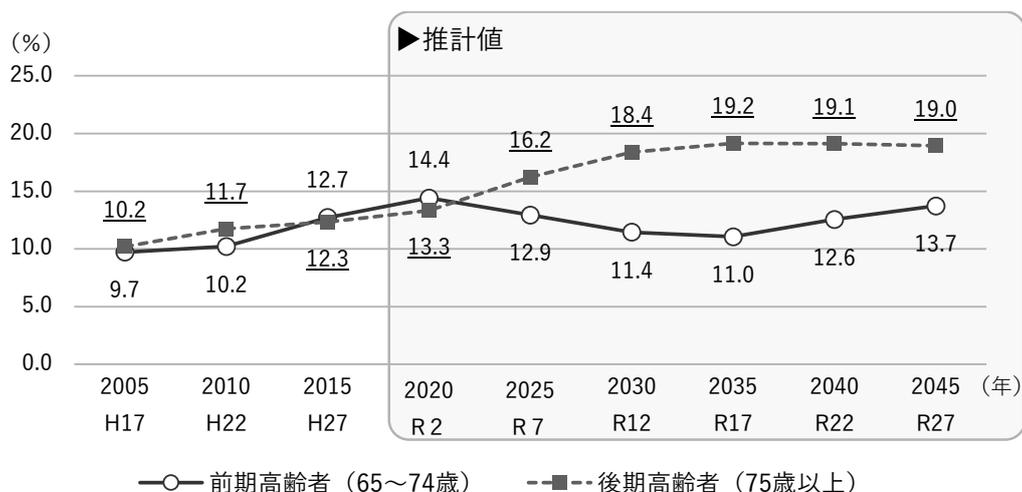
### ● 高齢化率の推移と推計（静岡県・全国との比較）



資料：2005年～2015年：国勢調査

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

### ● 前期高齢者・後期高齢者の総人口に占める割合の推移と推計

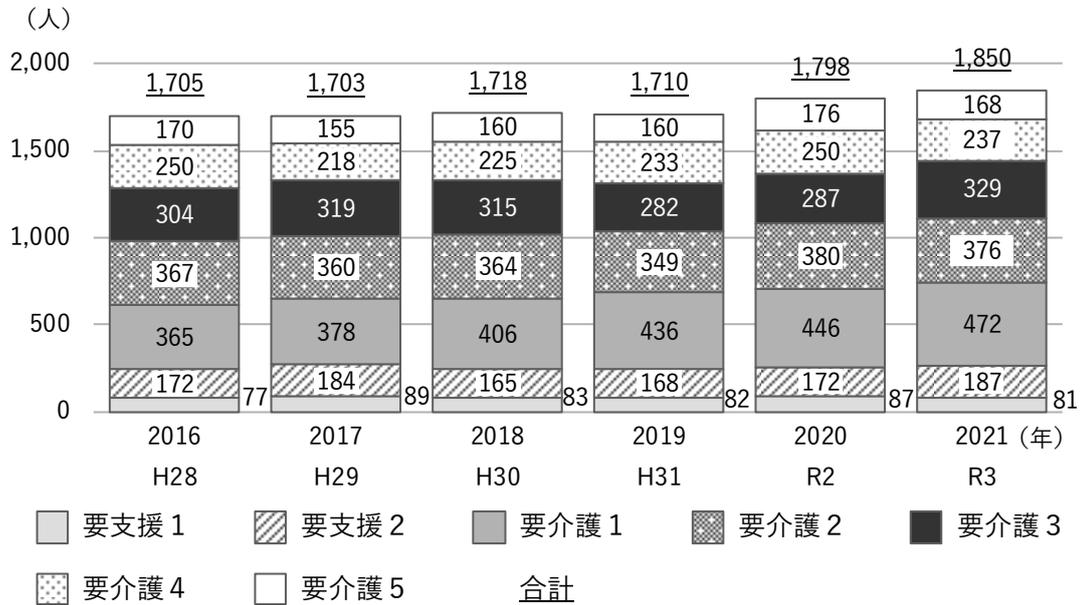


資料：2005年～2015年：国勢調査

2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

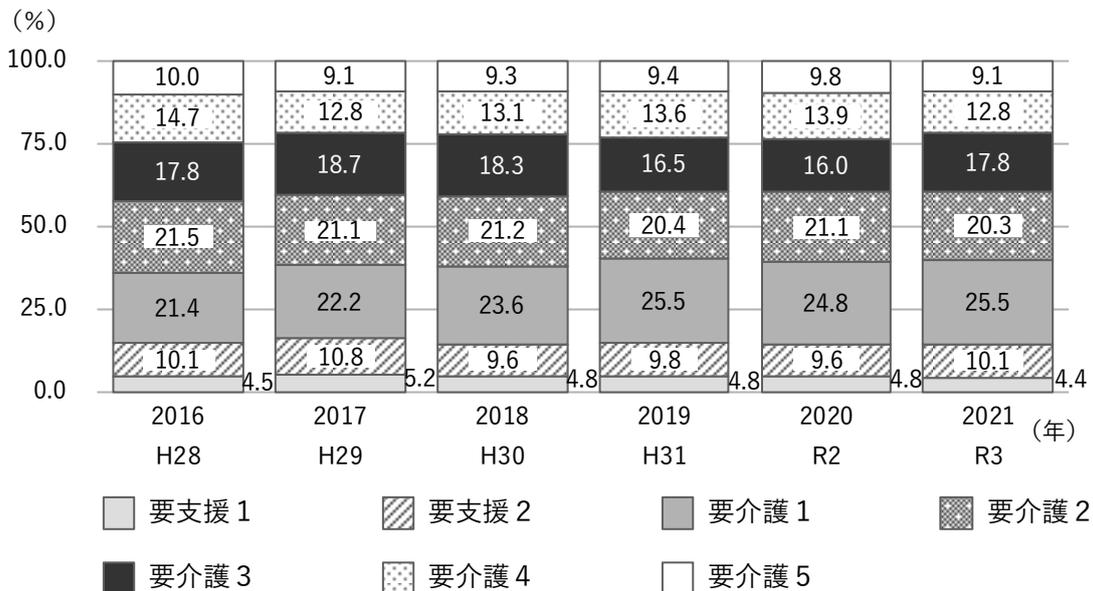
要支援・要介護認定者数をみると、1,800人前後で増減を繰り返しています。  
 要支援・要介護度別認定割合の推移をみると、平成29年以降で要介護1が最も高くなっています。

●要支援・要介護認定者数の推移



資料：平成27年から平成30年：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」  
 平成31年から令和3年：介護保険事業状況報告（月報）」（各年3月末時点）

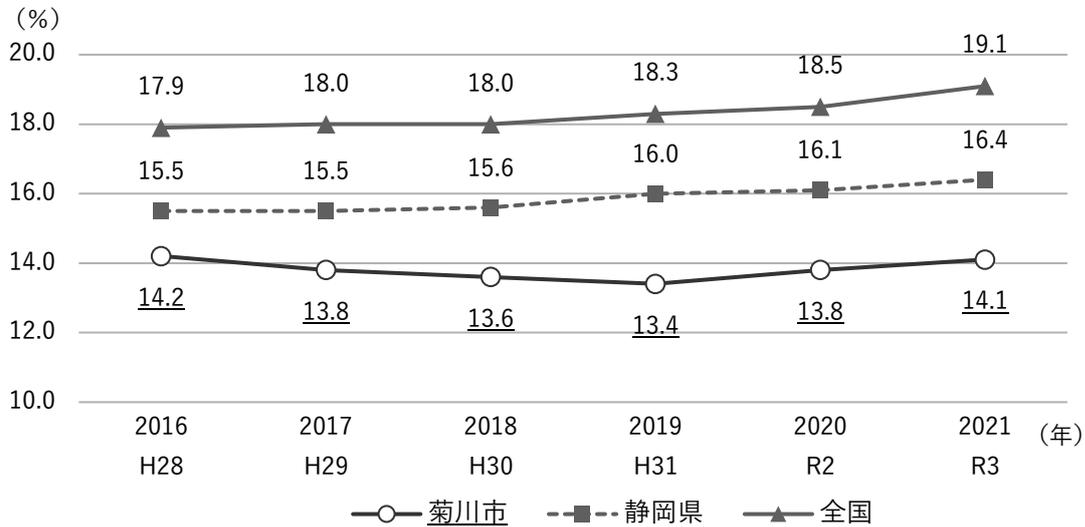
●要支援・要介護度別認定割合の推移



資料：平成27年から平成30年：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」  
 平成31年から令和3年：介護保険事業状況報告（月報）」（各年3月末時点）  
 ※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

要支援・要介護認定率をみると、平成 31 年まで減少したものの、その後増加に転じています。静岡県・全国と比較すると、低い値で推移しており、その差は開いています。

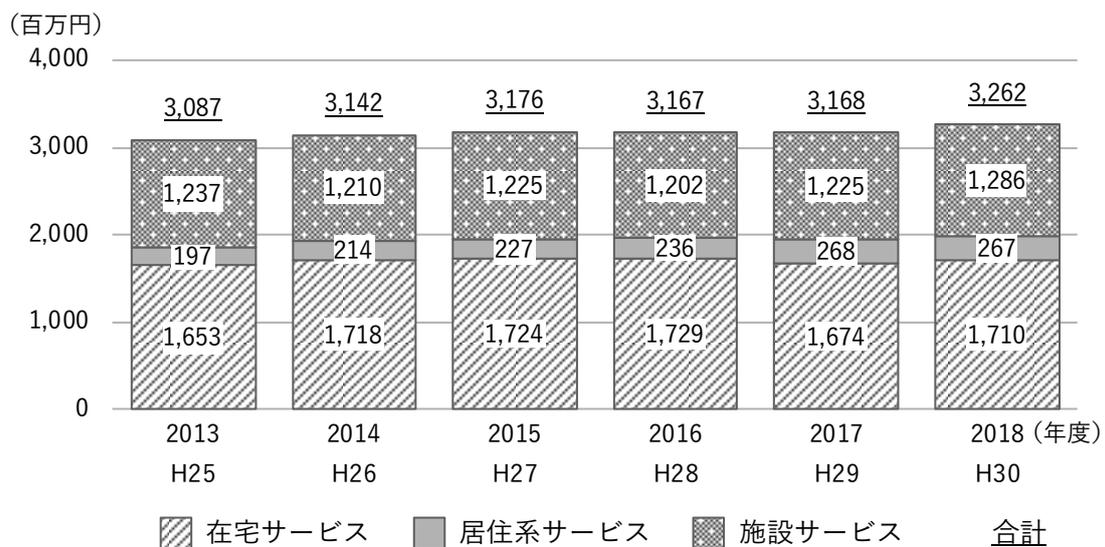
●要支援・要介護認定率の推移（静岡県・全国との比較）



資料：平成 27 年から平成 30 年：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」  
平成 31 年から令和 2 年：介護保険事業状況報告（月報）」（各年 3 月末時点）

介護費用額をみると、おおむね増加傾向となっています。サービス別にみると、在宅サービス費用額が平成 25 年から平成 30 年にかけて増加傾向となっています。

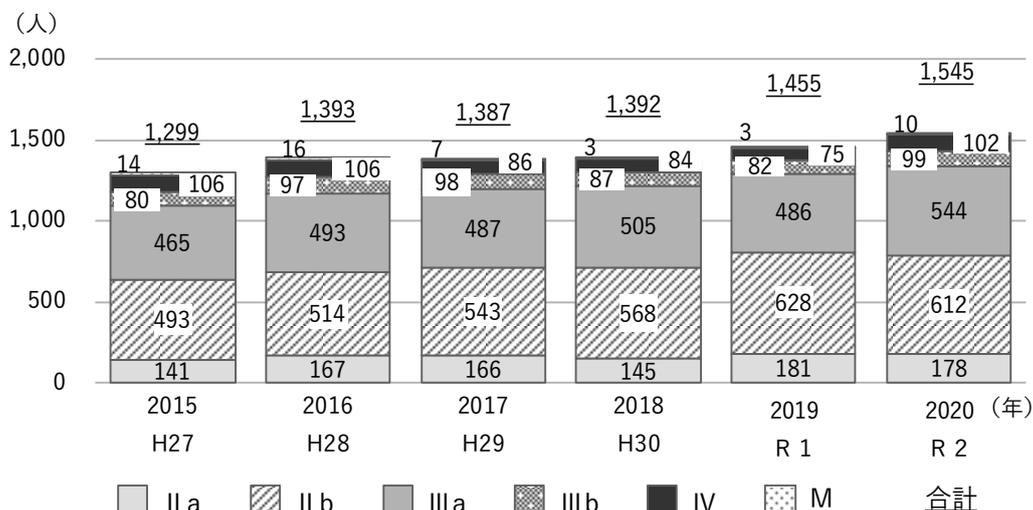
●介護費用額の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」  
※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある

認知症高齢者数の推移をみると、平成27年以降は、増加傾向となっています。特に、Ⅱbで増加しており、平成27年から令和2年までの5年間で119人の増加となっています。

● 認知症高齢者数の推移



資料：菊川市第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画（各年10月1日時点）、令和2年は見込み

● (参考) 認知症高齢者の日常生活自立度

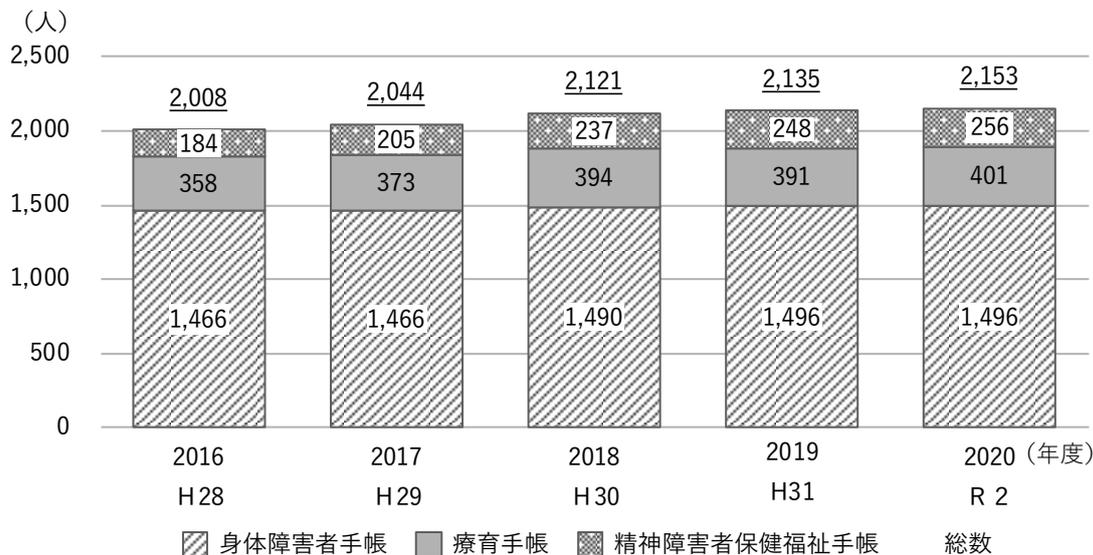
ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる	ランクⅢ aに同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

資料：厚生労働省

### (3) 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数をみると増加傾向となっており、令和2年度は 2,153 人となっています。

#### ● 障害者手帳所持者数の推移

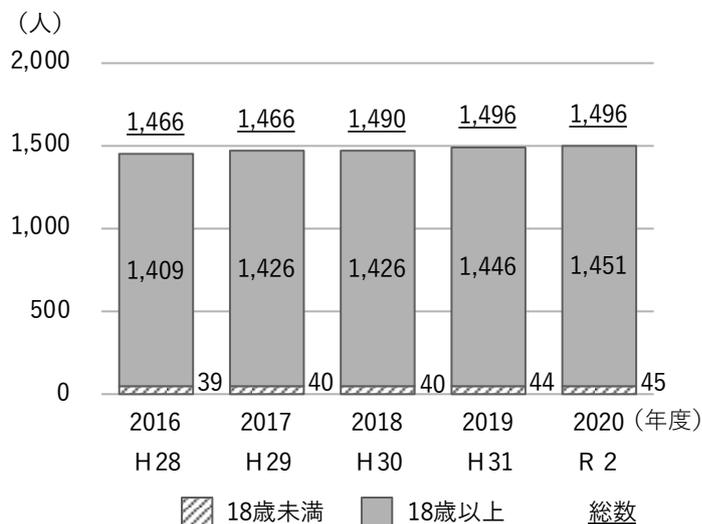


資料：菊川市データルーム（各年3月末時点）

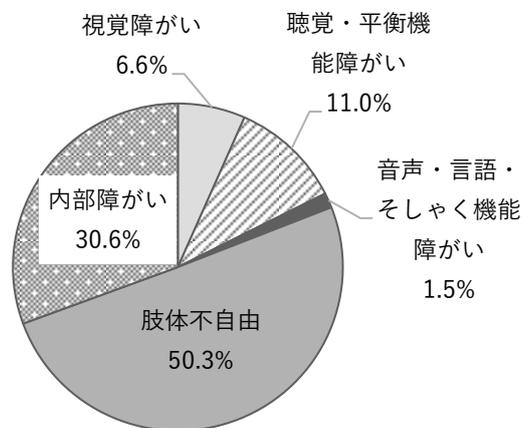
年齢区分別身体障害者手帳所持者数をみると、18歳未満は横ばい、18歳以上は平成28年度から令和2年度にかけて25人の増加となっています。

障がい種別身体障害者手帳所持者の割合をみると、令和2年度は肢体不自由が50.3%と最も高く、次いで内部障がい30.6%、聴覚・平衡機能障がい11.0%となっています。

#### ● 年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移



#### ● 障がい種別身体障害者手帳所持者の割合



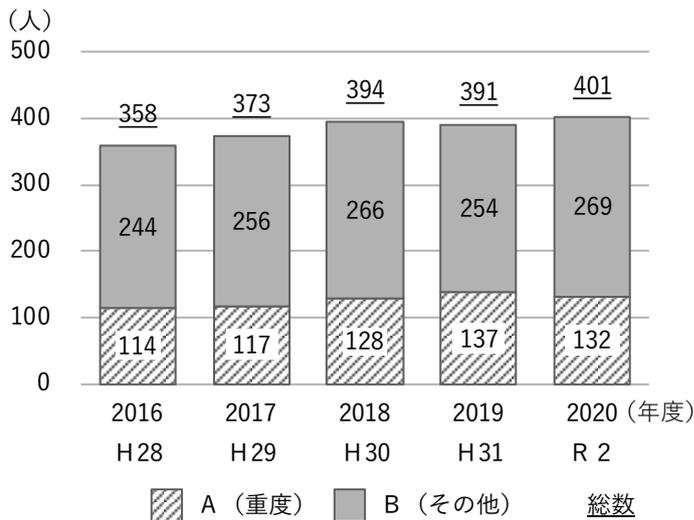
R2年度（総数=1,496）

資料：菊川市データルーム（3月末時点）

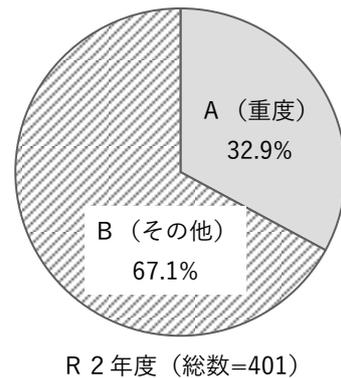
判定区分別療育手帳所持者数をみると、平成 28 年度から令和 2 年度まで増加傾向となっています。判定区分別にみると、A（重度）で、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて 1.2 倍となっています。

判定区分別療育手帳所持者の割合をみると、令和 2 年度は A（重度）が 32.9%、B（その他）が 67.1%となっています。

●判定区分別療育手帳所持者数の推移



●判定区分別療育手帳所持者の割合

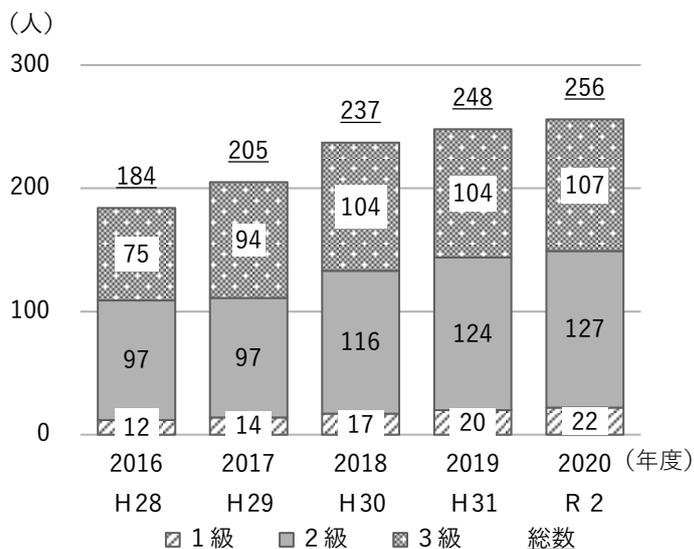


資料：菊川市データルーム（各年3月末時点）

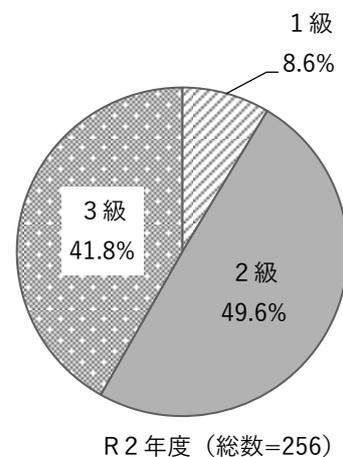
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、平成 28 年度から令和 2 年度まで増加傾向となっており、いずれの等級も増加傾向となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の割合をみると、令和 2 年度は 1 級が 8.6%、2 級が 49.6%、3 級が 41.8%となっています。

●等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



●等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の割合

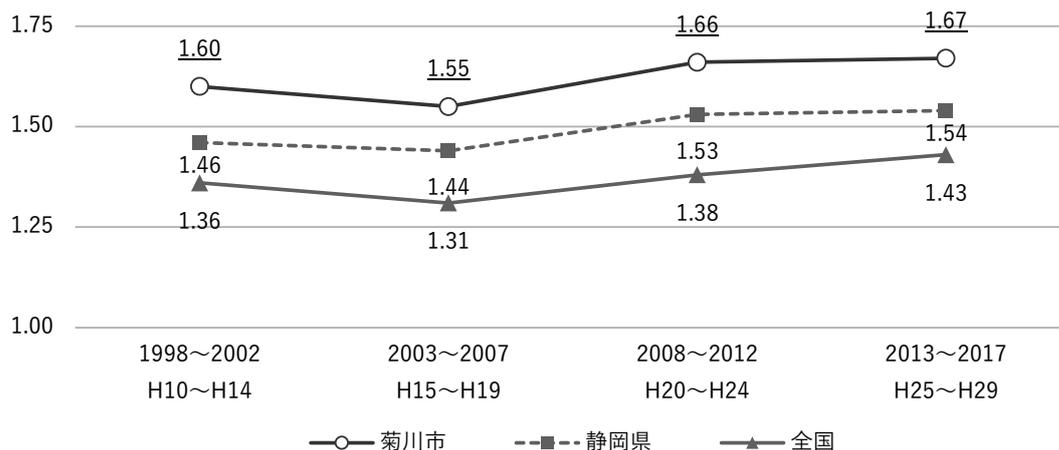


資料：菊川市データルーム（3月末時点）

## (4) 子育ての状況

合計特殊出生率をみると、平成10年～平成14年から平成15年～平成19年に減少しましたが、平成20年～平成24年に増加し、その後横ばいとなっています。  
静岡県・全国と比較すると、高い値で推移しています。

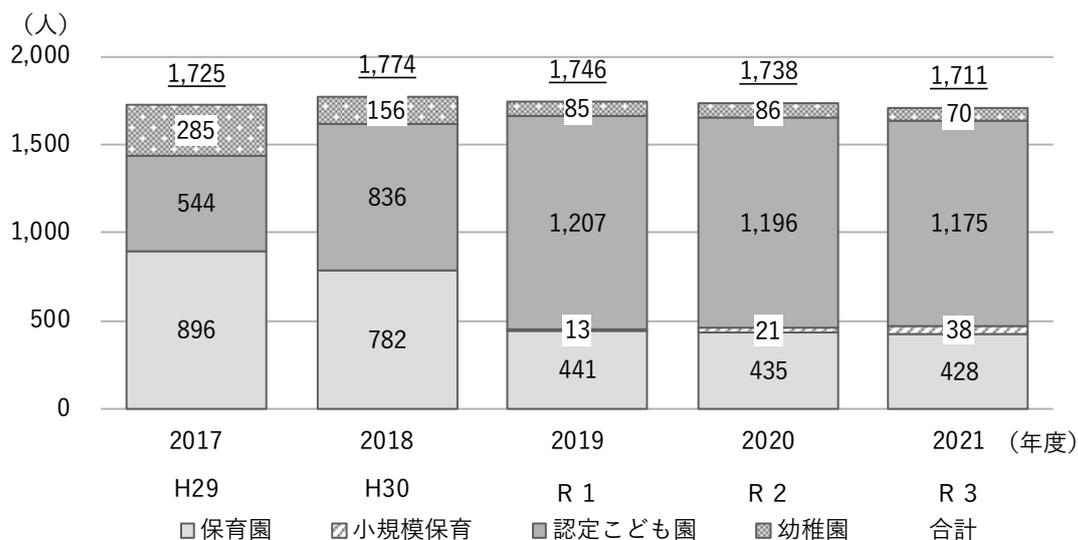
### ●合計特殊出生率の推移（静岡県・全国との比較）



資料：ふじのくに少子化突破戦略の新・羅針盤（菊川市・静岡県） 人口動態統計（全国）

保育園、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園の利用児童数をみると、保育園・幼稚園の認定こども園への移行により、認定こども園の利用児童数が増加となっています。

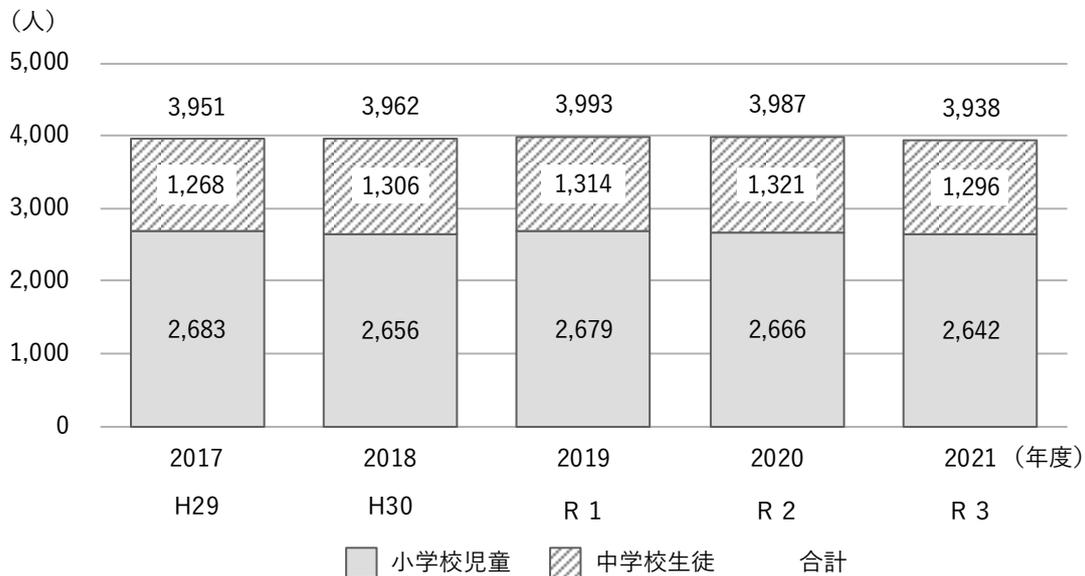
### ●保育園、小規模保育事業、認定こども園、幼稚園の利用児童数の推移



資料：こども政策課（各年4月1日時点。幼稚園利用児童数のみ各年5月1日時点。）  
※小規模保育は令和元年度より統計を開始

公立小学校・公立中学校に通う本市の子ども的人数をみると、令和元年まで増加していましたが、その後は減少しています。

●公立小学校・公立中学校に通う本市の子ども的人数の推移

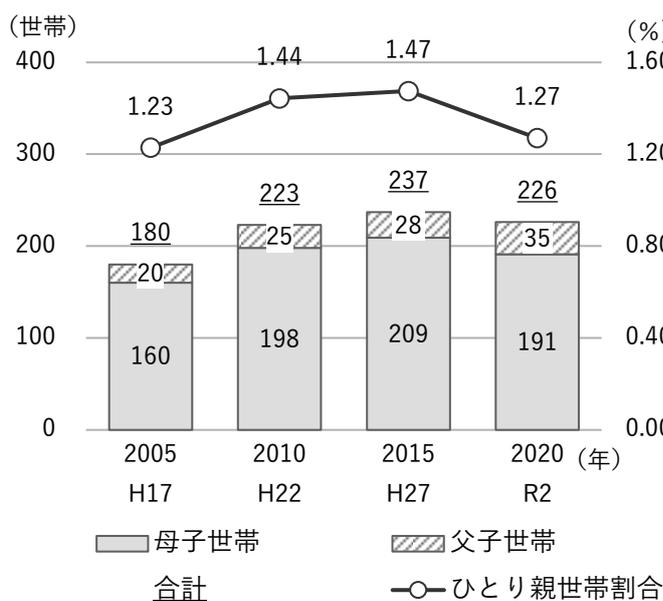


資料：学校統計調査（各年度5月1日現在）

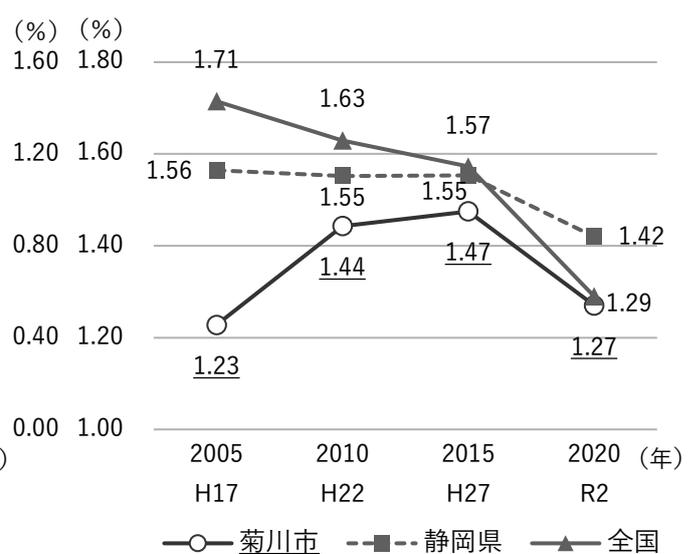
ひとり親世帯数（母子世帯・父子世帯）及びひとり親世帯の割合をみると、平成17年以降増加していましたが、平成27年から令和2年にかけて減少しています。

また、ひとり親世帯の割合を静岡県・全国と比較すると低くなっているものの、近年その差は小さくなっています。

●ひとり親世帯数（母子世帯・父子世帯）及びひとり親世帯の割合



●ひとり親世帯の割合の推移（静岡県・全国との比較）



資料：国勢調査

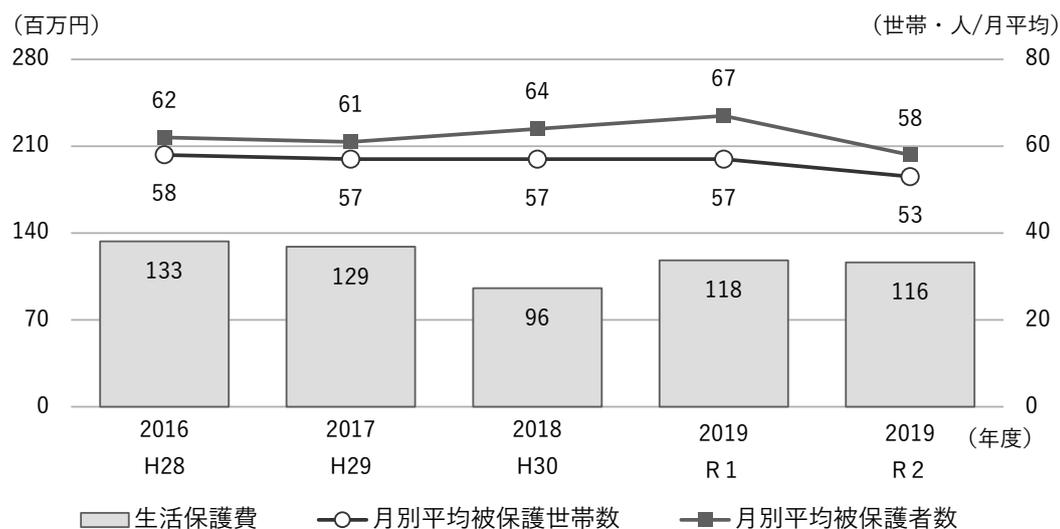
資料：国勢調査

## (5) その他の状況

生活保護費をみると、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて減少したものの、その後増加に転じています。

また、月別平均被保護世帯数及び被保護者数をみると、被保護者数は令和元年度まで増加し、その後減少に転じています。被保護世帯数はゆるやかに減少となっています。

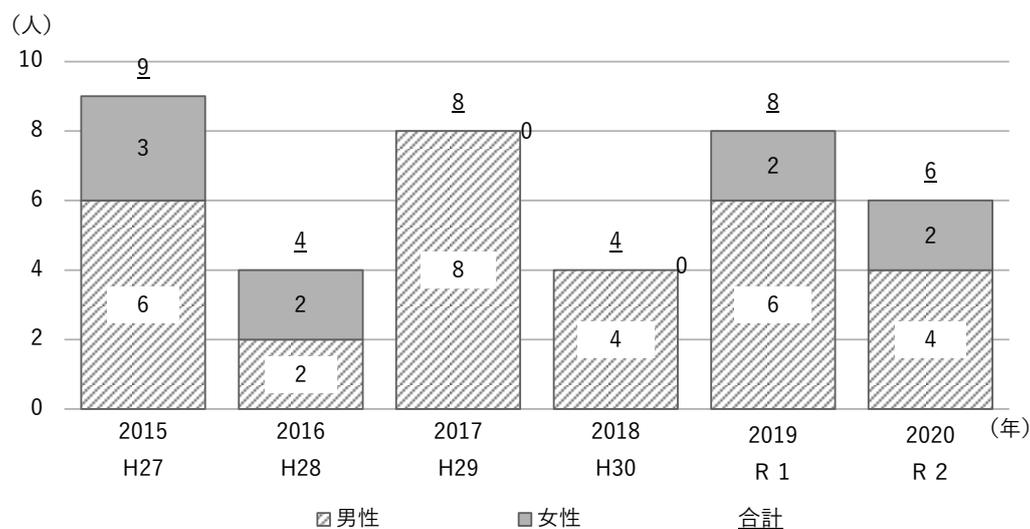
### ●生活保護費・月別平均被保護世帯数・月別平均被保護者数の推移



資料：菊川市データルーム

自殺者数をみると、毎年4～9人で推移しています。男女別にみると、男性が女性と比較して多い傾向にあります。

### ●自殺者数の推移



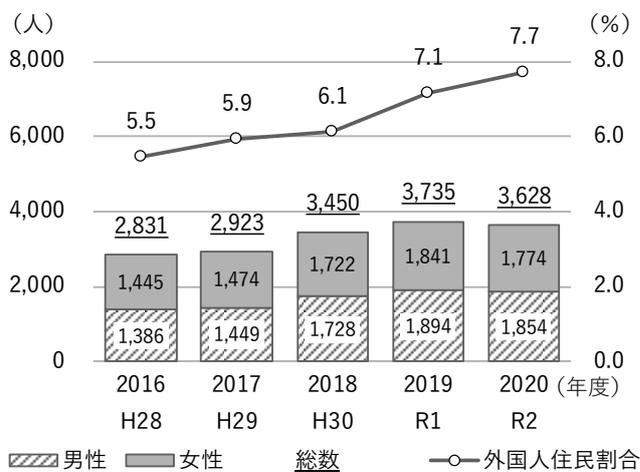
資料：厚生労働省自殺対策推進室

外国人住民数をみると増加しており、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて 797 人の増加となっています。男女別にみると、男性では 1.3 倍、女性では 1.2 倍となっています。外国人住民が総人口に占める割合も増加しており、令和 2 年度には 7.7% となっています。

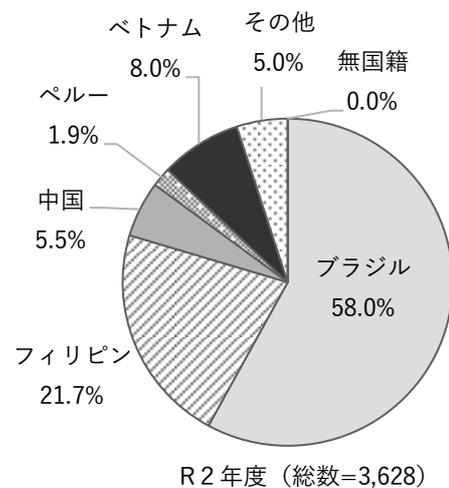
外国人住民の国別内訳をみると、ブラジルが 58.0% と最も高く、次いでフィリピンが 21.7%、ベトナムが 8.0% となっています。

近隣市と比較した外国人住民数と割合の状況をみると、外国人住民が総人口に占める割合は、近隣市と比較して高くなっています。

●外国人住民数の推移



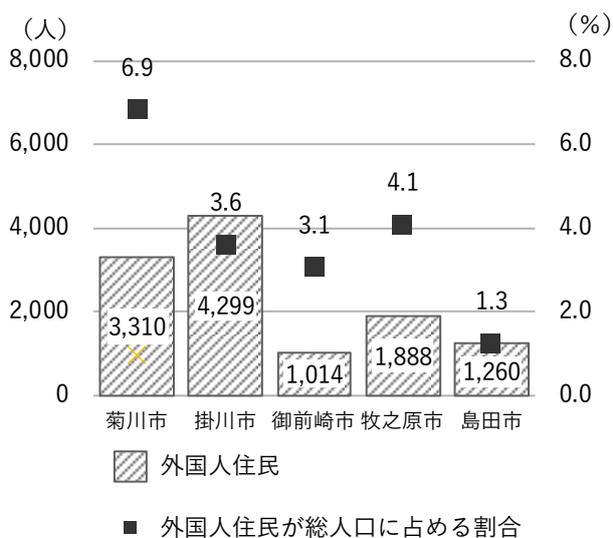
●外国人住民の国別内訳



R 2 年度 (総数=3,628)

資料：菊川市データルーム

●近隣市と比較した外国人住民数と割合の状況



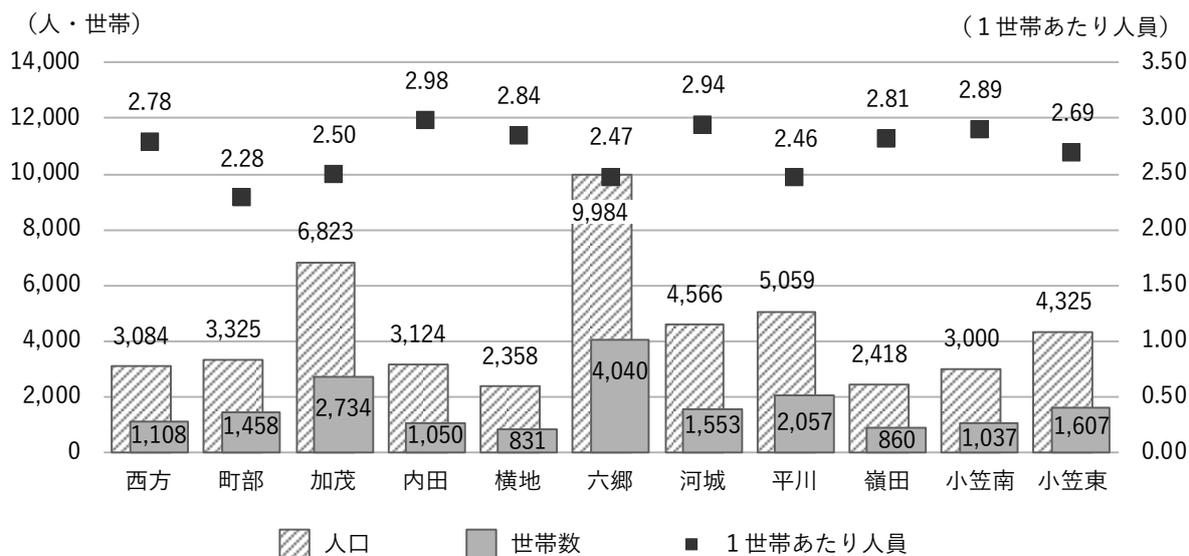
資料：住民基本台帳 (平成 31 年 1 月 1 日時点)

## (6) 地区別の状況

地区別の人口及び世帯数をみると、いずれも六郷が最も多く、次いで加茂、平川となっています。1世帯あたり人員をみると、内田、河城で最も多くなっています。

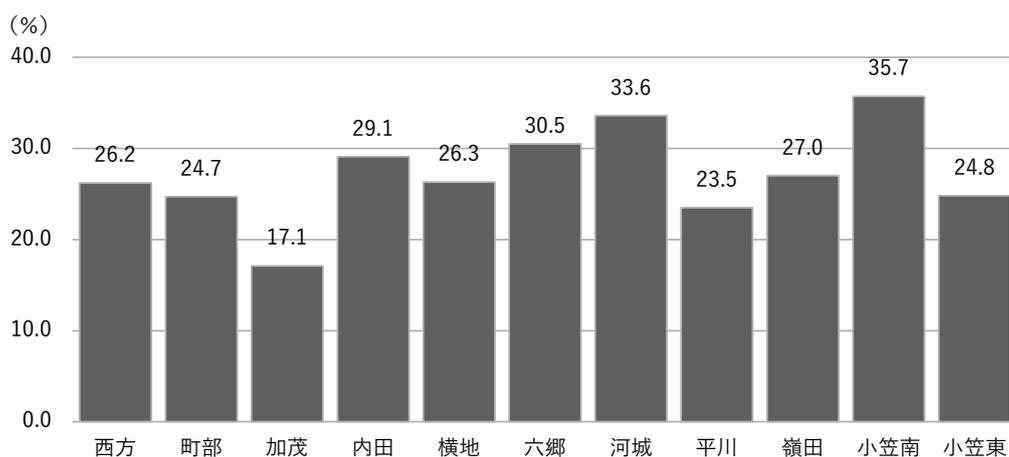
地区別高齢化率をみると、小笠南が最も高く 35.7%、次いで河城が 33.6%、六郷が 30.5%となっています。

### ●地区別人口・世帯数・1世帯あたり人員



資料：菊川市データルーム（令和元年度）

### ●地区別高齢化率



資料：菊川市データルーム（令和元年度）

## 2 市民アンケート調査の結果

本計画の策定にあたって、市内在住の高校生以上の一般市民 2,800 人を対象として、地域福祉に関する市民意識調査を実施しました。

地域福祉に対する意識や地域活動への参加意向、支援を必要とする人に対する施策等、市民視点から本市の地域福祉の状況や施策のニーズを把握することを目的としました。

### ●●● 調査の概要 ●●●

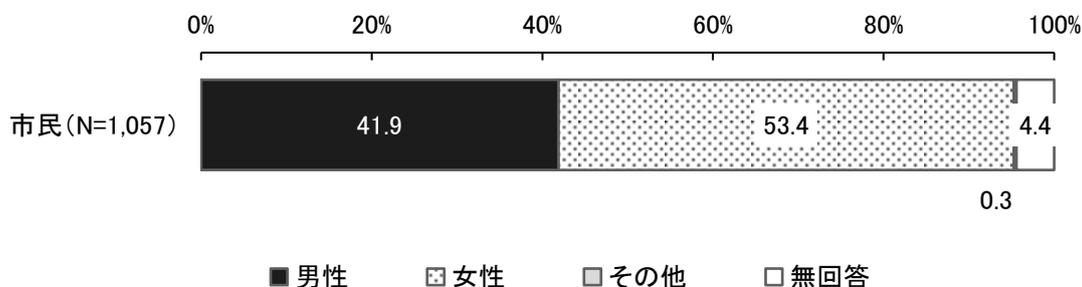
区分	市民
調査地域	菊川市内全域
調査対象	令和2年11月1日現在、 市内在住の高校生以上の一般市民
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年12月15日～令和3年1月6日
配布数	2,800件
回収件数	1,057件
有効回収件数	1,057件
有効回収率	37.8%

※前回調査：前回計画策定時に行った地域福祉に関するアンケート調査は、平成 25 年度に実施し、配布数 2,800 件、有効回収数は 1,534 件（有効回収率 54.8%）でした。

## (1) 回答者について

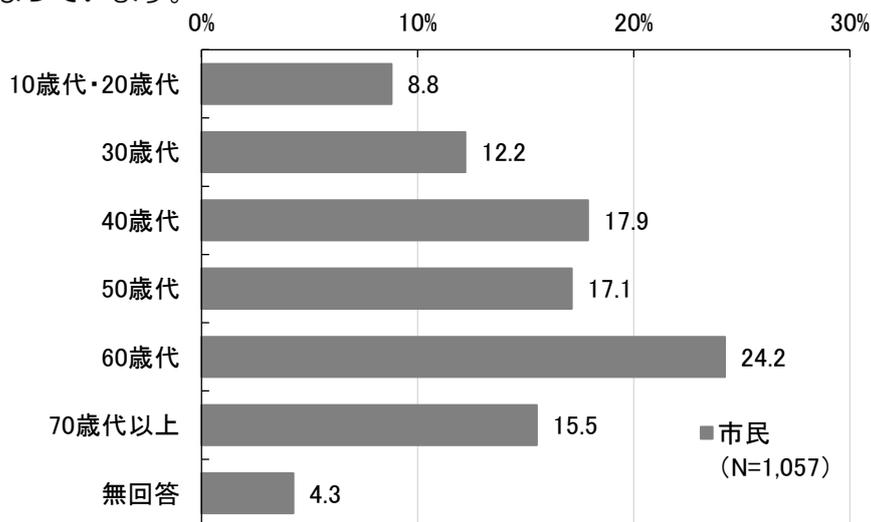
### ① 回答者の性別

回答者の性別をみると、男性が41.9%、女性が53.4%となっています。



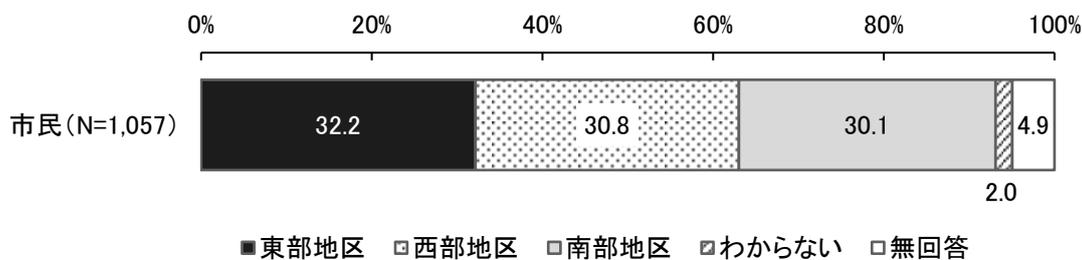
### ② 回答者の年代

回答者の年代をみると、60歳代が24.2%と最も高く、次いで40歳代が17.9%、50歳代が17.1%となっています。



### ③ 回答者の居住地区

回答者の居住地区をみると、東部地区が32.2%、西部地区が30.8%、南部地区が30.1%となっています。



※東部地区：町部・河城・六郷  
 西部地区：西方・加茂・内田・横地  
 南部地区：平川・嶺田・小笠南・小笠東

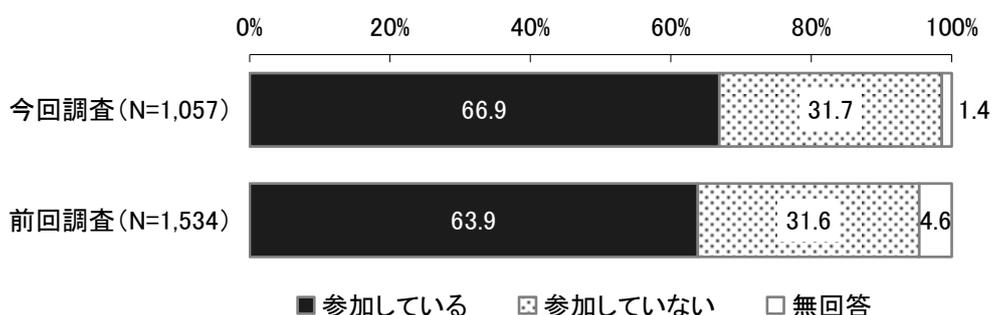
## (2) 前回調査時との比較

前回調査との比較結果は以下のとおりです。

### ① 地域の行事、地域活動への参加経験

地域の行事、地域活動への参加経験をみると、「参加している」が 66.9%、「参加していない」が 31.7%となっています。

前回調査と比較すると、今回調査で「参加している」が 3.0 ポイント高くなっています。

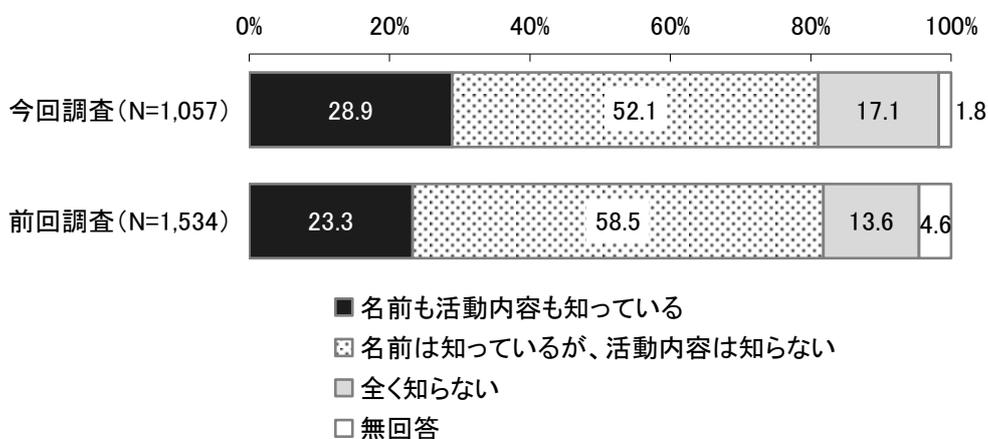


※今回調査では、「よく参加している」と「ある程度参加している」の合算を『参加している』、「あまり参加していない」と「ほとんどもしくは全く参加していない」の合算を『参加していない』としています。

### ② 社会福祉協議会の認知度

社会福祉協議会の認知度をみると、「名前も活動内容も知っている」が 28.9%、「名前は知っているが、活動内容は知らない」が 52.1%、「全く知らない」が 17.1%となっています。

前回調査と比較すると、今回調査で「名前も活動内容も知っている」が 5.6 ポイント高くなっていますが、「全く知らない」も 3.5 ポイント高くなっています。



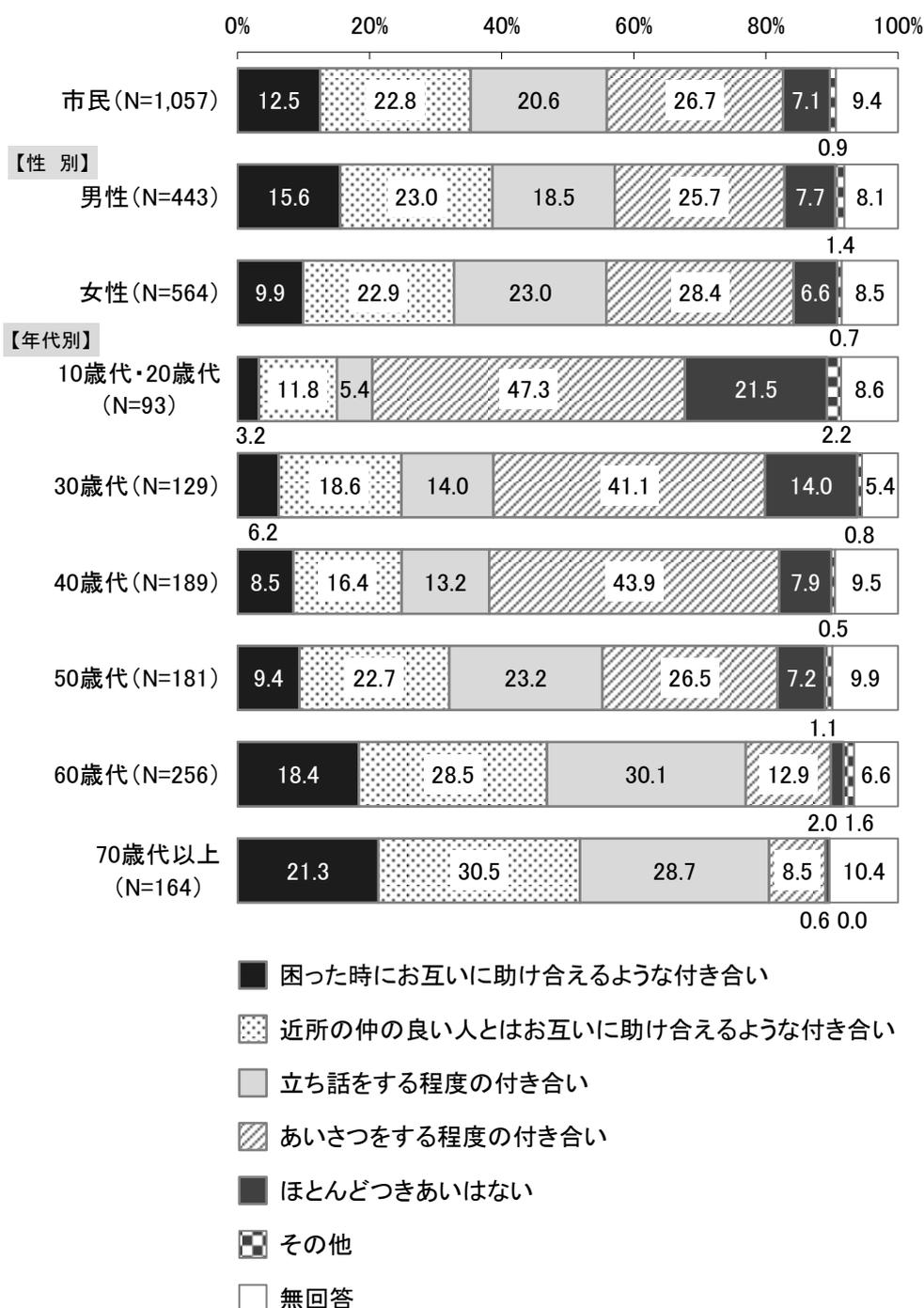
※前回調査では、選択肢の表現は「社会福祉協議会のあることも活動内容も知っている」「社会福祉協議会があることだけは知っている」「社会福祉協議会があることも活動内容も知らない」でした。

### (3) 日頃の近隣住民等との付き合いの程度

日頃の近隣住民等との付き合いの程度をみると、「あいさつをする程度の付き合い」が26.7%と最も高く、次いで「近所の仲の良い人とはお互いに助け合えるような付き合い」が22.8%、「立ち話をする程度の付き合い」が20.6%となっています。

性別でみると、男性の「困った時にお互いに助け合えるような付き合い」が、女性と比較して5.7ポイント高くなっています。

年代別でみると、年代が高くなるにつれて、「困った時にお互いに助け合えるような付き合い」の割合が高くなる傾向となっています。

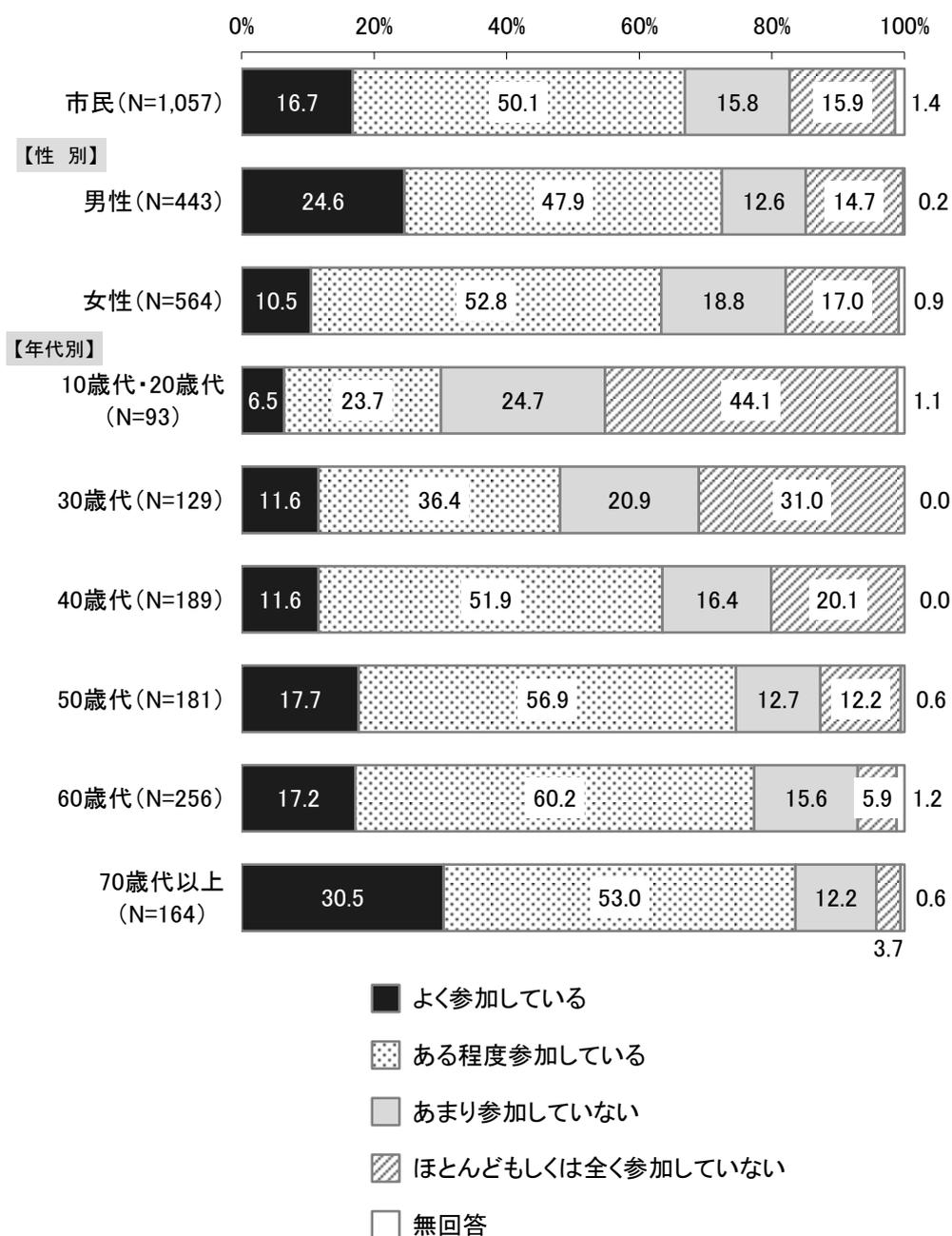


#### (4) 地域活動への参加経験

地域活動への参加経験をみると、「ある程度参加している」が 50.1%と最も高く、次いで「よく参加している」が 16.7%、「ほとんどもしくは全く参加していない」が 15.9%となっています。

性別でみると、男性で「よく参加している」が、女性と比較して 14.1 ポイント高くなっています。

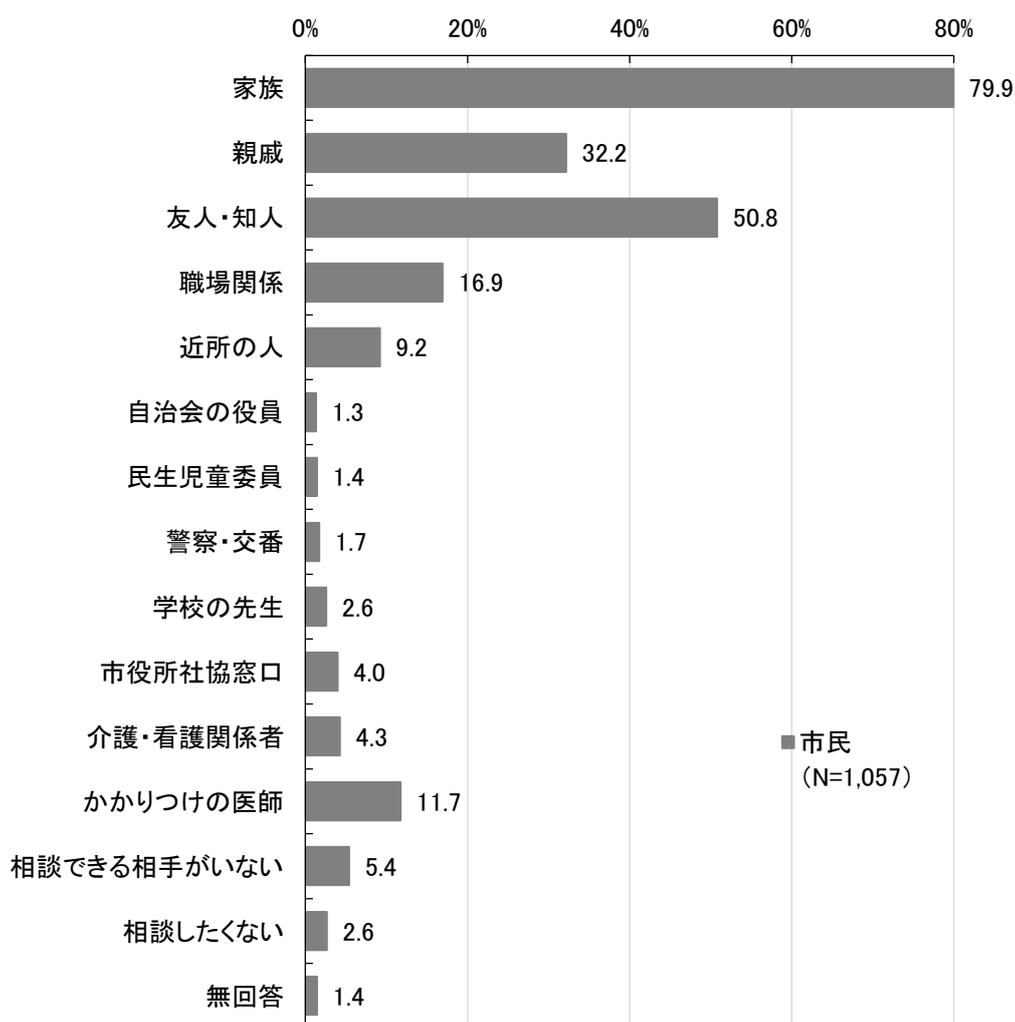
年代別でみると、10 歳代・20 歳代で「ほとんどもしくは全く参加していない」が 44.1%となっています。



## (5) 生活上の悩みや不安を相談できる相手または場所

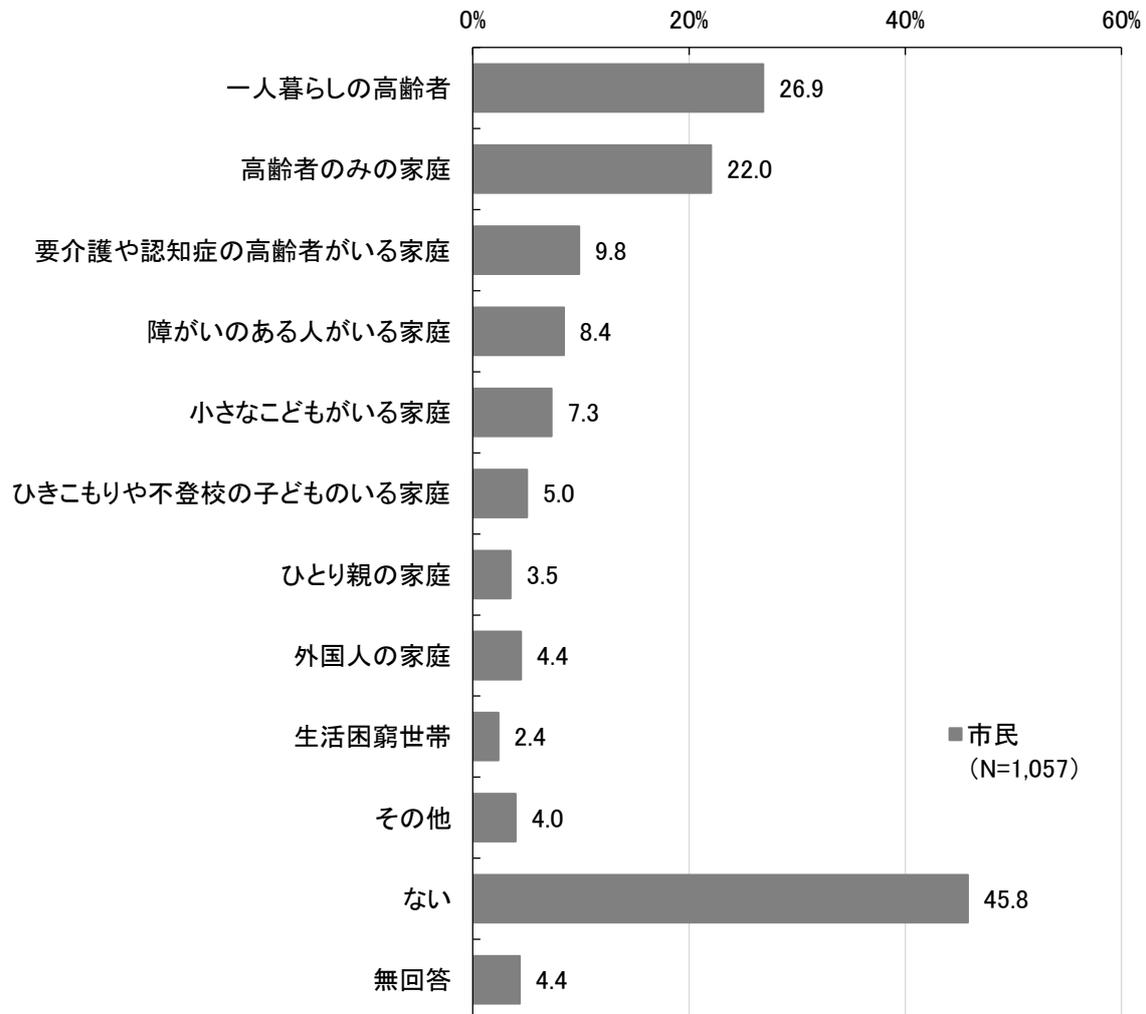
生活上の悩みや不安を相談できる相手または場所についてみると、「家族」が79.9%と最も高く、次いで「友人・知人」が50.8%、「親戚」が32.2%となっています。なお、「民生児童委員」「自治会の役員」「市役所社協窓口」といった地域福祉に関連する相談場所についての回答は、それぞれ5%未満となっています。

また、「相談できる相手がない」の回答が5.4%あり、困りごとや悩みを抱えた市民に対する支援が必要です。



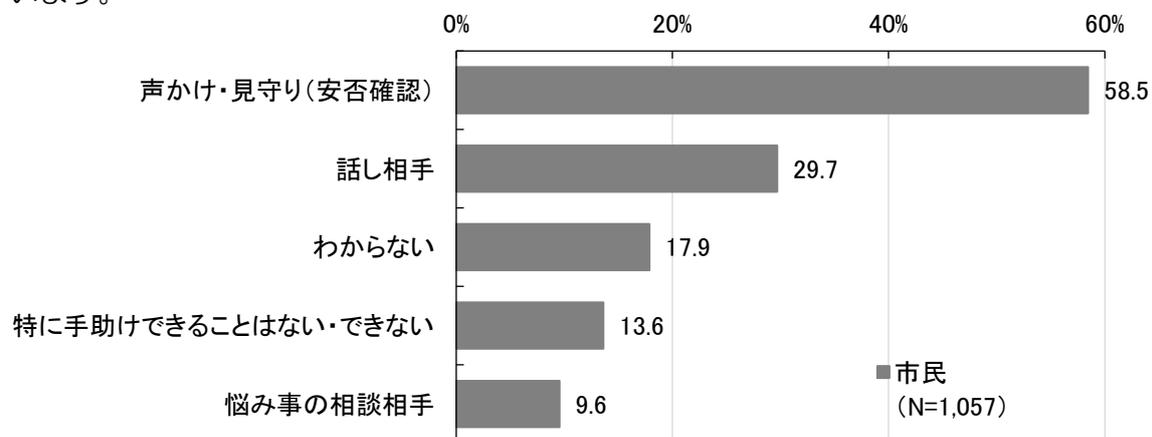
## (6) 隣近所にいる、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭

隣近所にいる、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭についてみると、「ない」が45.8%と最も高く、次いで「一人暮らしの高齢者」が26.9%、「高齢者のみの家庭」が22.0%となっています。



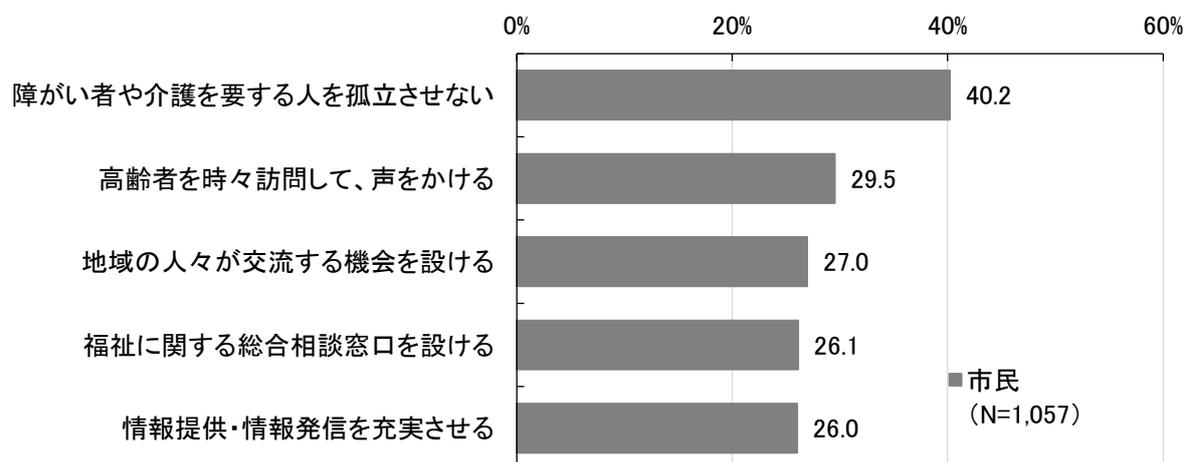
## (7) 周囲の人に対してできる手助け（上位5位）

周囲の人に対してできる手助けについてみると、「声かけ・見守り（安否確認）」が58.5%と最も高く、次いで「話し相手」が29.7%、「わからない」が17.9%となっています。



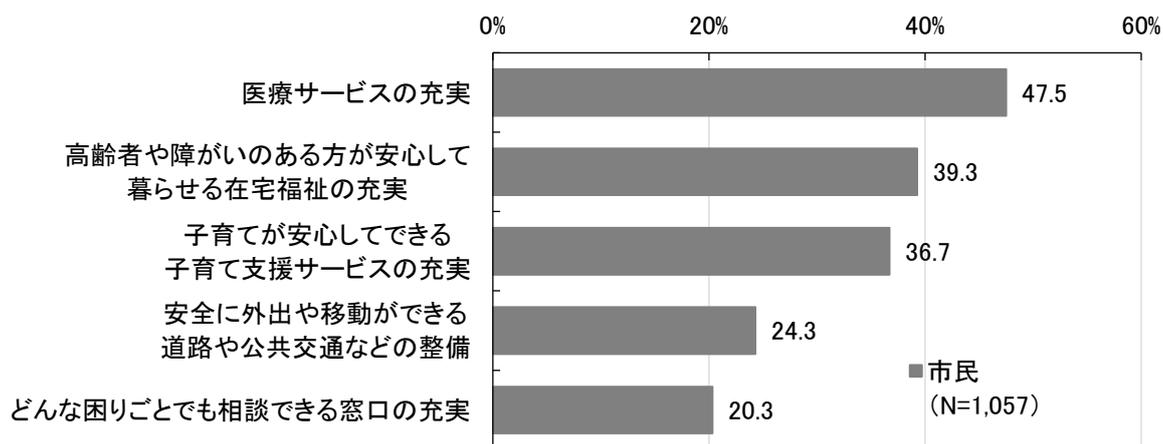
## (8) 市に期待すること（上位5位）

市に期待することをみると、「障がい者や介護を要する人を孤立させない」が40.2%と最も高く、次いで「高齢者を時々訪問して、声をかける」が29.5%、「地域の人々が交流する機会を設ける」が27.0%となっています。



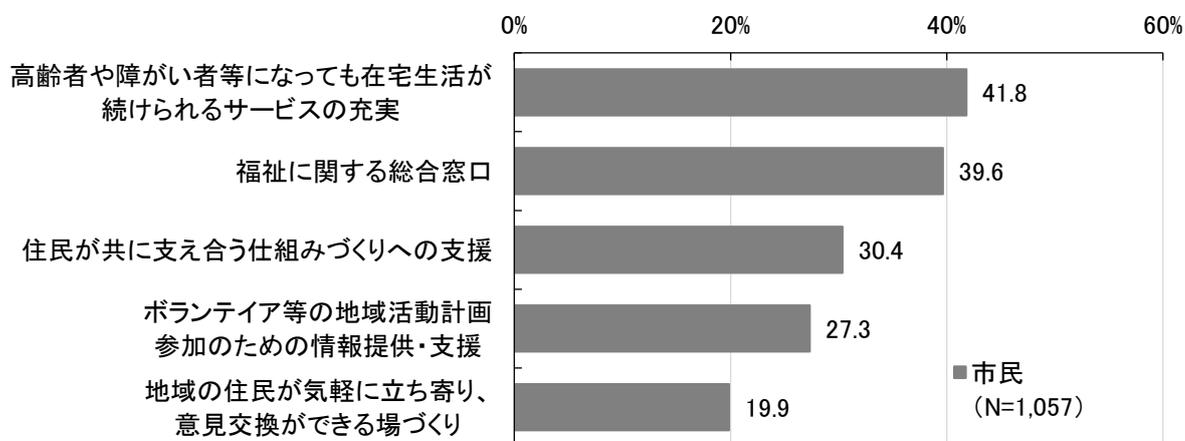
### (9) 日頃の生活で健康や福祉を増進するために、市が注力すべき取組 (上位5位)

健康や福祉を増進するため、市が注力すべき取組をみると、「医療サービスの充実」が47.5%と最も高く、次いで「高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる在宅福祉の充実」が39.3%、「子育てが安心してできる子育て支援サービスの充実」が36.7%となっています。



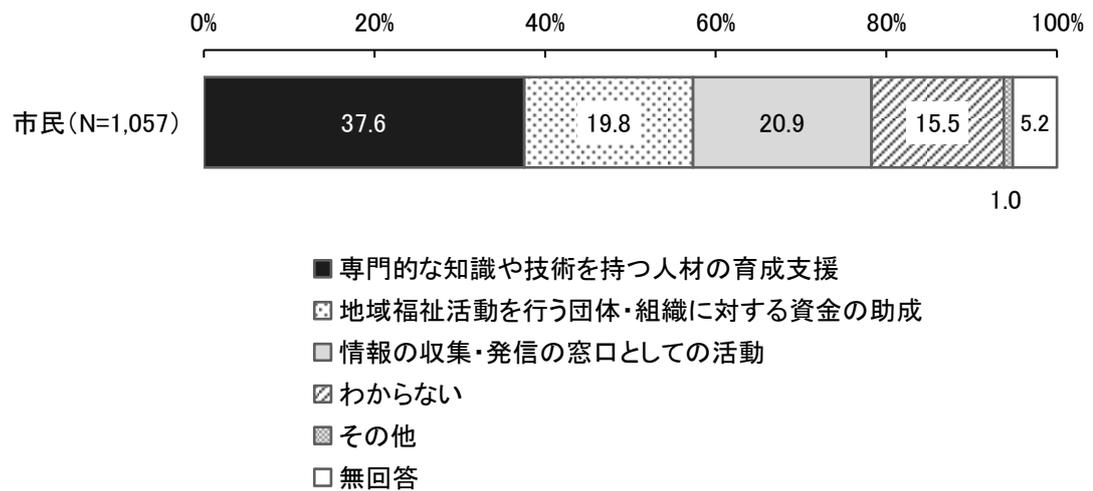
### (10) 社協に期待すること (上位5位)

社協に期待することをみると、「高齢者や障がい者等になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」が41.8%と最も高く、次いで「福祉に関する総合窓口」が39.6%、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が30.4%となっています。



### (11) 地域福祉活動に対する行政の支援の在り方

地域福祉活動に対する行政の支援の在り方についてみると、「専門的な知識や技術を持つ人材の育成支援」が 37.6%と最も高く、次いで「情報の収集・発信の窓口としての活動」が 20.9%「地域福祉活動を行う団体・組織に対する資金の助成」が 19.8%となっています。



# 3 団体ヒアリング調査の結果

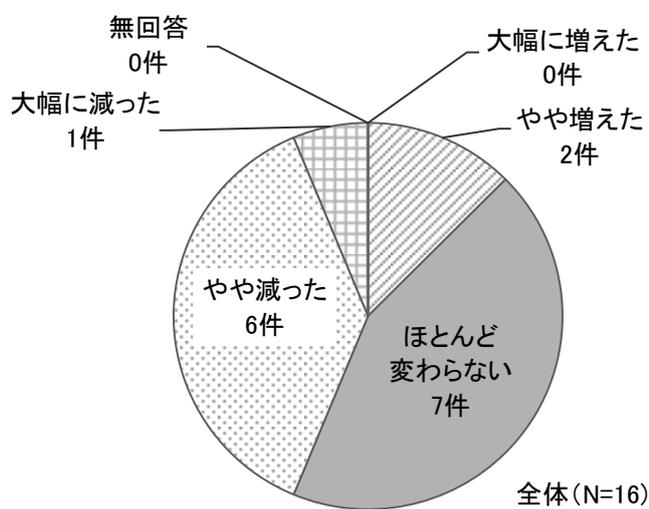
「第4次菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の策定にあたり、本市において活動する、福祉に関する様々な分野の団体及び各地区のコミュニティ協議会に対し、シートを通じた調査を実施しました。

●●● 調査の概要 ●●●

区分	団体
調査対象	本市において活動する、福祉に関する様々な分野の団体及び各地区のコミュニティ協議会
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年1月19日～2月1日
配布数	25件（団体14件、コミュニティ協議会11件）
回収件数	16件（団体10件、コミュニティ協議会6件）
有効回収率	64.0%

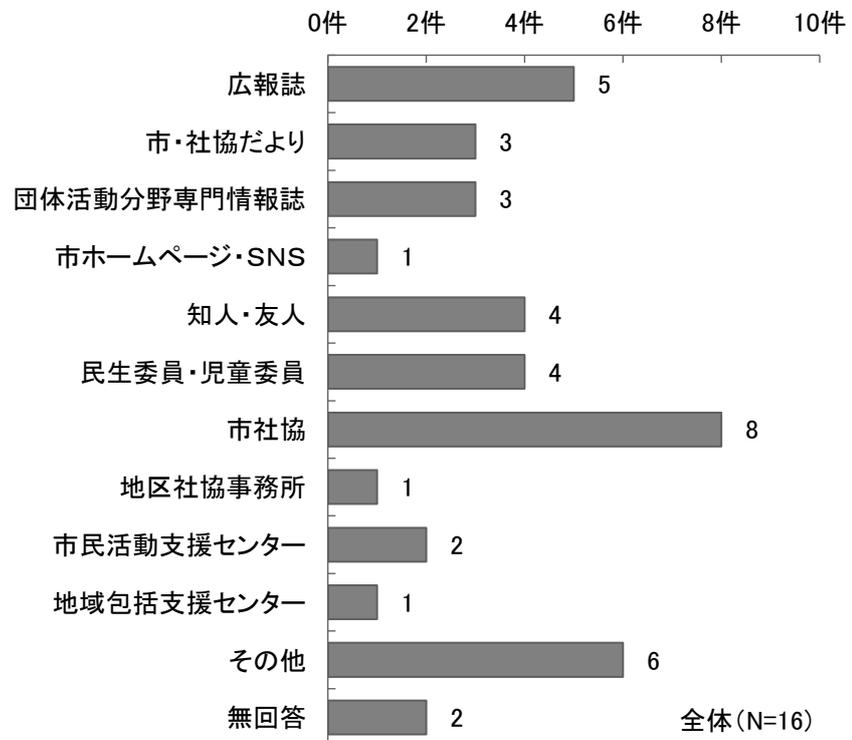
## (1) 約5年前と比較した、構成員の人数の変化

約5年前と比較した、構成員の人数の変化についてみると、『増えた』（「大幅に増えた」「やや増えた」の合算）は2件、『減った』（「やや減った」「大幅に減った」の合算）は7件となっており、人員が『減った』または「ほとんど変わらない」団体が多くなっています。



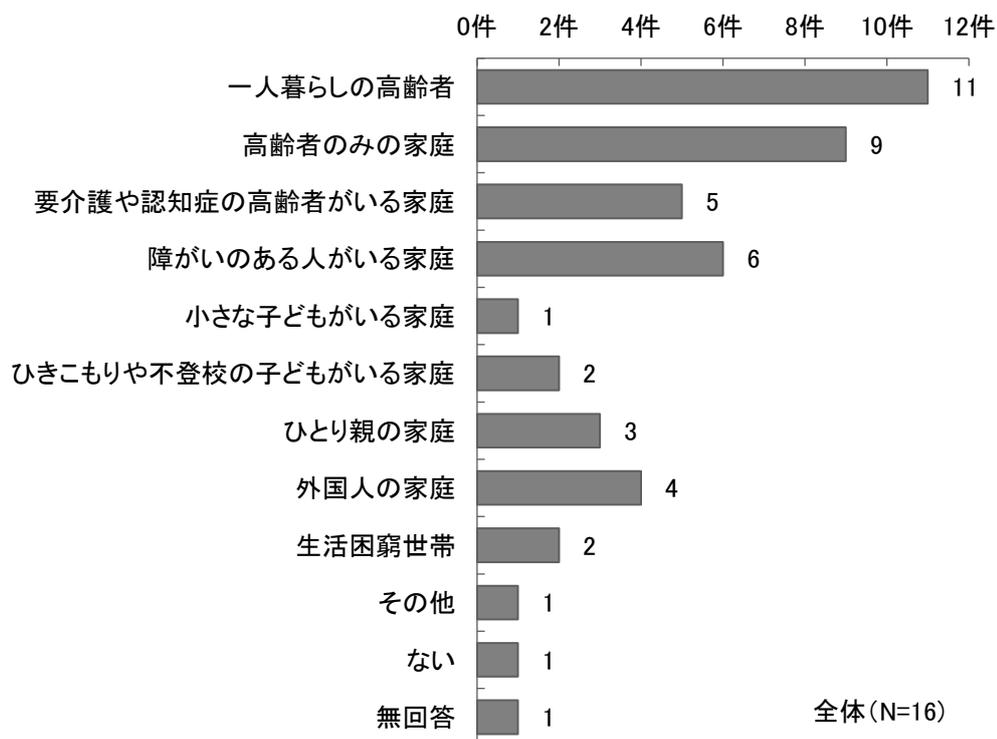
## (2) 団体の活動内容に関する情報の入手先

団体の活動内容に関する情報の入手先についてみると、「市社協」が8件と最も多く、次いで「その他」が6件、「広報誌」が5件となっています。



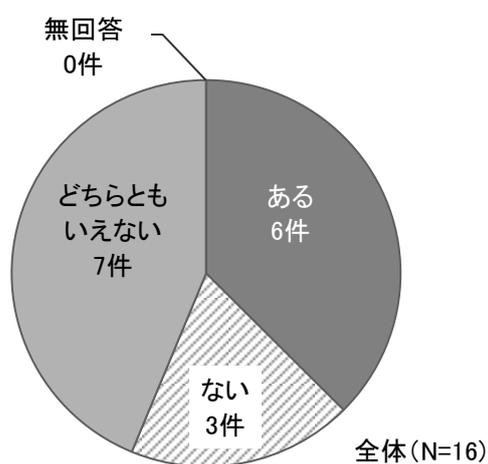
### (3) 活動を通じて、地域の中に次のような見守り等支援が必要な人や、気にかかる人（何らかの課題を抱えている人）の有無

活動を通じて、地域の中に次のような見守り等支援が必要な人や、気にかかる人（何らかの課題を抱えている人）の有無についてみると、「一人暮らしの高齢者」が11件と最も多く、次いで「高齢者のみの家庭」が9件、「障がいのある人がいる家庭」が6件となっています。



(4) 既存の公的なサービス（児童福祉サービス・障がい福祉サービス・介護保険サービス等）では解決できず困っている問題の有無とその内容

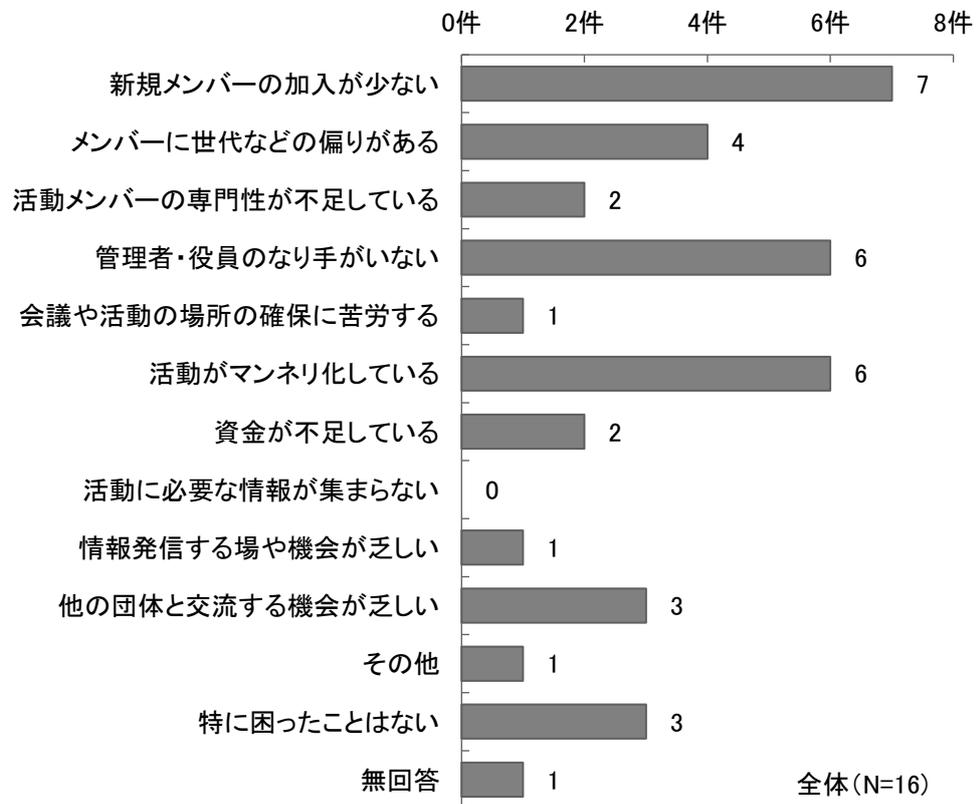
既存の公的なサービスで解決できず困っている問題の有無についてみると、「ある」が6件となっています。問題の内容と必要な支援については、様々な分野の問題が挙げられています。



問題の内容	必要な支援の内容
会員減少	○条例で、手帳交付の時に会に入らないと交付できないようにしたらと思う。
経済的負担	○貧困家庭への経済支援（コロナ禍もくわわり）
家族援助	○認知症・障がいのある人に対する支援
ひきこもりや不登校	○地域の人の関与がより必要だが、なかなか困難だと思う。 ○ひきこもり・不登校に対する支援・相談
どんなサービスが受けられるか、わかっていない人が多い	○どんなサービスができるのかを繰り返し丁寧に、皆さんに説明を続けていく必要がある。

## (5) 現在の活動上の課題

現在の活動上の課題についてみると、「新規メンバーの加入が少ない」が7件と最も多く、次いで「管理者・役員のなり手がいない」「活動がマンネリ化している」がそれぞれ6件となっています。



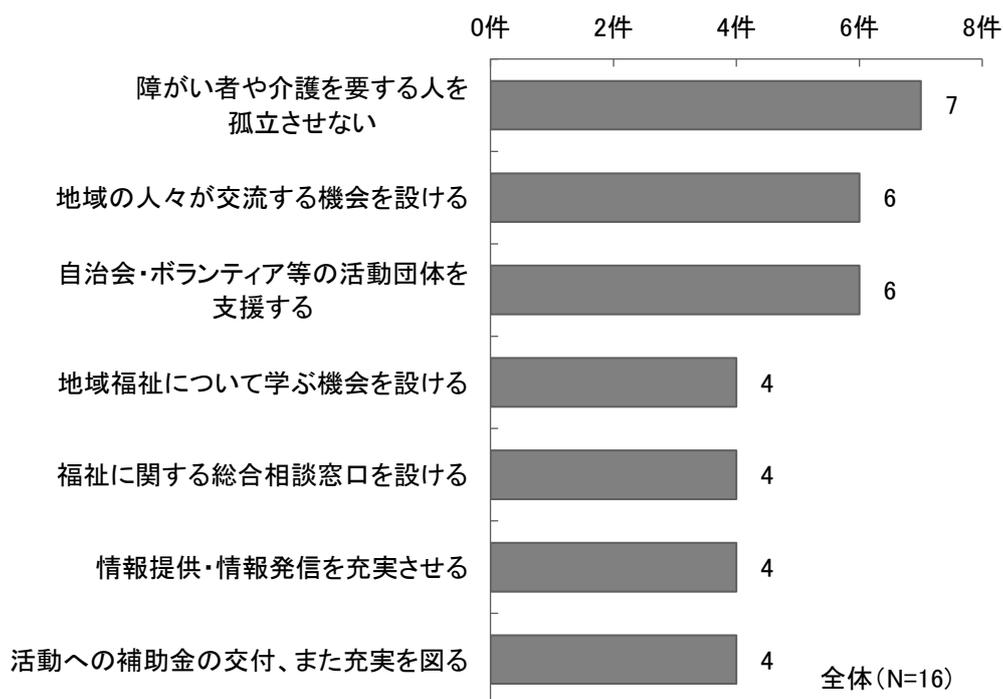
## (6) 団体の活動における課題について取り組んでいること

団体の活動における課題については、人材不足により、新規メンバーや役員のなり手が少ないとの回答がありました。また、活動内容については、検討・調整等をしながら活動を継続しているとの意見がありました。

分野	区分	取組内容
人材	新規メンバーの加入が少ない	個人情報保護の観点から、新規メンバーを勧誘するための情報を集めることが難しい。
		広報誌の発行により、活動の案内や報告、新規加入の促進について掲載している。
		独自のホームページで活動を伝えている。
		メンバーや自分の身近な人に活動の勧誘をしている。
		定員が決まっているので、対応が難しい。
	管理者・役員のなり手がいない	各団体の理事に依頼し、役割を分担して補っている。
		団体内で育成と関係先への声掛けを行っている。
		自治会長（特に地区長）に対して、毎年、本会会長への就任を依頼している。
		自治会長に対し、役員の派遣を相談している。役員の人数を絞り込んでおり、内容の濃い相談をしている。
		会の中で推薦により委員を決めるが、3分の2の委員は任期3年で交代してしまう。
活動メンバーの専門性が不足している	新型コロナウイルス感染症の影響により、研修が十分にできないので、月ごとの定例会で補っている。	
活動内容	活動がマンネリ化している	活動を継続できるよう、頑張っている。
		月1回活動を行っているが、構成員も利用者も同じ支援内容で、マンネリ化しているようにも思える。しかし、利用者にとっては必要不可欠な活動であるため、このまま続ける。
		前年に開催した行事を踏襲することが多くなっている。
	資金が不足している	バザー等に参加し、資金不足を補っている。
他の団体と交流する機会が乏しい	コロナ禍の状況により、オンライン活用等を考慮して臨んでいる。	

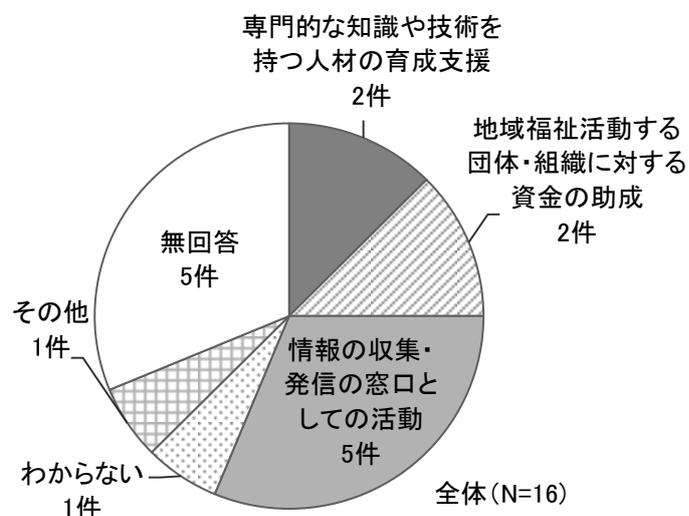
## (7) 地域に住む人同士が助け合い、支え合える地域づくりのために、今後市（行政）が行う必要のある支援

地域に住む人同士が助け合い、支え合える地域づくりのために、今後市（行政）が行う必要のある支援についてみると、「障がい者や介護を要する人を孤立させない」が7件と最も多く、次いで「地域の人々が交流する機会を設ける」「自治会・ボランティア等の活動団体を支援する」がそれぞれ6件となっています。



## (8) 地域福祉活動に対する行政の支援の在り方

地域福祉活動に対する行政の支援の在り方についてみると、「情報の収集・発信の窓口としての活動」が5件と最も多く、次いで「専門的な知識や技術を持つ人材の育成支援」「地域福祉活動する団体・組織に対する資金の助成」がそれぞれ2件となっています。



## (9) 既存の公的な福祉サービスで解決できないと考えられる課題

既存の公的な福祉サービスでは解決できないと考えられる課題についてみると、団体活動の担い手不足や、各種制度の狭間にある課題を抱える人に対する支援不足、サービスに関する情報提供不足が挙げられました。

分野	問題の内容	必要な支援の内容
担い手不足	会員減少	今以上に団体の会員募集の働き掛けを強化し、増員に取り組む必要がある。
課題を抱える人に対する支援	家計	新型コロナウイルス感染症の影響もあり、貧困家庭への経済支援が必要だと思う。
	人間関係	ひきこもりや不登校の状態にある人に対する支援・相談が必要である。
	ひきこもりや不登校	地域の人との関与がより必要だと思うが、なかなか困難だと思う。
	家族援助	認知症の人や、障がいのある人に対する支援が必要である。
情報提供	サービスに関する情報提供不足	どのようなサービスを受けることができるのか、繰り返し丁寧に市民に説明を続けていく必要がある。

## (10) 地域福祉全体に対する意見

本市における地域福祉に対する意見として、地域福祉に携わるメンバーの不足や、高齢化が課題であるとの回答がありました。また、各種福祉分野における課題やニーズへの対応、活動の在り方等についての意見がありました。

分野	問題の内容	必要な支援の内容
人材	参加メンバーの高齢化	<p>団体構成員は高齢者がほとんどで、上が105歳、下が60歳くらいまでの団体である。平均が70歳以上で、亡くなる方も年間10人前後いるが、加入してくれる人がいない。多いときは300人以上いたそうだが、今は130人少々である。このままでは、団体がなくなってしまうため、団体会員募集の働き掛けについて支援をしてほしい。</p> <p>菊川市が主導している活動は、担い手の高齢化により、ボランティアに依存するだけでは継続が難しくなっている。自治会活動のように、ある程度義務化していく必要を感じる。</p>
	管理者・役員のなり手がいない	<p>地域福祉部会（地区社協）で“地域福祉”を推進してきた。今年度、地域福祉部会の役員のなり手がいないこと、来年度地区サポーター全員が辞任を表明していること、民生委員・児童委員の選出に苦労したことから、担い手の絶対的不足と兼任の限界を感じている。</p>
	新規メンバーの加入が少ない	<p>今後若い人を取り込んでいくには、“働きながらでもできるボランティア（働きながらでもできる地域福祉）”を考えていく必要がある。</p>
サービス、支援、体制整備	地域福祉活動の在り方	<p>菊川市ならではの地域福祉活動があってほしい。10年、20年先を見据えて人を育てることではないだろうか。</p> <p>コロナ禍の状況により、いろいろ企画・計画しても活動できないため、今後、活動を模索する必要性を感じている。</p>
	障がい福祉	<p>手話言語条例では、手話が言語であるとの認識に基づいて手話への理解促進と普及及び手話を利用しやすい環境づくりを進めていくことにより、全ての市民が障がいの有無にかかわらず、人格、個性を尊重し合いながら心豊かに共生できる地域社会の実現を目指している。</p>
	高齢者福祉	<p>高齢者への対策が必要である。一人暮らしや高齢者のみの家庭が増えていく中で、安全、通院、買い物等の支援策の充実が必要である。</p>
	多様なニーズへの支援	<p>地域住民が抱える困り感を正確に把握する必要がある。</p> <p>菊川市の特性として、7%に達する外国籍の人々がいることから、共生が求められる。ともに菊川市を支え、発展させるために何ができて、どう支援するのかを検討する必要がある。</p>
サービス、支援、体制整備	地域課題の解決	<p>当地区は、町の中心街から少し離れた山間部に位置し、高齢化率も高い。今後は今以上に少子化や高齢化、空き家の問題がますます問題になってくると思われる。</p>
		<p>地区の中心にある協和会館を中心に、今以上の地域福祉活動が必要になっていくと思う。</p>
その他	その他	～住んで良し菊川～買い物、通院、人々の交流、楽しみ等。

# 4 第3次計画の進捗状況

## (1) 評価の概要

現行計画の各施策について、基本目標ごとに、市担当各課及び社協において進捗状況の評価を行いました。市担当課及び社協においては、全体的に A 評価（計画どおり進行中）の件数が多くなっています。

なお、各事業の実施にあたって、特に令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の進め方に関する検討や「新しい生活様式」に即した事業を推進してきました。

●●● 基本目標の評価基準 ●●●

項目	内容	
基本目標の評価基準	A…計画どおり進行中 C…未着手	B…おおむね計画どおりだが、一部未実施 D…廃止または完了

※関係所管が複数ある場合、重複して評価をしています。

## (2) 基本目標別の評価

### ① きづき

(件)

評価	A	B	C	D	合計
市担当課	24	2	0	1	27
社協	12	3	0	0	15

- 高齢者に対する相談支援を中心として、包括的な連携や支援によって困りごとを抱えた人への対応を行いました。
- 介護予防・生活支援サービス事業の訪問型軽度生活援助サービス（訪問型サービスA）への移行が平成30年度に完了しました。
- 初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置をはじめとし、認知症高齢者に対しては、より一層の支援の充実を進める必要があります。
- 権利擁護のための取組については、計画どおり進められています。
- 今後は、居住支援法人事業の実施を検討しています。小地域福祉活動支援事業については、地域サポーターの高齢化や、意識・環境の違い等が課題となっています。

## ② 暮らし

(件)

評価	A	B	C	D	合計
市担当課	25	0	0	1	26
社協	14	2	2	1	19

- ・放課後児童クラブや放課後等デイサービス等、子どもへのサービスに対するニーズが増加傾向となっています。
- ・令和2年3月から市民協働センターを庁舎東館へ移動しました。
- ・市内11地区での懇談会や市民社会福祉大学をはじめとした住民が参加できる住民福祉に関わる活動については、今後の推進の方法について検討が必要です。
- ・若者の地元への就職支援の検討が未着手となっています。
- ・若年性認知症の理解・普及については、認知症施策の中で実施しています。
- ・小地域福祉活動推進事業については、計画どおり取り組むことができたため、廃止としています。

## ③ いきがい

(件)

評価	A	B	C	D	合計
市担当課	7	1	0	1	9
社協	7	3	0	0	10

- ・生活困窮者に対して、相談の受付や助言、制度へのつなぎを通じて支援を行いました。
- ・障がいのある人の福祉的就労については、今後も関係機関との連携や調整の上での実施が必要です。
- ・高齢者福祉サービスについて、一部サービスの提供については変更・廃止がありましたが、適宜見直しを行いながら事業を実施しています。
- ・小地域福祉活動については、地域サポーターとの連携や人員確保を含めた各種状況に合わせた活動の推進が必要です。

## ④ ネットワーク

(件)

評価	A	B	C	D	合計
市担当課	14	1	0	0	15
社協	15	0	0	1	16

- ・各種相談窓口の対応の強化により、複雑化・多様化する生活課題への対応が求められています。
- ・3障がいで活躍するボランティア講座については、計画年度途中での目的達成を理由に、廃止となっています。

# 5 みんなのしあわせ懇談会の結果

## (1) 実施概要

地域住民や地域福祉活動団体等に、各地区での地域課題や自分たちができることを話し合ってもらい、そこでの意見等を本計画に反映することを目的として、「みんなのしあわせ懇談会」を開催しました。

令和3年8月に、西方地区、嶺田地区、小笠南地区は、懇談会を開催し、町部地区、加茂地区、内田地区、横地地区、六郷地区、河城地区、平川地区、小笠東地区は、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、書面によりご意見を伺いました。

## (2) 主な意見

### ① 基本目標1 みんなが地域に関心を持ち、参加する仕組みづくり

#### 1) みんなが地域や福祉に関心をもつ仕組みづくり

自治会単位等の小さな単位でのボランティア活動や福祉についての説明やPRを行うことが求められています。

主な意見
・小中高等でのボランティア事業の説明や参加（横地地区）
・従事者による講話等、勉強会や福祉講演会の開催（横地地区）
・施設利用や福祉団体など、地域福祉に関する説明会の開催（西方地区）
・自治会（班長会・常会）における広報活動（加茂地区）
・イベント会場でのパンフレット配布やマップの作成等、年齢層に合わせた情報提供を工夫する（加茂地区）
・施設の説明会や見学会（六郷地区）
・ボランティアをやる人が増えるような対策、考案、説明会の開催（小笠東地区）
・若い人にボランティア活動に参加してもらう（小笠南地区）
・小学校の放課後にボランティア、講話、講習、体験をさせる（平川地区）
・福祉に関しては若いうちから関心を持てるように何かをする（嶺田地区）

#### 2) みんなが地域に参加する仕組みづくり

多世代交流を図るために、自治会やコミュニティ協議会の活動や、地区センターや集会所を活用し、地域住民が気軽に参加できるようにすることが求められています。

主な意見
・自治会が中心となり、イベントなどの活動を行う（内田地区）
・多世代交流のできる場、イベントの企画（町部地区）
・地区センターや集会所、小学校校舎等を利用し、気軽に集まれる居場所づくり（加茂地区）
・様々な年代が参加してふれあえるイベントなどの地域活動（河城地区）
・自治会が中心となり三世代を集めてできるイベント開催（旗振り役重要）（小笠東地区）
・自治会が中心になって活動し仕組みづくりをする（小笠南地区）
・年齢が異なる人たちの交流、会館まつり（嶺田地区）

### 3) みんなが地域や社会に参加できる環境づくり

得意な事や趣味を活かした活動ができ、自分の都合に合わせて活動できる「ちょいボラ」活動の仕組みづくりや、SNS やオンラインによる声掛けや参加が求められています。

主な意見
・どのような活動があるのか周知し、参加しやすい環境をつくる（加茂地区）
・得意なことを登録するなど、退職後でも地域で活躍できるようにする（内田地区）
・声を掛け合うなど、行事に参加しやすい雰囲気づくり（河城地区）
・オンラインやSNS を活用し、イベント告知等により参加を促進させていく（六郷地区）
・くすりん祭り、夏祭り等楽しいイベントづくりをし、参加するよう町内で声掛けをする（小笠東地区）
・今ある活動の継続が必要（小笠南地区）
・自治会の班ごとまたは、向こう三軒両隣くらいで地域清掃をする（平川地区）
・家族で参加できる楽しめる事（嶺田地区）

## ② 基本目標2 みんながつながり、支え合うあたたかな地域づくり

### 1) みんなが見守る活動の推進

挨拶や声掛けと通じた見守りや、地域の中の情報交換、情報共有の場が必要との意見がある一方で、個人情報保護の問題もあるため、民生委員・児童委員等と相談しながら進めることが求められています。

主な意見
・登下校や散歩時などでのあいさつ運動、声掛けを継続する（西方地区）
・民生委員・児童委員と連携しながら見守りを行う（町部地区）
・地域で声掛けや挨拶などの近所づきあいを大切にし、顔が分かりあえる状態にする（河城地区）
・情報交換や交流の場とするため、定期的集まる場を設ける（河城地区）
・近所付き合い、縁側カフェ、茶飲み友達等何気ない日常での見守り（小笠東地区）
・見守りを兼ねて自治会のお便りの配布（小笠南地区）
・年に何回か、近所の人たちとの情報交換の場があれば（嶺田地区）

## 2) みんなで助け合うボランティア活動の推進

ニーズに合わせたボランティア活動が求められています。(例：ゴミ出しが困難になった人たち等へさりげない支援や、サロンや居場所づくり等のボランティア活動の継続)

主な意見
・隣人を気にかけて、さりげない支援を行う(町部地区)
・サロン等を開催し、高齢者の憩いの場づくり(河城地区)
・仕事で培った知識や技術、得意なものを活かせるボランティアの場づくり(六郷地区)
・ニーズに合わせたボランティアグループを結成し、周知させる(小笠東地区)
・耳を傾けるボランティアの集い(小笠東地区)

## 3) みんなで主体的に取り組む小地域福祉活動の推進

自治会等の清掃や草取り活動、行事に気軽に参加し、声を掛け合うことが求められています。

主な意見
・自宅前の掃除やゴミ出し手伝いなど、できること、簡単なことから始める(加茂地区)
・共通の趣味の会等、気楽に参加できる行事や活動を通じた近所づきあい(六郷地区)
・地域の要支援者を把握し、ゴミ出し等の支援活動を行う(六郷地区)
・年齢に関係なく気楽に参加できる活動(小笠東地区)
・一斉清掃や花壇の手入れへの参加(小笠東地区)
・サロンの開催、公会堂の掃除(小笠南地区)
・地域の清掃活動やお楽しみ会等を通して近所付き合い(嶺田地区)

## 4) みんなで生活課題を抱える人を支援する仕組みづくり

地区センター等を拠点に行政、民生委員・児童委員、専門機関、地域包括支援センター、ボランティア等が参加し、何でも相談したり、連携をすることが求められています。しかし個人のプライバシーを尊重する必要もあり、まず自治会や民生委員・児童委員につなげていき、ちょっとした困りごとを支援できる共助の仕組みづくりをしていくことも求められています。

主な意見
・困っている人を見かけたら、民生委員・児童委員等に知らせる(横地地区)
・個人情報保護が厳しいが、ある程度地域の人を知っておく(内田地区)
・自治会内での連携や助け合い活動の推進(加茂地区)
・行政・民生委員・児童委員・専門機関・ボランティア等が連携し、地域の高齢者等の把握、相談対応をしていく(加茂地区)
・気軽に困りごとを相談できる相談窓口がある(河城地区)
・「向こう三軒両隣り」の発想で、何でも話せる環境づくり(小笠東地区)
・生活課題を抱える人の掘り起こしを充実させる(小笠南地区)

## 5) みんなで命を守る安心・安全な地域づくり

地域の中の危ない場所等の確認をしたり、外国人等への説明や支援を通して、地域住民みんなの安全安心につなげていくことが求められています。

主な意見
・防災訓練を充実させ、具体的な行動を定めて参加意識を高める（内田地区）
・心肺蘇生等救命講習を高校卒業時や自治会ごとに行う（内田地区）
・防災の学習会、講習会の開催により知識を深める（町部地区）
・危険な場所を定期点検するなど、防災・減災のための点検整備（六郷地区）
・各自治会の緊急時の支援体制・避難所の整備（河城地区）
・福祉見守りマップ、防災マップを継続し、危ない場所の共有・点検（地区がメイン）（小笠東地区）
・自治会、コミュ協、ボランティア団体などが連携すること（小笠南地区）
・火災、土砂崩れ、浸水など、小地域で研修（平川地区）

## 6) みんなの権利を守る仕組みづくり

各種相談窓口の周知と何でも相談を受け付ける窓口が求められています。また、権利を守るための成年後見制度の周知のために分かりやすいチラシやパンフレットの作成をすることも求められています。

主な意見
・成年後見制度の説明会・勉強会を開催し、利用しやすくする（町部地区）
・弁護士無料相談等の各種相談窓口の周知（加茂地区）
・個人にどんな権利があるのか勉強する（内田地区）
・それぞれの権利や制度について学ぶ場があり、知ることができる（六郷地区）
・介護サービスや成年後見制度など活用できるサービスを知る（河城地区）
・個人情報保護され、合理的配慮がある（六郷地区）
・人権擁護委員や民生委員・児童委員の人を住民に知ってもらい、そのうえで活動してもらう（小笠東地区）
・1人ひとりの権利を地域が当たり前に見える勉強の場が必要（嶺田地区）

## ③ 基本目標3 みんなで課題を受け止め、解決へつなぐ体制づくり

### 1) みんなで課題を受け止める体制づくり

プライバシーが配慮され、地域の中で困りごとと言える場所があることや各種相談窓口の明確化が求められています。

主な意見
・相談する窓口を明確化し、すぐに相談できるようにする（横地地区）
・地域の福祉リーダー、困りごとを解決する人材の育成（町部地区）
・包括支援センターや民生児童委員と連携する（町部地区）
・行政対応窓口との連携（加茂地区）
・自治会の会議等、困りごとを解決できる場をつくる（河城地区）
・地域（自治会）で何でも相談できる人をつくる（小笠東地区）
・一番身近な自治会がもっと課題を解決に関わる組織になってほしい（小笠南地区）
・自治会の役員が課題を共有し、次の役員に引継ぐ（小笠南地区）

## 2) みんなで解決へつなぐ体制づくり

地域内での課題を共有し、自治会や民生委員・児童委員、ボランティア団体等が連携していくことが求められています。

主な意見
・自治会内・班内で課題を共有し、対応する（加茂地区）
・自治会、地域ボランティア各団体、支援組織との連携（加茂地区）
・地域にある課題を明確にして住民に問題意識をもってもらい、ボランティア等と解決策を検討していく（河城地区）
・自治会や班長会等で問題提起・共有し、解決可能なもの、行政へつなげるものを仕分ける（小笠東地区）
・民生委員・児童委員、コミュニティ協議会、地域ボランティアの連携、組織の確立（小笠南地区）
・年2・3回地域の課題を話し合う（平川地区）
・各部会の意見を聞き、自治会等へ下す（嶺田地区）

## 3) みんなが移動できる手段の確保

オンデマンドバスや乗り合いタクシーなど、新たな移動手段の活用が求められています。また、移動販売等により、買い物が不便な方の移動に配慮した生活支援が求められています。

主な意見
・タクシー会社との連携によるオンデマンド交通の仕組みづくり（加茂地区）
・輸送ボランティアの育成（内田地区）
・週2～3回等定期的な買い物支援（横地地区）
・地域の相互扶助で運転する場合の支援の充実（西方地区）
・近所の人同士で乗り合わせて買い物や、買い物代行するなどの協力体制（河城地区）
・地域の人が運転して乗せていけるグループづくり（ボランティア）（小笠東地区）





# 附錄



# 1 計画の策定体制

## (1) 菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会

本計画が本市の福祉関係者等の意見を反映したものとなるよう、学識経験者、各種団体の代表者等から構成される「菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、策定内容に関して検討を重ねました。

## (2) 菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画ワーキング会議

本計画が本市でこれまで行ってきた地域福祉に係る施策・取組を整理し、今後の方向性を示したものとなるよう、庁内各課の職員から構成される「菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画ワーキング会議」を設置し、策定内容に関して検討を重ねました。

## (3) 市民アンケート調査

令和2年12月15日から令和3年1月6日にかけて、地域福祉に対する意識や地域活動への参加意向等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、本市に在住の高校生以上の一般市民2,800人を対象に市民アンケート調査を実施しました。

## (4) 団体ヒアリング調査

令和3年1月19日から2月1日にかけて、団体の活動状況や地域課題等を把握し、本計画策定の基礎資料とするため、本市において活動する、福祉に関する様々な分野の団体及び各地区のコミュニティ協議会を対象に団体ヒアリング調査を実施しました。

## (5) 「みんなのしあわせ懇談会」の開催

令和3年8月に、各地区での地域課題や自分たちができることを話し合ってもらい、そこでの意見等を本計画策定の基礎資料とするため、地域住民や地域福祉活動団体等を対象に「みんなのしあわせ懇談会」を開催しました。

## (6) パブリックコメントの実施

令和3年12月13日から令和4年1月14日にかけて、本計画の策定内容に関して市民から広く意見を募集することを目的として、パブリックコメントを実施しました。

## 2 計画策定の経過

### ●●● 計画策定の経過 ●●●

年月日	内 容
令和2年11月22日	令和2年度第1回菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 ・第3次計画の延長及び第4次計画の策定スケジュール ・市民アンケートの実施について
令和2年12月15日 ～令和3年1月6日	市民アンケート調査実施（配布数：2,800件 有効回収率：37.8%）
1月19日～2月1日	団体ヒアリング調査実施（配布数：25件 有効回収率：64.0%）
3月1日	令和2年度第2回菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 ・第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について
4月22日	令和3年度第1回菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画ワーキング会議 ・庁内ワーキング会議の役割について ・計画骨子案及び各課・係の福祉的施策の確認について
5月31日	令和3年度第1回菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の意義と今後のスケジュールについて ・菊川市の抱える地域課題及び施策体系案について
7月19日	令和3年度第2回菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 ・地域福祉計画策定に係る意見シートについて ・施策体系案及び計画素案について
7月26日	令和3年度第2回菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画ワーキング会議 ・第2回推進委員会の内容報告について ・各課・係における依頼事項について
8月	みんなのしあわせ懇談会 ・懇談会の開催：西方地区・嶺田地区・小笠南地区 ・書面による意見聴取：町部地区・加茂地区・内田地区・横地地区 六郷地区・河城地区・平川地区・小笠東地区
8月26日	令和3年度第3回菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画ワーキング会議 ・計画素案について
9月17日	令和3年度第4回菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画ワーキング会議 ・計画素案について
10月15日	令和3年度第3回菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 ・計画素案について
12月13日 ～令和4年1月14日	パブリックコメント実施
2月14日	令和3年度第4回菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会 ・計画案及び概要版作成について（書面評決）

# 3 菊川市地域福祉計画推進委員会設置要綱

## （設置）

第1条 菊川市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定、見直し及び推進に当たり、市民の意見を反映させるため、菊川市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## （所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 地域福祉計画に関する事項を調査研究及び協議すること。
- (3) 地域福祉計画の推進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

## （組織）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 連合自治会
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員
- (3) 老人クラブ連合会代表者
- (4) 社会福祉協議会代表者
- (5) 保育所及び幼稚園関係者
- (6) 小・中学校関係者
- (7) ボランティア連絡協議会代表
- (8) 子育て支援団体代表
- (9) 障害者団体関係者
- (10) 社会福祉施設関係者
- (11) 学識経験者
- (12) その他市長が必要と認める者

## （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## （委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(アドバイザー)

第7条 委員会に、地域福祉計画の策定及びその推進に関し、必要な助言、指導等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 福祉アドバイザーは、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(ワーキング会議)

第8条 第2条に掲げる事務に係る調査研究等を行うため、委員会に菊川市地域福祉計画ワーキング会議（以下「ワーキング会議」という。）を置くことができる。

2 ワーキング会議の委員は、職員及び市社会福祉協議会職員のうちから市長が任命・委嘱する。

3 ワーキング会議は、健康福祉部福祉課長が統括する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

# 4 菊川市地域福祉活動計画推進委員会設置要領

(設置)

第1条 社会福祉法人菊川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を計画的に推進することを目的として菊川市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうち、社協会長が委嘱する。

- (1) 連合自治会
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員
- (3) 老人クラブ連合会代表者
- (4) 社会福祉協議会代表者
- (5) 保育所及び幼稚園関係者
- (6) 小・中学校関係者
- (7) ボランティア連絡協議会代表
- (8) 子育て支援団体代表
- (9) 障害者団体関係者
- (10) 社会福祉施設関係者
- (11) 学識経験者
- (12) その他会長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意

見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

# 5 委員名簿

## (1) 菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会委員名簿

●●● 委員 ●●●

No.	選出区分	氏名	備考
1	菊川市自治会連合会	鈴木 弘巳	菊川市連合自治会推薦者（副会長）
2	民生委員・児童委員	杉山 茂	菊川市民生委員・児童委員協議会推薦者（会長）
3	主任児童委員	落合 淳子	菊川市主任児童委員 代表
4	老人クラブ連合会代表者	三浦 寛	菊川市老人クラブ連合会 副会長
5	社会福祉協議会代表者	大橋 眞佐美	菊川市社会福祉協議会 会長
6	保育所及び幼稚園関係者	松村 良枝	園長会推薦者（おおぞら認定こども園 統括園長）
7	小・中学校関係者	後藤 克巳	校長会推薦者（河城小学校 校長）
8	ボランティア連絡協議会代表	井伊谷 藤雄	菊川市ボランティア連絡協議会「ゆう&あい菊川」会長
9	子育て支援団体代表	後藤 久美子	母親クラブ「のいちご会」代表
10	障害者団体関係者	山田 正臣	身体障害者福祉会 会長
11	社会福祉施設関係者	杉原 充子	東遠学園 園長
12	社会福祉施設関係者	板倉 幸夫	社会福祉法人 和松会
13	社会福祉施設関係者	日比野 功	社会福祉法人 草笛の会
14	社会福祉施設関係者	川西 眞由美	社会福祉法人 白翁会
15	社会福祉施設関係者	水野 洋一	社会福祉法人 Mネット東遠
16	学識経験者	奈良 修三	元社会福祉施設長 各種委員
17	学識経験者 (地域福祉計画アドバイザー)	増田 樹郎	静岡福祉大学 副学長

## (2) 菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画ワーキング会議委員名簿

### ●●● 委員 ●●●

No.	所属部	所属課	職名	氏名	備考
1	総務部	地域支援課	市民協働係	山崎 雄太	市民共働・共生
2	危機管理部	危機管理課	防災計画係	戸塚 千尋	防災
3	健康福祉部	福祉課	障がい者福祉係	松下 伸彦	障がい
4	健康福祉部	福祉課	生活福祉係	田島 康順	生活保護・困窮者
5	健康福祉部	長寿介護課	高齢者福祉係	岡田 祐三	高齢者福祉
6	健康福祉部	健康づくり課	成人保健係	松本 詳代	健康増進・管理
7	建設経済部	商工観光課	産業振興係	山田 克哉	女性就労支援・消費者保護
8	こども未来部	こども政策課	幼保こども園係	落合 清吾	子育て
9	こども未来部	子育て応援課	こども福祉係	鈴木 敬司	子育て
10	教育文化部	社会教育課	社会教育係	鈴木 優子	ボランティア
11	社会福祉協議会		地域福祉係	松村 光	

### ●●● 事務局 ●●●

No.	所属	職名	氏名
1	福祉課	課長	吉川 淳子
2	福祉課	社会福祉係 係長	平井 輝男
3	福祉課	社会福祉係 主査	西村 美里
4	福祉課	社会福祉係 主事	落合 啓介
5	社会福祉協議会	事務局長	坂部 正雄
6	社会福祉協議会	次長	堀川 直樹
7	社会福祉協議会	地域福祉係 主任	後藤 瑞希

---

---

## 第4次菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行：菊川市・社会福祉法人菊川市社会福祉協議会

編集：菊川市 健康福祉部 福祉課  
社会福祉法人菊川市社会福祉協議会

所在地：〒439-0019 静岡県菊川市半済 1865 プラザけやき

発行年月：令和4年3月

---

---